

14.5

54

14.5-54



1200501213193

司法資料
第二四一號

一九三七年獨逸國司法官試補指導者會議錄

司法部調查部編



始



司 法 資 料

145
54

第 二 百 四 十 一 號

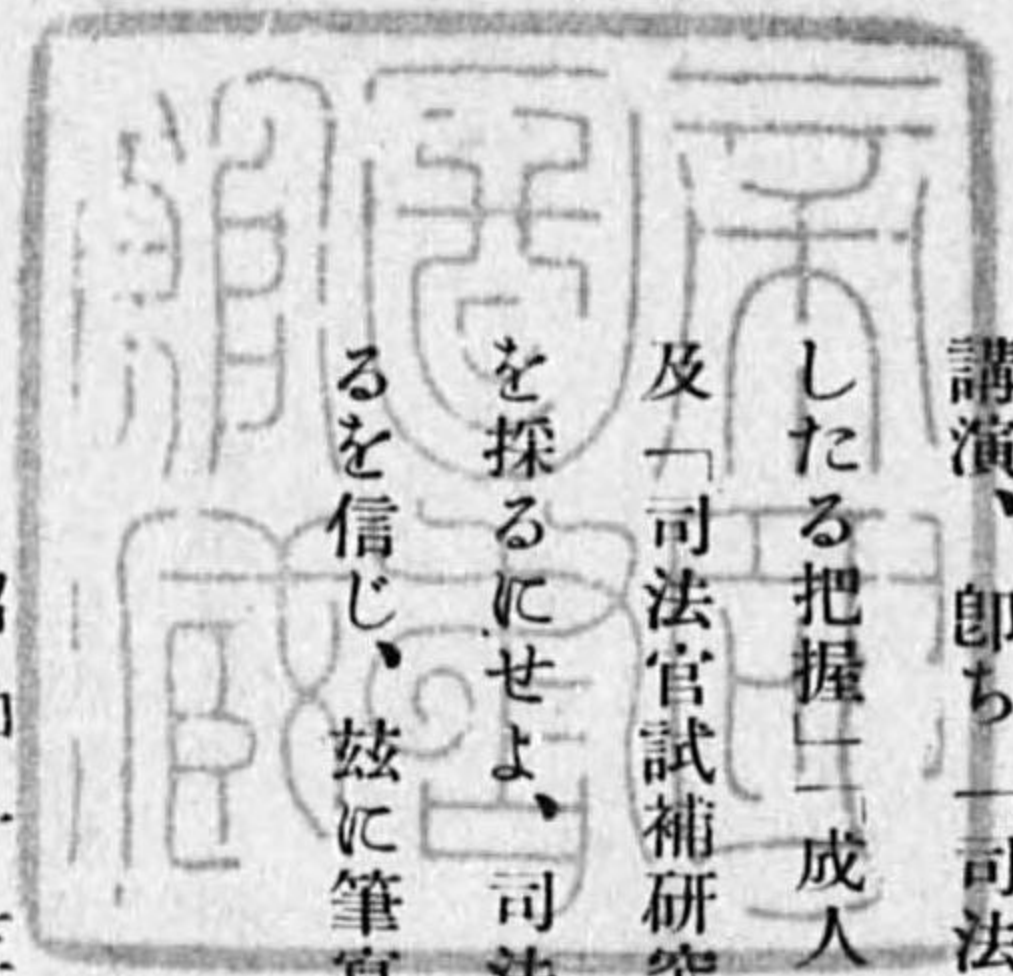
一 九 三 七 年 獨 逸 國 司 法 官 試 補
指 導 者 會 議 錄

【禁轉載】（昭和十三年六月）

司 法 省 調 查 部

14.5
54

本號收むる所は獨逸に於ける千九百三十七年の司法官試補指導者會議錄(Die Tagung der Referendarführermeinschafter 1937, Deutsche Justiz 1937 S. 1645 ff.)の邦譯であり、其の會議の記事の外會議に於ける講演、即ち「司法官試補の第二次試験の成績に於ける諸缺點」「法規及法律行為的意思表示の實生活に則したる把握」「成人の教育及取扱法に就ての實際經驗」「世界觀の戦より觀たる獨逸前史」「人物鑑定法」及「司法官試補研究團に於ける體育」を含む。譯者は富田豊氏である。ナチス精神に對し贊否何れの立場を採るにせよ、司法官試補養成制度を根本的に検討するの要ある現下の我國に對し、示唆と爲るべき所あるを信じ、茲に筆寫に代へて排印する次第である。



昭和十三年六月

用
課
寄贈本



司法省調査部

211
16



司法省圖書印



司法資料 第二百四十一號 一九三七年獨逸國司法官試補指導者會議錄

目次

司法官試補の第二次試験の成績に於ける諸缺點
 ドクトル・オットオ・バイラント……………(一)

會議經過
 ドクトル・リヒター……………(三)

會議に於ける各種講演
 一、法規及法律行為的意思表示の實生活に則したる把握
 ドクトル・ルードルフ・ミュラー＝エルツバッハ……………(五)

二、成人の教育及取扱法に就ての實際經驗
 ドクトル・ミハエリス……………(八)

三、世界觀の戰より觀たる獨逸前史……………(一)

四、人物鑑定法
ドクトル・ヴェルナー・ヒュルレ……………(一九)

五、司法官試補研究團に於ける體育
ドクトル・ハンス・ハインリッヒ・グルンワルト……………(二〇)

(附) 獨逸の司法官試補養成に關する邦文々獻……………(二六)

ドクトル・ポールマン……………(四八)

司法官試補の第二次試験の成績に於ける諸缺點

獨逸國司法試験局長

ドクトル・オットオ・バトラント



司法官養成規則第三十九條に依れば、抑々大國家試験の目的とするところは、司法官試補が其の全人格より觀て——即ち當人の専門的知識並に一般常識は勿論、事務處理上に於ける實際的技術、並に當人の性格及び其の他の個人的特質より之を見て、——果して『司法官たるの資格』を有すと認め得るや否やを確かむる點に在るのである。此の故に試補が、此の最後の而して最も重大なる試験に於て示すべき點は、果して當人が其の命せられたる事務修習期を十分に利用して、以て若し書面又は口頭による決裁を求められたる場合其の事實をば正確且完全に理解し得又記述し得るやうに成り居るか否かの點、及び更に又當人は果して其の實情を法律的に的確に評價し得る能力を有するか否かの點、即ち、當該情況に對して實生活に即したる方法を以て法規を適用し得、以て民衆の納得する條理ある判定を下すことを修得したかどうかといふ點である。従つて大國家試験に於て試補に與へて之が考究を爲さしむる諸設問も、右の主旨に従つて定められるのである。この故に、試補は實際の事件より取り來れる一箇の訴訟記録を與へられ、之に基き

て三週間以内に、之に對して下すべき判決につき意見を作成し、且之に添へて判決を起草すべしと定めてある次第であり（司法官養成規則、第四十三條）、又五日間に亙り一日各一箇宛の監視付答案を作成し、内三題は、記録による法律事件の考究を對象となすことを要すと規定せられて居る所以であり（司法官養成規則、第四十四條第二項）、尙ほ他の一題に於ては國法及び行政法關係の事に通じ居ることを證明すべく（司法官養成規則、第四十四條第三項）、更に第五問に於ては普通歴史、經濟學又は之に類する諸方面に亙つて常人の造詣を開陳すべき機會を與へることと成つて居る譯なのである（同規則、第四十四條第四項）からである。而して最後に、口述試験に際しては自由演述を爲さしむることを要し、此の演述に當つては試補は筆記試験に用ひたる書類同様、裁判所又は検事局の實際の事件より採り來れる書類に基きて之を爲すことを要するのである（司法官養成規則、第四十五條）。

大國家試験は一種の實地試験

然るに、予はもとより其他試験手續に關與せる總ての人々の痛感し來れるところの、而して毎度乍ら繰返し痛感せしめられ居るところの經驗より見て、少くとも可なりに疑問視せらるるところのことは、果して受験者に於ては大國家試験が一種の實地試験なることの意識を有し居るか否かといふ點であつて、即ち、此の試験に於て彼等の示すべき事柄は彼等が試験合格の曉、或は判・檢事、辯護士、公證人、法律

顧問として、乃至は其の他の資格に於て之に就かむと考へ居るそれぞれの職業に耐え得るかどうか、即ち語を換へて言へば、近き將來に於て彼等の頭上に加へらるべき諸要求に對して彼等が堪え得るだけに成育し居るか否かである、といふ一事をば、果して意識し居るかどうかの點に至つては疑問に堪えぬ所である。寧ろ、大國家試験に際して屢々實見するところに從へば、試補の多くは事務修習を目して一種の勉學の延長に他ならずと思ひ込み、その間は單に學理上の知識及び技能の増大を圖るを以て能事終れりと心得居る向きも多きかに見受けられる。少しく吾人をして想像を逞しうするを許さるるならば、試補諸君は彼のイェーリングの著『發展の諸段階に於ける羅馬法の精神』を讀み、其の第二卷の三五七頁以下に於ける記述に感染し居るには非ざるかを疑はしむるものがある。即ち右の箇所所述べあるところに依れば、凡そ資料を整理し、表面的矛盾を整理し、種々の難點、不明瞭なる點等を解決してゆくが如き仕事、つまり語を換へて言へば、裁判官の没頭し居るが如き雑事に追ひ廻はされるが如きことは、之即ち低級なる法律學の仕事であるが、之に反して高級なる法律學の關心事は右とは全く別個の、遙かに重要なる、つまり低級なる法律學の仕事のうへに巍然と聳立したる仕事に懸つて居る。即ち法律的資料を一箇の高級なる渾和状態に迄高むる任務であると。まだ一兩年以前迄は、若き法律家は斯ること抔考へては居らなかつたやうに思ふ。即ち彼等青年法律家は法律の概念及び法の解釋といふが如きことは全然知らうともせず、寧ろ法律は無くともやつて行けると確信し、如何なる場合に臨んでも公正なる裁量を以て裁判すれば宜しと爲して

居たのも未だ遠き過去の話ではない。それが今日では、何と言つても氣構へが一變してしまつて居るのである。然し乍ら茲には之以上、受験者達が裁判の實際的事務に携はることを嫌忌する傾向について喋々することはやめて、其の代りに予は一箇の實例を引き來つて之が證據としたいと思ふ。之は決して珍らしい話といふ譯のものでなく、最近にあつた實例ではあるが、何時の試験に限らず之と同一の例は極めて容易に幾つでも見付け出すことの出来る種類のものなのである。

自宅答案

元來予は自宅で作成した試験答案を調ぶる場合、先づ判決より始めて、冒頭、(譯者註、冒頭とは當事者裁判所の表示及び事件名を含む)其の次に主文、更に次いで事實、最後に判決理由を讀むことにして居るのである。他の試験官達に於かれても皆此の順序に據られて居るものと予は信じて居る次第であるが、予が此の仕方を以て唯一の正しき方法なりと思惟する所以のものは、實に此の方法を以てするときは、果して當該試補が實地に用ふるに足る仕事を爲し遂げたか否か、即ち特に彼が訴訟の當事者をば納得せしむるに足るだけの明瞭且充分なる事實及び理由を作成したか否かといふことが、最も良く確かめらるるに因るのである。予が此處に述べんとする當の實例に於て問題の對象とせられ居る裁判では、原告は被告に對し、被告が一婦人につき差押へたる物件の返還方を要求して居り、その婦人は原被告双方に對し債務者で

あつたのである。而して右の物件は、原告が請求の理由として述べ居るところに依れば、同女が未だ何等被告の債務者に非ざりし當時すでに原告の債務者たる同女より賣渡擔保契約によりて原告の所有に屬し居たるものであつたのである。原告の職業も被告の職業も冒頭には記載されて居らず、判決の事實中にも乃至は判決理由中にも之に關しては何等の指示もなかつた。原被告双方に對して債務者たる婦人の職業又は身分に就いても同様、何等の記載も見當らなかつたやうな次第である。

此の事件の取扱を命せられたる當の試補に於ては、訴訟當事者及び其の他訴訟の關係者の職業に就いて何等か心得を持つて居ることが公正なる裁判を行ふ上に於て甚だ重要な事柄であるといふことに就いて、全然理解を缺き居たることは言ふまでもないところである。蓋し、當事者及び關係者等の職業並に生活情況より推して、裁決上重要な結論を引き出し得るといふことは、屢々之ある事實である。而してまさに本事件に於ては特に試補は之を確かめ置くべきであつたと思惟せられるのである。何故とならば、被告の側にては次の諸點を擧げ來つて原告に反駁を加へて居たるが故である。即ち曰く、原告は良俗に反して右の賣渡擔保契約を締結したるものである。即ち、原告は共同の債務者たる婦人と相謀りて賣渡擔保契約により同女の現在及び將來の債權者に不利に同女を無財産且無抵當ならしめたるものである。又曰く、剩る右の契約は「破産外に於ける債務者の準法律行為の取消に關する法律」の規定に従つて締結せられたるものである。更に曰く、原告は共同債務者たる當の婦人に對して高利貸を爲したるものである。

此の種の反駁に對して公正なる態度を持するを得るためには、苟くも裁判官たるものは抑々訴訟の當事者が如何なる職業に従事し居り又如何なる情況の下に生活を爲し居るかを、心得て置く必要がある。裁判官たるものは單に民事訴訟法第三百十三條の規定があるからといふだけでなく、更に前述の理由からしても原被告並に訴訟關係者等の職業を知つて置くべきものであるといふことを、此の試補が其の實務修習期間中に於て了得するに至らなかつたのは明なるところである。蓋し、然らざれば、彼として關係者（即ち原告、被告、及び共同の債務者たる婦人）の職業を完全に没却し去るが如き失態は爲でかさなかつた筈だからである。

此の試補は同じ訴訟記録に關する他の調査に於ても、彼が此の種の事項を確かむることなどに向介意しない人間なることを、曝露して居た。即ち、訴訟の進行中何等かの訊問を受けたる十名からの證人の誰一人に就いても、其の年齢及び職業は書類よりして知り得べかりしこと明白なるにも拘らず、依然として此の試補は事實中に此の兩項目を掲げることをしなかつた。従つて此の部分に於ても觀察及び斷定共に前と異らぬ。曰く『本試補の意見を以てすれば、訴訟の當事者、其の他訴訟に關係ある者、乃至訴訟中に訊問を受けたる者等の個人的關係は、裁判官としては正さに宜しく之に拘泥すべきものでない。證人は證人、鑑定人は鑑定人である。彼等の供述並に證言の評価は、宜しく當人等の年齢、職業、乃至其の他の關係を考慮するところなく之を行ふべきである』と。

課題の答案を読む度に此の種の感銘を深くさせられねばならぬといふことは、何時も乍らのこととは言へ、遺憾に存する次第である。蓋し斯る事實が行はれて居るといふことは、試補達が事務修習の間に、證人の信憑性並に其の供述の全體的評價といふ點に於て本人の年齢、其の職業、及び其の他の個人的性質が如何に重要なものであるかといふ事實をば、修得せずして終つたことを證明して居る譯だからである。勿論吾人としては、證人の年齢其の他の事項の記載が爲されて居らぬことを見れば、其の試補は未だ嘗て、それぞれの年齢の段階特に青春期といふやうなものが證人の供述を評價する場合に有するところの重要性といふが如きことをば聽かされたる經驗なきに非ざるやとの感を起さざるを得ぬといふのも、亦止むを得ざるところである。斯る試補になると、——而もその數は甚しく多いのであるが、——九十の坂を越したる證人の供述にも原則として、十三歳の年少者の供述、乃至は三十歳の證人のそれと同一の價値を認むべきであると心得て居るらしい。且又彼等は、證人の供述を評價するに當りては當人の職業は原則として之を度外視すべきであり、従つて此の事の故に裁判官たるものは全然之に拘泥すべきものでない、と斯う確信し居るものの如くである。

右の實例の試補は、更に當事者、債務者たる婦人、及び證人等の人物を不問に附したるが爲に、訴の却下といふ結着に達したのであつた。之といふのも、つまるところは右の試補としては證人の供述に依據することにより、右の賣渡擔保契約は不當に自由を拘束する契約 (Kaufungsvertrag) であり且又其の他の

理由より之を見るも良俗に牴觸する行爲であるが故に、従つて無効であることは確實なるところであると思ひ込んだからに他ならぬ。若し此の試補にして原被告及び債務者たる婦人のそれぞれの人物に介意し、其の上にて當の賣渡擔保契約が如何なる工合にして原告と債務者たる婦人との間に成立するに至りたるものであつたかといふこと——而も此の點につきては書類に於て餘蘊なく説明が與へられて居たのであつた——を究明したりせば、必ずや彼は右とは反對の、而して疑ひもなく公正なる、且又地方裁判所並に控訴院が此の書類を用ひて到達したるところと同一の、結果に達したるべきは疑の餘地なきところである。即ち若し然りしならば、此の試補は次の事情を確認するを得たであらう。抑々此の原告といふのは稅務及び產業官署の顧問の地位に在る者であつた。又原告被告共同の債務者たる婦人といふのは或る公證人の老齡の未亡人であつて、彼女の亡夫は仕事の上のことで原告とは相當に親密なる間柄にあつたのである。然るに彼女の夫は借財を其の儘にして既に死亡し、未亡人は經濟的困難に陥るに立到つたのであるが、彼女は——事の當然の成り行きとして——自分の夫の良き知己たりし原告に相談をかけて來た次第である。原告に於ては實情を調査したる上で、自分としては貴女の現下の窮狀は時が経てば必ず切り抜けるものと信じて疑はぬ旨を彼女に説明し、且死なれた御亭主の忠實なる知人として二千何百麻克とかの金を、其の當時としては極めて妥當なる四歩といふ利率で彼女に貸與したものであつた。右の試補は此等の實情を全然究明することを敢てしなかつたが故に、右に述べし如く實生活に當て嵌まらざる、而して單に法律の死文

字だけには一と先づ適ふやうな判定に到達するに至つた次第であつて、之に對して法律學的に如何に犀利を極めたる理由を附して居るとしても、斯る判決には誰人と雖も納得し得る筈もなく、旁々裁判所の威信を傷ける資格を申し分なく具へて居るのである。

正義の女神が眼かくしをして御座るといふので、青年法律家等が凡そ此のやうな事柄に餘り氣を取られぬやうに納りかへつて居るのかどうか、予の斷言の限りではない。萬一にも然りとすれば、之は考へものである。といふのは、若し假にさうとせば、それは試補達が彼の中世紀に於ける妄狀の甚しき遂に斯く眼かくしを施されたる正義の神像を描かしむるに至つた其の間の消息を一向に御存じなきことの證據だからである。希くは此の冗談をして意義あらしめ、眼の開きたる法官のみが公正にして實生活に即したる生氣のある裁判を行ひ得るものであるといふこと、従つて裁判官たるものは訴訟の當事者、證人、並に其の他の總ゆる事柄を表裏相照らし觀ることに只管之努むべきものであるといふことを、試補達が不動の信念と成すに至らんことを願ふ次第である。

冒 頭 (Rubrum)

自宅答案が大國家試験の中心要素を構成するものであることは從來と異らぬところであつて、之には右に述べたる如き缺點が露呈せられ居るばかりでなく、其の他にも尙ほ輕視すべからざる缺陷が何時も乍ら

見らるるのである。先づ第一に、冒頭に對して所要の注意が拂はれて居らぬことが多い。宛かも冒頭などには全然頓着することなく、往々にして冒頭のまるで無いか又は有つても不確かなものであるやうな告訴状を基として、いきなり書き寫して居るのではないかといふやうな氣がするのである。だから、既に述べた如く、訴訟當事者の職業が脱落して居るが如きことは頻々たることであつて、假りに女の場合にしたところで、それが未婚者なるか、既婚者なるか、乃至は未亡人なるかに就いて必ずしも記載があるとは限つて居らぬ。此等の點を以て考ふれば、如何に此等の記載が實際上にも法律上にも重要なものであるかといふことの得心が其の試補には出來て居らぬのではあるまいか、と斯様の感慨なきを得ないのである。抑々冒頭は判決の一部分を構成するものであり、従つて實體上及び論争上の對象たり得べきものであるといふ、此の理窟がまるで解つて居らぬものやうである。若し此の理窟にして理解が出來て居つたならば、屢々かういふに出くわすが、判決の冒頭に既に其の記載が済んで居るのに、事實のところ今一度『原告たる商人云々』とか『被告たる農夫云々』と言ふが如きことを讀まされずに済むであらう。又特に地方裁判所以上の裁判所に於ける訴訟の場合に、冒頭に訴訟代理人たる辯護士のことを記載するに辯護士たる身分の者とするのを忘れて、例へば司法顧問官 (Justizrat) とか名譽司法顧問官 (Ehrender Justizrat) といふやうな稱號を書いたりするもの、之亦輕卒の致す缺點と言へるであらう。或は又、區裁判所管轄の事件を原告が自己の住所地の區裁判所に提訴せずして之とは異りたる被告の住所地の區裁判所に

提訴し、る場合に於て、原告が自己の住所地に於て従事しある辯護士として訴訟代理人に立てたる原告の辯護士を記載せず、却つて此の辯護士の復代理人として判決區裁判所の所在地に住し且其の訴訟に従事し居る辯護士が記載しあるが如き、之をしも單なる缺點なりと目し得るかどうかといふに、吾人は常に必ずしも然りとのみは斷言し得ない。

判決主文

判決の主文の書き方が亦不分明のものが多く、若くは極めて難解なる書き方をして居るのである。控訴審の判決にあつては特に然りである。判決は先づ殆んど大抵が罰金の言渡で執達吏による執行方を命じて居るものであるが、若き法律家達には其の判決の主文は執達吏にも理解出来るべきものでなければならぬといふ考へが無いらしい。主文の記述が甚だ不分明で文脈亂雜を極め居るが爲、如何に丁寧に讀んで見てもどうも隅々までは判然とせぬといふが如きものも、珍らしくはない。此の點でも亦、判決は理路整然と書き述べて法律の門外漢にも矢鱈に呻吟せずとも理解出来るやうにすることが肝要であるとの觀念が、試補達に缺如して居るのである。第一審の判決にては、中間判決によりて損害賠償請求の理由を決する判決主文は全然用をなして居らぬと斷ずるも、敢て過言ではない有様である。受驗者達が此の種の主文の狙ひ所を理解して居らぬといふ事實は、此の點にも曝露せられて居るのである。假りに、原告が不法行為に

對する損害賠償を要求して居るものと假定しよう。而して其の請求は毀損せられたる衣類に對する賠償、立替へたる醫療費並に藥代に對する賠償、逸し去りたる利益に對する賠償、六十歳迄の生業能力の低下を理由とする終身年金、及び慰籍料に關し居るものとする。斯る場合に於ける主文は先づ必ず次の如く書いてあると見てよい。曰く『損害賠償に關する原告の請求は其の理由より觀て正當なり。費用は云々』と斯うである。斯くの如き主文を以て考ふれば、試補達には自分等の作成せる斯る主文が其の訴訟の今後に對して如何なる禍根を胚胎する危険のあるものであるかといふことに氣付いて居らぬのであると斷ぜざるを得ぬ。主文の斯る不明瞭且不完全なる書き方こそ、基本判決並に之に引き續く所の終局判決に對する控訴提起の誘因を成すものであつて、夫れ故に又斯る書き方は次から次に煩雜なる仕事を呼び起して來る。主文を疑ひの餘地なきやうに書いて置きさへすれば、斯る煩雜は容易に之を回避し得る筈のものなのである。此の種の煩雜を避くるがためには、先づ何は措いても、其の判決に於て損害賠償請求の原因となりし事項を明示して置かなくてはいけない。例へば斯ういふやうに述べて置かなくは駄目である。『原告が被告に對して提起したる損害賠償の請求は、一九三七年五月二日某地某街頭に於て自轉車に乗り居たる被告が原告を轢きたることに原因するものにして、……右請求は正當なり。』尤も尙ほ主文に於ては右の他に、其の理由より觀て以て正當なりと認めらるる請求の各個の項目を掲げ置く必要がある。故に前記の例を以てすれば、更に次の如く書いてなければいけない譯である。『右の請求は……原告が被告より左に

掲げたる項目を要求する限りに於ては、其の理由より觀て正當なり。

- 一、毀損せられたる衣類に對する賠償、但し此の金額三十麻克とす。
- 二、立替へたる醫療費並に藥代に對する賠償、但し此の金額四十麻克、及十麻克とす。
- 三、一九三七年五月二日より同十五日に至る期間に於て逸したる利得に對する賠償、但し此の金額百五十麻克とす。
- 四、滿六十歳迄の生業能力の低下を理由とする終身年金。
- 五、慰籍料、但し此の金額百麻克とす。』

斯く書るときにのみ、彼の『右の請求は其の理由より觀て正當なり』などといふ漠然とした主文より容易に發生する惧ある一切の疑義をば、爾後に互りて絶對に除外することが出来るものである。蓋し、前記の漠然たる主文を以てすれば、其の理由より觀て正當なりとすべき要求は果して右に掲げたる五箇の事項の全部に關するのであるか、乃至は其の中の何れか一項目なりとせば五箇の何れなるか、といふことは疑ひやうなく明確にせられ居る譯に非ざるが爲である。原告としては、言ふまでもなく、自分にとりて有利なる第一の解釋、即ち、五箇の要求の何れもが其の理由より觀て正當なりとの言渡しあること、を要求するなるべきも、之に反して被告の側に於ては、右の判決を以て單なる確認判決なりと做し、各項目につき問題として居るものには非ずして單に極めて全般的に損害の賠償に任ずべき被告の義務を確認したる

だけのことなりとの解釋を下すに相違ないのである。最後に今一つ述べ置く必要あることは、認定を得ざる請求權は却下せられたるものである旨が往々にして主文に於て明示せられ居らざること、つまり試補が一部判決を下して置きながら、さて後に残されたる訴訟部分は一體どう相成るのかといふことは些かも考慮して居らぬといふこと、即ち之である。それに又訴訟費用決定のことになると往々にして物事の實際的な方面が看過せられて居る有様であつて、宛かも試補の考へでは、會計士か何かのやうに出来るだけ煩雜な費用の割當てをすれば自分が法律家であり乍ら尙ほ且費用問題についても相當に理論的造詣を有して居ることを認めて貰へるとでも勘違ひして居るには非ずやとの感を、何時ものこと乍ら深くさせられるのであるが、何ぞ知らん、其の暇に實際的側面といふことを失念してしまつて居るのであつて、此の方面が又少くとも理論的方面と同様の程度に於て重要視されて居ることは忘却して居る。

事 實

判決の事實、即ち實體的及び係争的状況の記述に於ても屢々同様に缺陷が曝露せられて居るのである。言ふまでもなく、試補としては、事實を読み易く且明確に書き上ぐるといふことは、甚だしい難事である。成る程彼等としても、——其の答案より察知せらるるが如くんば——報告、意見、及び判決の調成上参考と成るべき恰好の書籍は讀んでも居り、又研究さへもして居るのである。然るにやはりそれらを餘す

ところなく理解して居らぬ。若し彼等にして理解が出来て居たとせば、凡そ事實の作成に關する總ゆる規則の中に肝腎なる規則といふのは何かといへば、それは取りも直さず、萬一其等の規則を應用して却つて理解を困難ならしむるやうならば寧ろ一切の規則を放擲するに如かず、といふことにある、といふ位のことには彼等に解かつて居さうなものである。結局無難に規則を爲し得ること、従つて又何等の疑念もなく追求するに足る目標として掲げ得ることはと言へば、夫は當事者の一方的にして不確實なる主張は之を後廻しとし、公正にして妥當なる記述をば先にする、といふことに他ならぬのである。尤も此の規則と雖も、若し之に従ふときは却つて全然理解のつかぬ記述に成つてしまふといふが如き場合には、斷乎として此の規則の方を引込むべきである。

議論の餘地あることは後廻しにして妥當なる記述から先きにするといつても、此の規則を守ることに硬まりきつて融通が效かぬといふことになれば、却つて打ち壞はしに終つてしまふといふことは、次に掲ぐる最近の一受験者の手に成れる自宅答案の事實の部分の一言半句の修正をも加へざる複寫を見れば歴然たる所であるが、之は決して珍らしい例といふ譯ではない。

『事 實』

原告はゲオルグ・キステンマツヘルGeorg Kistenmattの相續人たるアレクサンデル・キステンマツヘルAlexander Kistenmattが被告に對して有する債權を一九三二年二月二十五日附の差押命令により金額二千麻克だけを自己の爲に差押へしめ、

且取立の爲一九三二年八月五日附の轉付命令により之を轉付せしめたるものなり。ゲオルグ・キステン
マッヘルは被告を以て遺言執行人と定め其の終意の實行方を委嘱し置きたり。被告は其の職を引受け、
目下其の終意處分の實行中なるものなり。

原告の申立左の如し。

被告は四百麻克竝に之に對する一九三三年一月二日以降の五分の利息を支拂ふべき旨の判決を求
む。

被告の申立左の如し。

訴を却下相成り度く、若し已むを得ずば民事訴訟法第七百十三條第二項に基く權能を認許相成り度
し。

區裁判所に於ては、遺産には右利息を支拂ふに足る金額なしとの申立を理由あるものと認め、被告の
申立の通り利息を四分に引下ぐべき旨言渡したり。被告の訴求の金額に對する責任は遺言執行人なるが
故に因るものに非ずして、遺産の債務者として其の責に任ずるものとす。

之に對し被告は控訴を提起し、其の取消要求ありたる判決を破毀の上第一審に於ける申立を聽許あり
度き旨、若し已むなくば民事訴訟法第七百十三條に基く權能を控訴人に認許あり度き旨の申立を爲した
り。

原告の申立左の如し。

相手方の控訴を棄却相成り度し。』

此の事實に就いて見るときは、抑々此の訴訟に於ては何が問題とせられ居るかといふことを判斷するの
は不可能な仕事である。全體としての實體的竝に係争的情況に就いては何の記述もない。

試補等は、主張する (Behaupten)、實行する (Ausführen)、申述する (Auführen)、抗辯を爲す (Ein-
wenden) 等の語を無差別に使用して居るが、之は取りも直さず理解の淺きことを曝露するものに他なら
ぬ。抑々——普通の用語法に従つてもさうであるが、それは此の場合問題としないことにして、——事實
なることを主張するとは言へるが、事實なることを實行するとは言ひ得ず、又法律に従つて實行するとは
言ひ得るが、法律に従つて主張するとは言ひ得ないこととらるは、彼等としても三ヶ年の事務修習の間に
覚え込んで居らなければならぬ筈である。當事者の供述が悉く事實の中に記載してないことも往々にして
ある。事實の中に掲げてない何等かの供述が意見の所になつて法律的に評價してあるのを見る場合も珍ら
しくないのである。斯る不都合事が有つてなるものではない。口頭辯論主義のこともやはり何時も乍ら解
つて居らぬ。其の爲、各場合に爲されたる申立が、事實の中に全部擧げられて居ることも相當に多いので
ある。且加ふるに、悉くのものを沿革的に敘述して居る。かう成るといふと、此の種の事實なるものは、
當事者等の間に於て往復せられたる書面の羅列以上何ものでもない、といふ始末となつて來るのである。

斯ういふやうな事實を書いて居るやうでは、其の執筆者たるものは單に一片の事實をすら作成する能力が無いといふことを披露して居るだけに止まらず、更に又此の當人には、我邦民事訴訟法が口頭辯論主義を採用し居ること、従つて専ら例外の場合に限り、即ち例へば費用の割當に就いて其の必要を生じたといふが如き場合に於てのみ、實體的及び係争の状況に關する最後の口頭辯論前の経緯に遡ることを許されるだけであるといふこととの正しき理解が全然缺如して居ることを曝らけ出して居る譯である。——それから又受験者によつては、當事者が争ある何等かの主張のために既に遙か以前に訊問したることのある證人を更に證人として申請した場合、この申請を事實の中に於て報告して居る者もあるのであるが、之等もやはり事實に於ける缺點に數へられることなのである。我々としては事實の斯る記述を見るとき、其の試補は三ヶ年の修習期間を経たるにも拘らず、事實なるものの意義について、特に事實は實體的及び係争の状況を最後の口頭辯論に基いて明瞭にせられた通りに記述すべきものであるといふことに就いて、まだ少しも正確なる觀念を持つに至つて居らぬと斷定せざるを得ない次第である。争ある主張について既に之迄の間に訊問せられたことのある證人をば、其の證人の指名によつて初めて證據の申出でありたり抔と事實の中に書き立てるやうでは、事實なるものの目的及び意義についての正確なる理解は全然ないと斷せざるを得ないのである。既に初めの方に述べて置いた如く、大抵の答案には、訊問ありたる證人乃至は鑑定人の職業及び年齢について記載がない。斯る有様にては我々としても試補の實際的理解に關して不利なる斷定

を下さざるを得ないのも亦已むを得ざるところであるといふことをば、此處に今一度だけ強調して置く次第である。

意 見 (Gutachten)

次は意見の番であるが、此の自宅答案の重要な部分を以て觀るに、試補等が全般的に見て實體的及び係争の状況を法律的に縦横に考察しようと努力し居ることは認めらるるのである。又彼等は大概の場合に於て、果して原告の要求竝に原告が其の理由として供述し居るところの事が法律上根據を有するものなりや否やの點の吟味から着手して居るのであつて、彼等としても唯だ斯く爲すことによつてのみ事物の核心に到達するを得るのであるとの確信を擲んで居ることは確實なところである。然るにも拘らず彼等に於ては、原告の供述竝に之に對應する被告の供述に法律的吟味を加ふるに當つて目的とすべきは何であるか、といふことは常に必ずしも明瞭に理解されて居らぬ。此の點を曝露して居るものとして、予は或る受験者の自宅答案の中から左の一文を茲に引用することとする。不幸にして、之に類する記述は決して珍らしきものでないといふことを、此處でも又予は繰り返さねばならぬのである。

『被告側の主張するところに依れば、——既に略述したる——事情より觀て、原告が其の請求權を拋棄したるものなること明白なるところなり、と。若し此の見解にして正しとせば、原告の拋棄を理由とし

て本訴は却下すべきなり。此の故に抗辯は妥當なるところなり。』
 斯ういふ物の書き方をして居るところから見れば、其の試補の頭はどうかして居るのかも知れぬ。一體、一つの要求(又は抗辯)の吟味に當つて眼目とすべきところは、當該要求は當事者等の供述より觀て法律上の根據を有し得るものなりや否やといふ點に懸つて居るのであるが、當人には果して此のことが判つて居るのであらうか。予にはさうとは受取れぬのである。何故とならば、若し當人にして此のことが判然し居たりしならば、其の試補は右に掲げたる實例に於ては、被告の右の如き抗辯の妥當性を吟味する場合、果して右に掲げたる見解が正しきか否かといふ點をば吟味の對照に持つて來た筈だからである。——次のやうな記述から見ると、此等の點の眼目もやはり全然了解されて居らぬと結論せざるを得ないのである。曰く『自己の正しきことを想定し居る原告の供述を以て見れば、此の要求は物品の讓與に關する買手の賣手方に対する要求として、民法第四百三十三條第二項により妥當なるものなること明瞭なるが如し。』斯ういふ書き方をする受驗者には、原告の供述が正しと想定されて居りさへすれば、夫れのみにて何が故に其の訴が妥當なるものならざるを得ないのか、其の理由が判然とされて居るのであるか、どうか。果して一箇の主張せられたる要求が法律に根據を發見するものなるか否かといふ問題、言ひかへれば、一般に法律は斯る要求を斯る場合に認むるものであるか否かの問題、即ち其の要求は果して妥當なるものなりや否やといふ問題は、實體法によつて、而も唯だ實體法によつてのみ決せらるべき問題である。若し予にし

て原告の供述は果して實體法の何等かの規定による請求權をば認めしむる即ち許すところのものであるかどうかを吟味しようといふ場合——之即ち訴の妥當性 (Zulässigkeit) の問題なのである譯だが——予としては原告の供述然かも専らこれのみを實體法的に評價することを要するのである。此の吟味に於ては、原告の供述が『正しき』ものであるかどうか抔といふが如きは、全くどうでも宜しい。此の原告の供述の『正當性』(Richtigkeit) の問題は、懸つて證據判斷の問題に屬する事柄である。之は手續法の問題であるのであつて、斯る手續法上の問題などは訴の妥當性 (Zulässigkeit) の問題にとつて何の關係もない事柄である。而して我邦民事訴訟法に於ては、被告が口頭辯論期日に出頭せざる場合に關して次の如き規定が設けられて居るのである。曰く、事實に關する原告の供述は被告に於ても之を認めたるものと見做すことを要す、と(民事訴訟法第三百三十一條)。被告の懈怠の場合に於ける證據判斷としては右とは別様の規定を定められぬ譯ではないのである。一例を擧ぐれば、被告懈怠の場合にありては事實に關する原告の供述につき證據を提出することを要す、と規定してあつても構はぬ譯ではある。然るに我が民事訴訟法にあつては斯る場合に對して決してさういふ様な規定を設けては無いのであつて、夫は現に定めある規定が適切であると考へられたのに因るのである。されば此の點まで突き詰めて來て初めて、原告の供述したところは第三百三十一條の規定に基いて正しと想定し得る根據が出て來るのである。之は決して、其の訴が妥當に提起せられたりや否やといふ問題の吟味に際しては、さうなる譯のものではないのである。次に又利

息、手数料、費用の如き附帶請求、假執行等のことは意見の中に於て極めて等閑に附せられて居つて恰かも此等のことは附屬品でもあるかの觀を呈し居るのであるが、之も亦一つの缺陷を示唆するものなのである。此の種の附帶請求を等閑視し居る者が屢々見受けらるるは遺憾のことである。斯る者を見る毎に、其の受験者は愈々刻限が切迫したといふ間際になつて辛うじて主たる請求に對する意見の取纏めが間に合つたものには非ざるか、乃至はそれとも當人としては附帶請求の如き左したる問題でないかと勘違ひし居るには非ざるか、との感を懷かせられるのである。

訊問を受けたる證人の供述に對する評價が亦實に大多數の場合極めて不充分なるものがあるのである。若し證人にして當事者の一方と親族又は姻族關係にあるか乃至は友人關係にある場合、又は之に多少共經濟的に依存し居る場合は、大概の受験者の意見が之を目して原則的に信を置くに堪えざる者なりとして居る状態である。否寧ろ、夫が定石であるのであつて、而も夫子自身今やつと其の證人は全然信を置くに足らざる者であると言つて置き乍ら、未だ其の舌の根も乾かざるに、他の箇所では、——自分の到達したく思つて居る判決を下し得る爲に必要だとあれば、忽ち信を置くに足りる證人であると爲す。斯る態度に對して矛盾を痛感して居るやうな受験者は之亦殆んど一人も居ないのである。斯る證人の供述に對する評價態度に現れて居るところの矛盾を受験者達は氣付かず済まして居る。彼等の多數者にあつては、證人供述に對する現實的な實質的評價などは到底企て及ばざるところである。證人の年齢、職業、其の他の事項

に就いてさへ全然無關心であるところの彼等としては、之も亦當然のことであると言ふより他にない。事實に關する供述にして事實のところ記載して無かつたものが、意見のところに至つてその法律的吟味や評價にお目にかゝるといふやうなことも、何時ものことである。實際に於ても抜打的判決に出るが如き往々に行はるる所であるが、斯る眞似は當に慎むべき事柄である。此の種の唾棄すべき陋弊は極力之を彈劾すべきものである。蓋し、苟も訴訟の當事者をば今迄嘗て裁判に持ち出されたことも無い事實的根據によつて抜打的に判決を下して驚駭せしむるが如き行爲は、之畢竟するに怯懦の然らしむるに因るものだからである。宜しく試補に對しては三ヶ年の事務修習中に於て將來當人が右の意味に於ける抜打的判決の暴舉に出づるが如きこと無からむことを、吳々も肝に銘記せしめ置くべきであらう。

又試補が一部判決の言渡を發議し居る場合、夫れと同時に一體其の事件の他の部分は如何なることに相成るのであるかと言ふ點に就いては意見のところ一言半句の之に觸るるところが無いので、そこに條理を盡した意見といふものが無い。此のことは絶対に必要な事柄である。蓋し受験者の自宅答案に對して課しある仕事は、書類の状態に應じて下すべき判決を下せといふにも非ず、従つて事情によつては一部判決にても宜しといふが如きものに非ずして、其の主眼とするところは、書類をば訴訟の現状に於て爲さねばならぬ通りに調査し且充分に討究せよといふ點に存して居るのである。受験者は引用をして理由の代りとしたがるけれ共、夫では充分と言ふ譯にゆかぬ。例へば斯ういふのが屢々見受けられるのであるが、『大

審院民事部判例、第何號、第何頁によれば斯々なり』とか、或はまた『一般の見解を以てすれば斯々と見做すべきものなり』とかとあるのみで、其の大審院の意見なり一般の意見なりの理由を述ぶることすら爲して居らず、況んや之に對して私見を開陳するとか、乃至は又當の受験者自身が右の見解を支持するものなる旨竝に其の理由をば附言して置くとかいふやうな事に至つては、全然何も爲て居らぬのである。遺憾ながら予は此の點に關しても、受験者等が右の意見の理由を全然知つてさへ居らぬのであるといふことを認めねばならなかつた。即ち予は、夫々受験者が自宅答案や監視付答案や演述の中で引用して居る大審院の見解なり學說なりの理由を十分に消化して居るのであるかどうか、其の點を自分で確かめて見ようと思へたので、口述試験の際に此のことを訊いて見たのであるが、予は餘りにも屢々受験者が全く駄目であることを經驗しなければならなかつたのである。例へば極く最近の話であるが、或る受験者が通説として、停止條件附の將來の債權は讓渡し得るものであると述べ、當人としても衷心より然ら確信して居るらしかつた。然るに彼の演述が終るを待つて、予が試みに右の意見の理由を質問して見るといふと、當人は之に就いては全然何等の知るところも無かつたのである。それから又或る受験者は、例へば、賣渡擔保契約は動産差押に關する規定にも拘らず可能であるが、但し之がため契約締結上の過失 (*culpa in co. tractando*) の責任を生ずるとか、其の他色々なことを幾頁かに互つて論じ立てて居るのであるが、斯る敘述は之を一箇の紹介論文として見るならば勿論別であるけれ共、之を判決に對する意見とするならば、之亦今日では既

に一つの缺點であると見做さざるを得ないのである。蓋し斯る論議は夙に解決されて居るところであるからである。而して此の種の答案に限つて概して其の他の必要なる記述はしてないのである。最後に、受験者によつては事實をば自分の都合の良さやうに整理し直して居る者もあるが、之は大なる缺點である。斯ういふのは特に監視付答案作成の場合には決して珍らしく無い所であつて、やはり之は弱點の一つの現れなのである。假りに、整頓の途中に於て事實の改竄を來したるものであるとしても、此の種の不始末は其の責を免れる譯にはゆかないのである。寧ろ斯る遣り方から見て却つて、其の受験者には事實整頓 (*Unterstellung von Tatsache*) の概念が良く理解されて居らぬといふことが判明することなのである。

理 由

理由が體をなして居るものは減多に無い。意見と理由とは別箇のものであるといふことは教科書にも述べてあるのだが、夫にも拘らず、自宅答案を見ると往々にして理由が單に意見の複寫に過ぎないものと成つてゐるのも尠くはないのである。判決理由にして截然其の意見と區劃されて居つて、其の受験者が意見の目的とするところは何であるか、又判決理由は何が爲に置かるものであるか、といふことをば心得て居ると認めらるるやうなものに至つては、實に寥々たる有様である。且又、理由の中に *clausula rebus sic stantibus* とか *contractus molaturae* とか *culpa in contrahendo* とか *actio und exceptio doli generalis* とか

billige Klagen とか adäquater Kausalzusammenhang とかいふやうな法律學の用語が矢鱈と出て來るのであるが、之を以て見ると、理由は訴訟當事者——即ち法律の門外者——に理解し得るものたることを要するといふことが受験者等に解つて居るとは、受取り難いのである。意見を述ぶる場合に此の種の専門學術語を使用するのは普通に行はれて居る所であるばかりでなく、之によりて法律家には記述が明確に把握出來る點より見れば有益なものですらあるのである。然るに判決中に於て之を用ひることは困りものである。此の場合斯る字句を使用すると、如何にも勿體振つて居るかに見られ易いのみならず、更に又素人の眼に裁判といふものを現世より遊離した事のやうに感じさせる惧れがある。事の序に茲に述べて置き度いのは、判決理由の中で屢々見受ける『條文の使用』(Paragraphensprache) についてである。例へば理由の中で時々次の如き文句にも眼に掛る。曰く『原告は民法第四百三十三條、商法第三百五十二條、第三百五十三條に基き被告に對して代金並に利息の支拂方に關する訴を提起するものなり。之に對して被告は民法第三百二十條、第二百七十三條、商法第三百六十九條により抗辯を爲す、云々。』斯う素ツ氣もなく條文ばかり並べ立てては、訴訟の當事者には手も足も出しようが無いのである。右に掲げたやうな餘り馴染の少い條文であるといふと、假令法律家でも一寸どうかと思ふ。又意見との連絡の判然しないのになると、判決理由には原告が訴を貫徹し得ないといふ理由を二つも三つも、乃至は夫以上も掲げて置いて、夫から十頁以上も後の方に至つて、夫にも拘らず其の訴が許さるる理由といふのを一、二頁述べたのがある。之

と同じことは理由に就いても言へるのであつて、さういふのになると先づ最初の方は何頁にも互つて、例へば原告は勿論此の訴を貫徹することが出來るといふことだの、被告が何と述べ立てようと原告の勝訴に對抗出來るものでないことを散々並べ立て、原告の側では自分が屹度勝つといひ加減安心しきつたところへ、さて判決の最後のところに持つて來て、原告の訴を却下せざるを得ざる理由を述べるのである。斯る判決は其の受験者の未熟なることを證明して居るのであるが、其の又用語に至つては、『裁判所は斯く思考す』(Das Gericht ist der Ansicht) とか『裁判所は斯く熟考せり』(Das Gericht hat erwogen) などといふのがあつて、茲を以て之を觀れば常人には判決理由には熟考して居る場所でないことも、乃至は裁判所の合議で、自宅答案ならば意見のところ、爲さるべき述べ合つた熟考、而して茲に其の決定を見なければならぬ筈の其の熟考、夫の結論が判決なのだといふことも、判つては居らぬと推察さるるのである。

監視付答案と口述

監視付答案及び口述に於ても自宅答案と同じ缺點が曝露せられて居る。此處でもやはり不自然至極の判定を下さうとする無駄骨折りが認め得るのであるが、之は或ひは、其の努力を法律家達に買つて貰へるかも知れぬといふ空頼みと、實生活から懸け離れた判決の方が眼に著き易からうといふ思ひ付きに出でたるものであるのかも測り知れぬ。考へずとも明快にゆきさうな判決でも、法律に直接其の途が示されて

居らぬといふと法律的に無理のない理由を附することは受験者等には到底望めないものである。斯る場合、彼等は好んで没常識な判決を下したがる。それといふのが、之ならば彼等として理由を付けよいらなのである。之が法の適用、法の發見といふ點に於ける一つの缺點を成して居るのであつて、三ヶ年の準備期間を卒へながら之が正確に理解出來て居らないのである。

口述に就いて尙ほ述べて置かねばならぬことは、受験者等が事件の實情に對して所期の且必要の穿鑿を爲さぬことである。茲でもやはり理窟の爲の理窟に墮し、公正なる判決の爲に根本的に真相を探求することは往々にして没却されて居る。

正しき獨逸語を使へ

最後に當つて今一言一般的注意を述べさせて戴きたいのである。受験者の大多數の書いたものを見るに、彼等にあつては相當に拙劣なる獨逸語によつてしか自己の思想を發表する力がないことが認められる。答案の餘白のところへ疑問符を記すなり、乃至は其の記述の傍に筆者の眞意を理解するに苦しむ杯と注書きを加へるなりの事を爲なればならぬ如き場合も多々あるのである。之は遺憾なことであるが、之を以て觀れば、此の種の受験者には物事を明確に考へることすら出來ないのだと推定するより他は無いのである。殊に受験者達が矢鱈に名詞を書き並べたがるのは不快なものである。此のやうな名詞化 (Stiltautismus) が如何に濫用せられて居るか、又其の結果如何に嗤ふに耐えたるものが出來上るかといふことは、次に掲ぐる自宅答案から其の儘借用した一文によつて明白であらう。

„Die Reihenfolge bei der Feststellung des Vorliegens der streitigen Prozessvoraussetzungen, der von Amts wegen zu beachten den Zulässigkeit des ordentlichen Rechtsweges und der auf die vom Beklagten erhobenen Einrede hin zu prüfenden örtlichen Zuständigkeit des angerufenen Gerichts, war die Feststellung der örtlichen Zuständigkeit und da auch der Zulässigkeit des Rechtsweges.“

〔争ある訴訟條件の有無、職權上注意すべき通常訴訟方法の許容性、竝に被告より提起せらるる抗辯に基きて吟味すべき受訴裁判所の土地の管轄、の認定に於ける順序は、土地の管轄の認定、而る後に訴訟方法の許容性の認定なりき。〕

それに受動形を盛んに用ひたがる、全く不當に之を使ひたがるのである。例へば „Die Beklagte hat der Klägerin den Mietvertrag der Miete erst am 16. März 1936, also verspätet, gezahlt.“〔被告は原告たる婦人に三月分の家賃を漸く一九三六年三月十六日に至り、即ち遅れて、支拂ひたり。〕とは言はないで、(譯者註参照) 次の様にした方が勿體らしくもあり、それに如何にも堂々たる法律家の様にも思はれるであらうといふので、文章の立派な方がよすといふ考へからか、„Der Mietvertrag der Miete ist der Klägerin von der Beklagten erst am 16. März 1936 gezahlt worden.“〔三月分の家賃は原告たる婦人に被告より漸く一九三六年三月十

六日に至り支拂はれたり。」などとして居るが、無論此の受身の形では不充分であつて、若し此の代りに實際に用ひられて居るやうに次の如く之を言ひ現はせば、勿論完全に立派な文章になると思ふのである。

„Der Märzbetrag der Miete ist von der Klägerin durch die Beklagte erst am 16. März 1936, also verspätet, erhalten worden.“ 「三月分の家賃は原告たる婦人之を被告より漸く一九三六年三月十六日に至り、即ち遅れて、受取られたり。」獨逸語には助動詞としては *sein*, *haben*, *werden* の三語しか無いといふこと、而して此等の助動詞を更に他の動詞に添ふるを要しないといふことが、全 解つて居らぬのである。然るに實際のところ受験者達は答案に於ても口述に於ても „Der Kläger behauptet das und das.“ 「原告は斯々主張す」とは言はなすで、 „Der Kläger stellt die und die Behauptung auf.“ 「原告は斯々の主張を提起す」として居るのである。又 „erkennt der Beklagte dies oder jenes an.“ 「被告は然々のことを認む」に非ずして „der Beklagte gibt ein Anerkenntnis ab.“ 「被告は承認を與ふ」である。それから „Es liegt jener Fall vor.“ 「斯る場合あり」となつて居らずに、 „jener Fall ist vorliegend.“ 「斯る場合が存在す」となつて居る。又 „es liegt nahe, die Nichtigkeit anzunehmen.“ 「無効と看做すを妥當とす」ではなくして、 „es naheliegend, die Nichtigkeit anzunehmen.“ 「無効と看做すが妥當なる所なり」である。それから又決して „widerstrebt etwas dem gesunden Rechtssmpfinden.“ 「斯々は健全なる法的感情に反す」と言はずして、 „es ist dem gesunden Rechtssmpfinden widerstrebend.“ 「それは健全なる法的感情に對して反抗するものなり」

とするのである。或は又 „treffen die Angaben der Kindermutter insoweit nicht zu.“ 「子の母親の陳述は其の限りに於て正しからず」と言はずして、 „sie sind insoweit nicht zutreffend.“ 「それは其の限りに於て正確なるものに非ず」となつて居る。疑問の場合にしても、 „ob die Bedeutung einer Erklärung etwa noch weiter geht.“ 「陳述の意味は尙ほ若干深きか」とはせず、 „ob sie noch weitergehender ist.“ 「それは尙ほ深長なるものなりや」といふやうに言ふ。最後にまた „Kann A auch von B verlangen, ihm zu gestatten, die Uhr aus dem Garten B's zu holen.“ 「Aは自身Bの庭園より時計を取り來ることを許すようBに對して要求することを得るものなり。」とせずして、 „A hat das Recht, von B gestatten zu bekommen, die Uhr aus seinem Garten zu holen.“ 「AはBに對し、其の者の庭園より時計を取り來る許可を受け得る権利を有するものなり。」とするのである。

譯者註

これらの文例に原文には *nicht* なる語が引用句中に入り居れ共、この否定語は邦譯としては引用句外にあるべきものなれば、邦文には之を句中に入れず。原文と参照の際御注意ありたし。

右の如く實際の答案より借用して斯る文例を擧ぐれば、此の幾層倍にもすることは容易である。右に掲げたものよりも一層拙劣なる文例を引用することさへ困難ではないのである。然しながら予は寧ろ其の煩を避けて、試補諸君竝に其の教育に當らるる方面に於て右の實例に基き反省の機會を持たれ、以て緊急

必要なる方策を講ぜらるるところを希望する次第である。

會議經過

司法參事官

ドクトル・リヒター

一九三四年夏、普魯西司法大臣は青年法律家に對する新精神の鼓吹を統一的に實施せんとするの目的を以て、司法官試補研究團 (die Arbeitsgemeinschaften der Referendare) なるものを設置せらるるに至つたのであるが、之が設置に當り先づ第一に司法大臣は右研究團の各指導者の會議を召集せらるる所があつたのである。蓋し其の目的とするところは、各指導者をして自己の新しき使命に就き示唆を得せしめんとするに在つたものと解する。研究團指導者達は當時建築中なりしハンス・カアル會館に在ること兩三日、其の間オイゲン・フィッシャー博士、並に其の後物故せられたる大臣シエム氏の講演を聽き、ドイツの民族的存亡時代の詩人ハンス・グリムを聽き、更に偶々行はれつつありし夏至祭に參列した。當日はギェルトナア法相及びフライスラー次官の演説が行はれた。之を終つて一同は伯林に赴き、伯林研究團と共に某大工場の參觀、農業經營の視察、及び博物館の訪問に參加したのであつた。更に大國家試験、法律學的方法及び植民地問題、伯林研究團の二部制といふやうな講演、其の他の討論が行はれ、之によりて一同の得

たるところのものは甚だ大であつた。日曜日にはヘルデブランド博士の御案内によりラインスベルグ及びノイルッピンを訪れ、同行者一同深き感銘を受けた。

斯くして此の第一回研究團指導者會議は示唆するところ甚だ大なるものがあつたのである。然るにも拘らず、大多數の指導者等が新らしき不慣れなる仕事の首途に當つて不安を感じたのは無理ならぬところであつた。然し乍ら彼等は勇を鼓して事に衝つて行つた。試補等の反抗氣勢は間もなく克服せられ、又諸他の養成機關との間に於ける摩擦も除去せられて行つた。第一年には種々と重要な實際的經驗が得られた。先づ第一に、間もなく明瞭になつて來たことは、研究團の會合の經驗を基礎として單に附隨的に實際教育を施し得るばかりでなく、更に進んで自から之が監督に當る必要があるといふことであつたのである。第一年には全國に互つて研究團の新設が行はれた。

爾來、各研究團指導者の經驗を持寄り、以て之を全般的に利用することが必要となつた。一九三五年六月の第二回指導者會議は實に此の目的の爲のものであつたのである。此の會議に於て初めて全國各地方の研究團指導者がハンヌス・カール會館に顔を合はせたものである。我々は講演に於て將た又突込んだ討論に於て、研究團指導者の仕事の全分野を綜合的に研究し、一切の疑點を討究し、而して團體的研究の高き目的を達し得る爲の最上の手段方法を求めたのであつた。

一九三六年度の會議も其の構成は前年度の會議と同じであつた。指導者等は一層熱心に同會館に於ける

試補の實習、殊に授業に参加した。イニョーテルボークへの一泊旅行も中止して、著名なるベトクス播種園の參觀をすることとしたのであるが、同園の園長は我々の爲に穀類の栽培に就て造詣ある講演をせられたのである。

斯くの如く一九三四年より一九三六年迄は最初の示唆の理解といふことと實際經驗の蒐集といふことを専ら眼目として來た譯であつたが、今年度の會議の目的とするところは、研究團指導者の活動に新たに拍車をかけるといふ點に懸つてゐたのである。今一度、一歩前進の必要があつたのである。何故となれば、靜止は後退を意味するからである。加之、實際教育の必要といふことは、夫自體に伴ふ困難の爲に新生命及び新活動の萌芽をば壓殺してしまふやうな惧れも現れて來て居たのであつて、幾多の地方に於ては研究團の實情が再び一九三四年以前既に多くの地方裁判所に於て一般に行はるゝのを見、且單に名目上行はるるに過ぎなかつたところの演習に墮し去らむとする危險が発生して居たのである。大切なることは新しき方途と新しき目標を示すといふことに非ずして、却つて夫よりは寧ろ、現に既に自己の使命を託されて實際經驗を積んで來て居るところの研究團指導者等に、彼等の高き使命に對する新たなる情熱を吹き込むことこそ肝要なことであつたのである。今や、經驗によつて集積せられたところのエネルギーを運動のエネルギーに轉化せしむべき秋となつたのである。

さりながら情熱は説かれて湧き出るものに非ず、寧ろ唯だ偉大にして且美なる體驗を通してのみ生れ

出るものなのである。さればエネルギー源としての體驗を造るといふことが、今年度の會議の目標であつたのである。而して此の目標に如何なる程度迄達することに成功したかといふことは、今後の實績に就て之を判斷すべきであらう。茲には其の手段方法について簡単に説明して置かうとするものである。

第一日には指導者達は普通の如く大國家試験に参加したる後、イェーテルボークに於て開催せられたる今年度の會議は、昨年の會議が劈頭實際教育に關する討議を以て始り、世界觀的教育といふが如きセンセイショナルな難問題は後廻しとせられたるに反し、今度の會議にては世界觀的及び政治的訓練と、試補の指導といふ二講演を以て開會の幕が開けられた。

ステッチン地方裁判所判事バウリツク氏の熱情溢るるばかりの講演は、同氏の辛辣にして非妥協的なる論旨によつて活潑なる論争を喚起し且展開したのであつた。ポッツダム地方裁判所判事ハルトマン博士は自己の多年に亙る經驗を土臺として、試補を指導することの困難にして且高き使命に就て、其の手段方法に就て、又其の成功及び失敗に就て説くところがあつた。論旨深刻且道義的眞劍味に満ち、殊に『充されざる使命の深淵』を説くあたり決して單なる一場の講演ではなかつた。

斯くの如くして、研究團指導者等は既に第一日よりして彼等の使命の中心問題の眞ッ只中に置かれた恰好であつた。

親睦會 (Kameratschaftabend) の席上でも種々斷片的問題について旺んな討論の機會が與へられたので

ある。

此の第一日の感銘は、引き續き講演を行つて直ぐに腦裏より消してしまふには餘りに尊いものである。そこで翌第二日はフレイミングの奥を跋涉することに定められた次第であつた。

朝、列車に乗り込んだ時は空には灰色の雲が罩て込めて居て、爽涼なる秋の風を吹きつけて居た。すでにして空は途中からからりと霽れ上り、數刻の後汽車を乗り捨てた頃には、明るい陽光が下の綺麗な谷間の牧場の上に笑ひかけてゐた。國境の山河は澄み切つた光の中に素朴なる美となつて姿を現はし、此の國の西方から、又南方からやつて來た一同の心を魅了し去つた。此等の人々は國境の跋涉など思つても居らなかつたのである。我々は幾つかの小グループに分れて溪谷の縁を進んで行つた。眼は此の多彩なる繪圖に奪はれて行つた。柔かなる綠草の牧場、其の綠の上を時折、一片の雲影が掠め過ぎて行く。明るい白樺の林、叢林、灌木林、そして其の彼方、目路はるかなるあたりは松の暗綠色が續き、夫を榭の明るい葉が點綴する。其の上に懸つた空は絹の如く柔き碧色に晴れ渡つて、夏の終りの日をこよなく美しきものにし、陽光を受けた雲を遊戈させて居る。靜寂な、殆んど莊嚴な迄の氣分が天地を占めて居る。此の氣分は遊行者等に傳はり、其の心胸を自由にし、解放し、そして此の僚友等を講演や討論やの効果よりも一層迅速なる効果を以て結束させて呉れるのである。歩き乍ら、あちこちで眞面目な論議が交はされる。夫は眞劍な探求と善意と努力の證據である。

二時間後にラーベン村に著くと、其處で晝休みをすることにした。其の道の新參者の意見によつて拵らえられたに相違ない豌豆のスープも、最早愉快な氣分を害する惧れはなかつた。やがてラーベンシュタインへの登りにかゝつた。幾百年の昔、スラヴ民族に向つて築かれた巨大な山の望樓に攀ぢのぼり、其處に立つて遠く國境の山河、村落、牧場、田野、そして特に森を眺めた。何處迄も目の達する限りの森林である。城寨の前で、此の跋涉の立案者たる伯林地方裁判所判事チーベル氏が此の城の歴史について小講演を行つた。やがて一行は更にフレイミングの頂上さして登つて行つた。——何處迄も續く美しき森林の中を抜けて、マルツエーンスからガライに出、午後遅くなつて漸くガライのルンメル迄著いた。此のルンメルといふのは國境地方として珍らしい龜裂であつて、何故斯るものが出来たかといふことは今日のところまだ説明がついて居らぬのである。其のルンメルの中でチーベル判事はフレイミングの地質學的構成とか、ルンメル發生に就いての種々の試みとしての説明などについて若干話をした。一行は此の龜裂の間を通り抜け、まだ最後の殘菜のある間にフレイミング絶頂の麗しき景觀を極めた後、再び車中の人と爲つたのである。

歸りの車中では愉快な高唱の爲か時間の經つのが迅かつた。

此の回想と休養との一日に續いて、翌日は試補の實際的訓練のことに終始したのである。午前中に於ける活潑なる討論が機縁となつて、方法及び材料選定の諸問題も討究せられ、經驗の交換が行はれ、質問も

提出されるといふ有様であつた。午後は局長バート博士が試補の第二次試験成績上の缺點について講演せられたのであるが、之に於て同博士は試験答案の實例について未だ試補の養成上缺けて居る箇所を指摘せられたのであつた。右の講演に引續いて長時間に互り討論が行はれたのである。

翌朝は研究團會合について特に夫が數日連催せらるる場合に就いて數時間に互り意見の交換が行はれた。討論の先頭を承はつたチーベル判事は、同判事の受持つ研究團の行つた國境地方旅行に就いて簡單なる報告を試みた。外國及び國境地方在住獨逸人に關する個々の問題について試補達のものしたる簡單ながら内容のある論文をチーベル判事は幾篇か讀みあげたのであるが、夫等より推すときは右の旅行の實益ありしことは明瞭なるところである。數日間連續の催しが研究團の結束といふ點から見ても、試補の判斷を正しきものに導くといふ點からしても、乃至は其の修養啓發といふ點から見ても甚だ意義あるものであるといふことは全般的に承認せられたところであるが、夫と同時に又、研究團としての旅行は決して物見遊山の類に墮するが如きことなく宜しく養成に資するやうに爲され従つて試補等が單に何か見物するだけのことに終始せず却つて何物かを體驗し把握するところあるやうに計劃せられなければならぬ、といふ點も認められたのである。

午後は先づ小なる研究團の指導者達が相集まり、斯る小團として克服しなければならぬ特殊なる諸困難に就いて論じ合つた。其の結果、確定を見たる點は左の如きものであつた。曰く、親密なる友誼的結束を

得らるるとか、或は又小なる經營をも見學し得るとかいふが如き小研究團のみの有する利益をば完全に利用することが肝要である。大規模の催しに就いては小研究團は他の研究團と聯合することが出来る。而して特に、研究團指導者に對して適當の事務軽減を計るべしといふ司法大臣命令を小地方裁判所に於ても實施せらるるよう研究團指導者に於て要請するの必要がある。

右終るや直ちに之に引續いて、教授ライネルト博士の助手ヒュルレ博士が、世界觀の戰より觀たる獨逸前史なる題下に一場の講演を行つたのである。博士は眞率なる熱情を以て獨逸前史の重要な意義を述べ、映畫を利用しつゝ我等の祖先の有し居たる高度の農業文化を見せて呉れたのであつた。而も博士は科學的嚴密さと正確さとを以て誇大妄想に流るることを慎むことによつて、甚だ聽衆の信用を得るところがあつた。斯る重要な問題に對する聽衆の興味は、幾多の質問となつて現はされた。

夕刻、平常の如く指導者達が俱樂部の大廣間に集つた際、地方判事ヨッピヒ氏はソ聯から波斯にかけての氏の旅行體験談を興味深く報告した。

之迄は研究團指導者の活動及び任務といふやうなことに論議が向けられて來たのであつたが、第一週最後の一日は、指導者自身の職務のことが問題とせられたのである。ヒルデスハイム地方裁判所判事リュール氏は論旨透徹し而も高き理想主義に導かれたる講演を行つた。同判事は研究團指導者が果さなければならぬ三任務のことから論じ始めた。即ち、指導者は教育者であり、實際的知識技能の仲介者であり、又試

補の判斷に對して協力者であらねばならぬといふのである。同判事は語を進めて、到底達すること能はざる目標と限られたるエネルギーの間の大なる懸隔を論じ、此の懸隔は専ら教育目標に對する確固不動の信念によつてのみ克服せられ得るものである、と斷ずる。此の故に不可能事をも可能なるかの如く振舞はねばならぬ。次いで同判事は研究團指導者を選定し且養成する爲の諸原則に就て論じ、教育學的實驗の危険を誡め、指導者は須らく教育家の本領たる忍耐を守らねばいけなさと警告するのであつた。同判事は研究團指導者に對する政治的世界觀の訓練を力説した。精神的分裂の危機に對し國家的理想の統一を守り、私的國民社會主義 (Privat ationalsozialismus) の成立を擁護すべきであると氏は言ふのである。吾人の任務は困難であり、且責任亦大である、然しながら我々にして心身を傾けて之に當るならば必ずや相當の成績を收むるを得べく、仕事の内容も亦充實を見るであらう、と斯う言ふのが大體氏の到達した結論であつたのである。

日曜日は休會としたので、指導者等は各自帝都の各博物館、或はポツダムやキッテンベルグの聖場などの見物に出かけた。

第二週はハンスリカル會館 (das Völkischelager Hanns-Kerrl) に關する詳細なる討論を以て開始せられたのであつた。所長ヒルデブランド氏は謝辭を兼ねて、先づ劈頭に立ち、當會館に對してよく持込まれて來る照會について一場の講演を行つた。地方に於ては屢々また色々な、而も其の一部分は嗤ふに耐

えたる忌はしき風評が行はれて居り、善意悪意に拘らず一般に流布せられつゝあるのであるが、氏は斯る風評に對して斷乎之を一蹴し去つたのである。此の講演が口火となつて、各指導者等は自己の研究團所屬の試補等の間に鬱積し居る種々の疑問、疑惑を發表することが出来たのであるが、此等の討論の結果、試補等は胸中反抗の氣勢あるに拘らず漸次當會館が事實上彼等に利益を與へるものであるといふことを認むるやうになりつゝある事實が認められた。

次いでハンブルグ地方裁判部長シュテルンベルグ氏は、試補の報告及び意見の作成を如何に練習せしむべき乎なる演題下に講演を行つたのである。シュテルンベルグ部長は先づ、試補に對して實際の場合の方法論的吟味を教ふることが必要であるといふことを述べて、曰く、斯くすることによりてのみ充分なる評價と正鵠なる解釋を確保することが出来るものである、と。尤も此の必要を確信するの餘り、試補等に向つて如何なる場合に臨んでも各自勝手に處理すべしなどと言ふべきではない。之は却つてパンの代りに石を試補等に與ふることと成るのである。即ち寧ろ彼等に向つては斯う教ふべきである、曰く、如何なる場合に臨んでも教へられたる方法を以て充分に之を吟味すれば、必ずや一の合理的且公正なる解釋に達し得るであらう、と。此の方面の修得は唯裁判所の各部 (Kammern) のみに舉げて之を一任して置く譯にはゆかぬのであつて、宜しく假令二部制 (Doppelsitzen) としても之を助成してやるべきである。但し此の場合、系統立つた講義などをやつて居るのは感心出来た話でなく、夫よりは寧ろ、實際の事件を手にして

事實は如何に構成すべきものであるとか、意見は如何に組立つべきものであるとか、乃至は判決理由は如何に書くべきものであるとかといふことをば試補等に教示してやるのが肝要なことである。尙ほ演述用として試補に一部の書類をば期限を四日乃至六日間に限つて渡すのも合目的な遣り方である。事實を演述せしめたる後に於て初めて之に對する批評と説明とを與へるのである。斯くすれば試補は自分にて意見を纏め得るに至るであらう。然る後、其の意見竝に判決理由に對して批評を下してやるやうにすべきである。其の際、自己の思想を明確、簡潔に且立派な形にて表現し得る様試補に練習せしむることも必要である。時としては又試補に模範的解答を與へてやることも適宜なる遣り方であらう。最後に、方法が次第に慣れて來るに従つて因襲的形式が次第に表面に出なくなつて來るものであつて、何れにしても記述の融通性は必ずしも抑制すべきものでないといふことを、試補に教へ込んで置く必要があるのである。而して特に忘れてならぬことは、所謂意見構成技術 (Gutachtenstechnik) といふものは單に法の發見の場合に於ける一補助手段たるに過ぎずして、従つて夫は唯事件の充分なる吟味と秩序ある記述とを確保するに役立つだけのものであるといふことである。數學の方程式を解くやうな工合に、正しく組立てられた意見から概念法學を手段として解答を掴み出さうとするが如き傾向は、慎しむべきことである。法發見の眞道は、技術が盡きたるとき初めて其處に拓けてくるものである。

午後の討論にはナウムブルグ控訴院長ザッテルマツヘル博士及び部長ミュラー氏も参加したのである

が、此の討論に於て方法的訓練の必要といふことは満場一致の意見であつた。南部獨逸の各研究團指導者達の報告したるところに依ると、自分達は組立の問題については單に口頭の説明だけで満足して居るといふ譯にゆかず、書面を以て之を取扱はしむる爲に記録をも試補に與へてやらねばならぬ實情にあるのであるが、之は裁判所に於ての此の方面の養成が大體に於て未だ不充分なるに因るのである、といふことであつた。控訴院長ザッテルマツヘル博士は次のやうな趣旨のことを述べられた。曰く、唯試補達を批判するといふことだけでは不充分である。宜しく彼等が協力し得るやう引上げてやる必要があるのである。之が爲には、假令自分で判決を書き直した方が簡單に済むやうな場合でも、其の役に立たぬ試補の草稿に加筆してやるだけの努力を拂はねば駄目である。自分の案文を訂正して貰へば試補として學ぶところは多大なるものがあるのであつて、自分の仕事に對する喜びといふものを彼から取り上げてしまはぬやうにしなければならぬのである。尙ほ二三、個々の問題について、特に事實に於ける檢證の取扱方、及び意見に於ける舉證責任並に情況の吟味といふやうなことに就て述べるところがあつたのである。

翌日は研究團指導者等は各班に分れて、先づ三時間に互り當會館に於る法律の授業に参加したのであつた。其の餘は法発見の方法といふことに一日を費した。意見構成技術が事件の一切の法律問題の発見せらるることを主眼とし居るに對し、法発見の方法は個々の法律問題を如何に解くかといふことを明かにするものである。

ラレンツ教授は『民族的法律思想の對象と方法』なる講演を行ひ、又ミュラー教授は法発見の方法に就て述べるところがあつた。ミュラー教授の講演は之を後段に収録することとする。ラレンツ教授の講演の方は近く一冊に纏めて出版せらるる筈である。右の兩講演に就きては活潑なる討論が行はれたのであつたが、就中、現行の法規が新しき法律觀念に最早や合致せざるに至つて居る諸場合に就いて討議が行はれた。

夕頃に至り法相ギェルトナア博士並に次官フライスラー博士が研究團指導者會議に列席せられたことは一同の欣快として歓迎したところであつた。地方裁判部長シュテルンベルグ氏は兩氏歓迎の挨拶を述べ、兩氏の來臨に對し謝辭を述べたる後、次の如き意味のことを講演した。曰く、研究團指導者たるものは彼の試補等と密接なる僚友的結束を保つことによつてのみ良く其の困難なる任務に堪えてゆくことが出来るのである。研究團 (Vereinschaft) にとりて其の生命とも言ふべきものは協同的精神 (Vereinschaftsgeist) である。各個の研究團に於けると同じく、研究團指導者會議に於ても、若し單に相互の間に經驗の交換とか示唆の供給とかと言ふが如きことのみが行はるるに過ぎざるものとせば、研究團指導者としても利するところ少しと言はねばなるまい。此の會議に於ても一つの共同の精神、團結の觀念が皆の者を抱擁してしまはねばならぬのである。此の眞の僚友的觀念が此の場集れる一切の指導者を結束せしむるところのものであると共に、本會議を特色づけるところのものであるのであつて、司法大臣が自身此のこと

を確信せられて居るに相違ないことは自分の欣快とする所である、と同氏は述べた。

此の謝辭に續いて大臣は答辭を述べ、研究團指導者達が眞の團體の中で彼等の試補等と行動を共にすべきことを勸説するところであつた。而して曰く、唯斯くすることによつてのみ指導者は試補等の成長に影響を與へ得べく、且又獨逸民族が現に課せられて居るところの困難なる使命達成の爲に必要とするところの執法者を育成する上に力を致すことが出来るのである、と。

其の翌日は研究團指導者達は再び會館から出かけたのであつた。今度の行先は伯林であつた。最初に指導者達の參觀したところは、シャルロテンベルグの警察指導者學校であつた。刑事書記官 (Kriminal-Minister) イェーデルゲンス博士の解説的講演を聞いた後、一同は豊富なる刑事教材陳列室を參觀したが、試補の教育上示唆を受くること大なるものがあつた。午後は一行はナチス黨の外交育英所 (Ausenpolitisches Seminar) の招客となつた。此の訪問のことは既に獨逸司法雜誌第四十號に詳細なる報告がさ爲れて居る。

翌朝は本會議の人氣者であるところの競技教師ポールマン試補が後段に収録する如き體育に關する講演を行つた。ポールマンの講演の熱心な態度は多大の感銘を與へずには置かなかつた。此の仲間の中に一人の男子ありて我が衷心の思ひを述べ、といふ感じは人皆懐きたるところであつた。此の講演に引續いて長時間に互る討論が行はれ研究團指導者達は各自其の研究團に於ける體育についての經驗を報告し合つた。

午後には次官ローランド・フライスラア博士が立つて指導者達に講演を行つた。何人をも奮起せしめずには止まない博士一流の例の調子で、博士は研究團指導者の任命について論じられたのであるが、其の要旨は大體左の如くである。

『諸君は試補達の人格を把握し、且其の成育に影響を與へなければならぬのである。諸君が夫を以て工作しなければならぬところの材料は勿論多種多様である。然しながら全體として之を觀れば從順であり、又善良であるのである。此等の材料を以て諸君は獨逸將來の執法者を仕立てなければならなかつたのである。諸君は成る程試補達に對して批判を加へてやらねばならず、且諸君の其の批判は試験に臨んで甚しく重要な作用を爲すのである。此の點に諸君の大なる責任が発生する。諸君が諸君の批判を與ふるに當つて忘れてならないことは、各個の人格は夫自身既に幾分完成せられかゝつて居るものであり、従つて之に對する諸君の評價が諸君自身の個人的査定を基準とすべきでない、といふことである。』

我々は研究團なる施設に大なる期待をかけたのであつた。研究團といふものは在來のものに新しき名稱を冠せたる演習といふが如きものに非ずして、一箇の強力なる革命、即ち、舊時代の單なる法律學の専門的教育に對する行動の抗議であり、又深き内容を有するところの大いに爲すあらんとする確固眞劍なる仕事への糾合であるのである。さて凡そ革命的行爲の持つ運命として、當初の中其の行爲が單一

面的にしか評價せられぬといふことは、決して稀れなところでない。研究團なる施設に對しても人は屢屢唯單なる専門的教育に對する反抗としかこれを觀なかつたのである。人は職業教育どころか、それ見學だ、それ遠足だ、といふことに成るのではなからうか、徒らに高論風發の弊を覺える位のこと成るのではなからうか、と怖れたのである。指導者達は斯る危険の發生することなきよう注意を拂つて來たのである。然るにも拘らず、充分なる根據も示さずして、『當然』だの『自然』だの、其の他無意味な語を用ふる連中が往々にしてあるのである。之あるが故に諸君は、立派な執法者たることは雜作ないことであつて、其の爲には唯天真爛漫な嬰兒の心を保つこと、つまり脳髓を奔放に持ち頭蓋を空虚にして置きさへすれば事足りるのだ、と斯ういふやうな考へ方に對しては、斷乎として闘ふべきである。勿論、吾人は健全なる常識を育て、また訓練しなければならぬ。然し單に常識のみを以てしては不充分なのである。天才と雖も、確實なる仕事を怠るならば危険なしとしないのである。而して又他面に於て予は解釋法律學に對して警告を發せざるを得ないのである。無生命の事物ならば人或は之を解釋することも出来る。然し乍ら人生に對しては然るを得ないのである。執法者たるものが取扱ふものは常に正に此の人生なのである。世間よく執法者を口達者な理窟屋に喩へるのであるが、之程下劣にして且險呑なる比喩はないのである。成程、思想の橋ならば如何に巧妙にも造られようし、又其の橋で持ち堪えられるといふことは博引傍證によつて萬卷の書を書くことも敢て難しとせぬ。然し乍ら實生活や法律にとつて

は斯るものでは物の役に立たぬのである。此の故に、須らく青年法律家の教育は、型に嵌つた概念を頼りにして枠を造りあげ、夫によつて出來た寢床が適はうと適ふまいとに頓着なく、實人生を其の中に寝かし込むといふが如きことを爲さしめるやうなものであつてはならぬのである。法律家の使命を斯る解釋的なものと見る見方に對して、研究團は闘はねばならぬ。

第三帝國に於ける執法者に對しては我々は左の要求を掲げねばならぬのである。

一、彼は堅實にして且清廉なる一箇の人格者であらねばならぬ。試補等の人格の建設には諸君が之に協力してやらねばならぬのである。諸君は諸君の人格を通して試補等の信頼を贏ち得なければならぬ。小賢しく立ち廻つて之を獲るに非ずして、諸君の人格の存立、活動、生命を通して働きかくべきである。

二、司法官試補たるものはナチスによつて獨逸國民の物の考^{イシヤウツク}へ方の根底とせらるるに至つた其の考^{イシヤウツク}へ方を體して居らねばならぬ。若し之が出來て居らぬといふと、突風一度び起れば其の男は打ちのめされてしまふのである。とはいへ司法官試補としては、ナチス世界觀は飽くまでも心の奥底の確信に關する事柄であるやう諸君の御注意を促す次第であつて、諸君は斷乎として高論風發するが如き徒輩をつくりあげてはならないのである。

三、執法者たるものは自己の國民の生活を知つて居らねばならぬ。歴史も又其の一部分である。自國民が如何様の問題を提起したのであるか、又自國民は夫を如何様に解決したのであるか、而して又自國民が如何様の問題を提起したのであるか、又自國民は夫を如何様に解決したのであるか、而して又自國民

民はまだ如何様の問題を解決しないで居るのか、今日我々は國內的に又世界に於て如何なる状態にあるのであるか、又我々は何を目當てとして闘はねばならぬのであるか、といふやうなことは試補として當に心得て置かねばならぬ事柄である。未來の執法者が斯くの如く自國民の生活といふものに就いて包括的な觀念を持つやう、諸君に於て働きかけて戴き度いものである。

四、執法者たるものは宜しく視野宏大でなくては叶はぬ。狹量は彼にとつて禁物である。彼は他の同胞の生活と活動に同情が持てるやうでなくてはならず、他人の境遇に身を置いて考へられるやうでなくては駄目である。此の點から言つて、指導宜しきを得たる見學の如きは彼にとつて良き他山の石とならう。

五、執法者は専門にかけて深き學識と技能とを兼備して居る必要がある。技術的な事柄を輕蔑するが如きことがあつてはならぬのである。蓋し技術といふものは良く之を呑み込んでしまつて置いて、而も之は單に一箇の手段に過ぎないのだといふことを念頭に置いて居るやうにすれば、便利なものだからである。

孰れの國民と雖も法律によつて生活するに非ざれば、生活の仕様はないのである。

吾人の確信するところを以て言へば、國民の良心に對して責任を負ひ、苟くも判斷を下すに當つて上長の命に拘束せらるるが如きことなき人士に裁判のことを委ぬるといふことは、ドイチュエンスクンツェン獨逸精神に合致するも

のなのである。

希くば諸君に於かれても此の點に注意を拂はれんことを望む次第である。

諸君は司法官として形式的の獨立を誇つて居てはならぬ。寧ろ諸君は諸君の人格が國民全體の中に根付いて居ることを誇りとすべきである。全體の福祉の爲に拘束されるといふことは決して不自由であることを意味するものでない、とは國指導者 (Reichsführer) アーマンが先頃言つたところである。國民指導の當局としては執法者達が當局の指示する全般的進行方向に進まんことを期待して居るものである。諸君は法律家後繼者の教育に當つて、我は國民指導當局の意向と結び付いて居る者であり、又此の國民の行進に交つて我は重大なる使命を遂行することを許されて居るのであるといふ矜持の中に、司法官の獨立を看取するやう導かれんことを希望する。諸君は試補を導くに當つて獨逸司法官の眞の自由に向つて之を誘掖しなければならぬのである。

此の講演を終つて次官フライスラア博士は尙ほ二時間も研究團指導者達と共に親睦茶會の席に連らなつて居られたのである。一同が喜んだことには、博士は本會議を二日間延長して、九月二十八日を指導者達の休養日とし帝都に於けるムツソリーニ歡迎に参加し得るよう取計らう旨宣べられたことであつた。

夜は論壇指導者 (Schriftleiter) フォン・シュエーマツヘル氏が法律と國土政策に就て講演を行つた。氏は先づ國土政策 (Raumpolitik) の概念の説明より始め、具體的の實例を擧げて我が二三の隣國が如何なる法

律的手段を弄して政治學的目的の貫徹を計つて居るかといふことを指摘した。

イューテルボルクに於ける最後の一日は人物鑑定と人物取扱法 (Menschenkenntnis u. d. Menschenbehandlung) のことに一日を費したのであつた。

先づ第一に、第三軍團心理學試験所の參事官グロウンツァルト博士が士官候補生の心理試験について極めて教示に富む具體的な講演を行はれた。此の講演は映畫及び音響盤の實演によつて有効に補足されたのであるが、其の内容は之を後段に収録することとする。極めて活潑なる討論に入るや、陸軍省心理學實驗所のチリアン參事官も仲に入り、此の試験法が發展完成する迄には如何に無数の實驗が行はれたかといふこと、又試験の結果は如何にして修正を加へられるものであるかと言ふことに就いて、充分の説明を與へられたのであつた。

軍部の特殊なる必要の爲に案出せられたる此の試験法は直ちに之を司法部に於ても使用し得る譯のものに非ざることには明白なるところであらう。尤も法律家は其の本有の批判的態度よりして此の方法に對し控目と躊躇を感ずるのが當然の話であるが、夫にしても、一箇の試験によつて一人の人間の本體を看破しようといふ此の大掛りな企ては眞面目な考慮に値ひするものであつて、吾人は此の方法よりして、自分に關係ある實際的人物鑑定について幾多の示唆を汲み取ることが出来るのである。

尙ほ先日故障ありて講演の出来なかつた伯林市收入役、教授ヘットラー博士が、獨逸の經濟と財政に

就て一場の講演を行ふことになつた。

博士は獨逸産業計畫の大任務として一、獨逸生活必需品の保護、二、工業生産の保護及び開發、三、經濟的價值關係即ち貨銀と物價の正しき比率の確保といふことを列擧したのである。博士は一九三三年以降此の方面に於て實施せられたること、又今後に實行を留保せられ居ることを、簡單に手際よく具體的に説明してのけた。最後に博士は又第三帝國に於ける貨幣及び資本政策についても簡單なる概説を與へられたのである。此の獨逸産業計畫は唯政治的航路の絶對安全によりてのみ可能となるのである、といふことを附言して博士の講演は終つた。

斯る講演に對して批評がましきことを書くといふことは——よしんば最高の讃辭を呈するのだとしても——僭越の沙汰であらう。斯る難問題に對して若し普通ならば非常な努力をしても恐らくは無駄に終るであらうところを、博士は廣汎にして且明快なる見透しを與へられたのである。

晝の休憩時間に指導者一同は試補等の演武を見た。

午後は前ハレ大學總長ミハエリス博士が成年者の教育法に關する自己の實際經驗に就て講演を行つた。此の講演は後段に之を収録して置くこととした。多年に亙る教壇生活に於て教育事業に對する喜びを體得せられたる經驗ある教育家の諄々たる言説は我々一同に深甚の感銘を與へたのであつた。尙ほ此の講演に引續いて長時間に亙る討論が行はれたのである。

夜は研究團指導者一同打ち揃つて之を最期と新會館の俱樂部に集會した。同志諸君、此の言葉は第一夜の合言葉となつた言葉であり、そして其の時は、夫は單に熱望と呼び掛けの意味だけしか持つて居なかつた言葉に過ぎなかつたのであるが、それが決して空疎なる言葉として終らずに、實現せられて來たのである。會館内での親密なる共同生活、毎日の朝のスポーツ、共同の研究、打解けた討論、和やかなる夕の集ひ、そして特に總ての同志達の善意は、一本の紐帯となり、そして又總ての者の心に、一箇の共同の事業に對して責任があるのであるぞといふ意識を呼び覺まし打ち固めた。

更けて一同は解散した。夫にも拘らず誠實なる人々は翌朝になるとかつき朝のスポーツに集つて來たのである。九時、研究團指導者側の排球選手は會館側の一流選手どころを相手に最初のほどは健氣なる戦鬪振りを見せたが、無慘なる敗北に終つたのである。

續いて指導者達は會館の授業を參觀して氣付きたる點に就き、會館の訓育係達と意見を交換した。其の後にて所長ヒルデブランド氏から研究團指導者達に向つて訣別の挨拶があり、氏は一同に對して、之から全國の夫々の土地に歸られたらば諸君が當會館に於て見聞せられたであらうところを廣く傳へて頂き度いといふ希望を添へられた。

最後の午餐は簡單に終つた。懸て一同は赫灼たる太陽の光線に曝らされながら自動車でポツダムへと搬ばれたのであつた。同地には今一つ高尚なる楽しみが我々を待ち受けて居たのである。即ちホーヘン

ツォルレン博物館々々長ヒルデブランド博士が我々にポツダム都城の内を案内されたのである。博士は我がの爲に此の普魯西式名城の説明に當られ、又フリードリッヒ大王やフリードリッヒ・キルヘルム一世の使用せられた部屋々々を見せて頂いた。博士は其の藝術に對して訓練せられた洗練された眼識を以て我々に物を見ることを教へられたのであつた。而も博士は些々たる雑事に拘泥することなく、偉大なる全體の景觀を傳へることを呑み込んで居られたのである。死物も博士の説明によつて生命を取り戻した。そして我々は、此等の部屋々々に起居せられ、此等のものを經營せしめられたる大王の精神を、今更の如く身近かに感じたことであつた。

宵暗の迫る頃、一行は帝都へと引揚げて來た。帝都は既にムッソリーニ訪獨に對する敬意の爲に誇らかな裝飾に輝いて居た。

日曜日の朝、我々は邊境博物館を訪れ、良き案内に導かれて前史時代の部を見學したのであるが、計らずも我々は此處で曩にヒュルレ博士の講演に拜聴したところのことを何彼と想起せしめられたのであつた。中食後、一行は一隻の蒸汽船に乗り込んでシュプレー河を溯行することとなつた。船は先づ東南地區の工業地帯に入り、巨大な製作所、倉庫、工場の立ち竝ぶ前を通つて行つた。間もなくトレプトウ公園の綠園に迎送せられて、船はクリンゲンベルグ大發電所や、艇庫や、水泳場の立ち竝ぶ前を過ぎて行くのであつた。兩岸の建物は段々と後ろに遠くなり、工場の建築物も疎らに散在するやうになつてくると、都

會の影は薄れて田園の風景が展開され、遂に眼界はミューゲル湖の廣大な鏡面に向つて開放された。一行はテオドル・フォンターヌがミューゲルの山と湖とを題材に取扱つて書いたもの話を聞き、やがて少憩を採るべく陸へと上つたのである。何時の間にか太陽は西に傾いて、遙かなる水面と森に覆はれた岸の上に輝きながら懸つて居た。暫らく湖堤を散策した我々は、稍あつて又元の蒸気船へと乗込んだ。歸航は樂しき歌聲の裡に時の移るを覺えなかつたのである。

最後の日はスポーツと遊戯と、それからヴァン湖の水泳場に於ける爽快な遊泳によつて始まつた。秋の陽は強烈なる熱射を投げて一同の元氣に酬ひた。やがて一同は倉惶として帝都へと引揚げて來たのである。

本省に於ては、省參事官ヴィットラント氏が新懲戒法の根本思想に就て手短かに講演を行つた。従來は政府要路者の専横に對抗して官吏を保護するといふことが本法の任務とするところであつたのであるが、夫が今日では、吏道を肅正し、失脚者を保護し、悪吏を淘汰するといふことが眼目となつて來たのである。而して夫と同時に懲戒法は、官吏をして各自其の権利を持たしむることに留意して居るのである。

次いで軍法會議部長レーマン氏が立つた。氏は曩に司法省參事官として刑事訴訟法改正の専門委員たりし人である。氏は研究團指導者達に向つて、第三帝國に於ける立法事業に就き具體的説明を與へ、加へて目下調査中に係る刑事手續上の二三の根本問題に觸れるところがあつた。

次官フライスラア博士は司法大臣の名を以て會議の閉會を宣し、更に研究團指導者達に向つて、青年法律家の薰陶といふ高貴にして崇美なる使命の爲に全力を傾倒せよと繰り返し力説する所があつた。

研究團指導者達は夫から稍々暫く其處に居残つて、司法省の窓越しに獨逸總統と伊太利首相の通過を迎へたのであつた。

我々は相共に幾多の事を見、且經驗し、幾多の事を熟考し、且討究した。一切は我が青年法律家達のことに関はつて居たのである。希はくば指導者達に於て此の幾日かの見聞をして有終の美を收めしめんことを希望して熄まぬ次第である。

會議に於ける各種講演

一、法規及び法律行為的意思表示の實生活に則したる把握

——解釋の據點としての追求せられたる利益と前提たる支配能力——

ドクトル・ルードルフ・ミュラーエルツバッハ（ミュンヘン）

『概念法學打破！』の合言葉は今日の流行語となつて居る。然しながら單に此の合言葉のみを以てしては、尙ほ未だ司法官をして個々の法規竝に一の法律行為的意思表示を其の實生活的意味に於て一層確實に把握し得しむるところの再教育される爲の根本認識は得られないのである。寧ろ、所期の行進が今後進みゆくべき方向を正確に測定することが、一切の先決問題なのである。

そこで先づ第一に、問題は次の點にかゝつて來るのである。即ち、實生活上の必要といふことが法構成力であるとする舊き認識をば解釋上活かして、之に活力を蘇生させること、之である。確かに一切の法律制度は、ソダグマインハイト社會全般か乃至は個々人かの利益に奉仕せんとするものである。個々の法規を少しく精細に検討

して見るならば、誰しも此の觀念に到達するを得るであらうし、又夫が如何なる利益を擁護せんとして居るものであるかも見當がつくのである。若し其の際に、少しく頭を捻つて見さへすれば、彼の唯財産上の必要といふことのみが此の法構成の原動力を専有するものであるとするところの一般流布の謬説に陥る譯は無い筈なのである。唯、彼の抑へてもく頭を擡げてくる財産的必要といふことに比較すれば、人格的、精神的、道徳的、宗教的の諸利益は、之を法の設定に當つて徹底させようとしても、夫が甚しく困難だといふだけの相違はある。

法規解釋

さて此の利益が法構成原動力なりとの認識を法規解釋の方面に應用してみるならば、先づ第一に、各個の法規について夫が如何なる利益關係（*Interessenslage*）を目當てとして作られてあるかといふことを、見極める必要があるのである。即ち先づ第一に、其の法規は如何なる種類の利益に奉仕しようとして居るものであるかといふこと、そして又若し各種の利益が相錯綜して各自に自己を主張して居るが如き場合ならば其の法規は其等各個の利益相互の間に如何なる差別をつけて居るのであるかといふことを、明確にかからねばならぬのである。斯く言へば雜作もないことのやうに聞えるかも知らぬが、其の實、形式主義的、法規解釋などよりは遙かに之は高級な注文であるのである。成る程此の形式主義的法規解釋は法規の概

念及び其の他の用語をば其の法規の解釋上の主要據點としようとするものである。然るにも拘らず此の主義の解釋法は、裁判官が其の概念をば廣くも狭くも、乃至は固有の意味にでも轉化せられた意味にでも自分の好みにより自分の必要によつて如何様にも解して構はぬと言ふのである。斯くの如き有様であるから、其の終局する所は、如何なる主觀的解釋も、如何に純感情的な解釋も勝手たるべしといふことに成るのである。

之に反して若し裁判官が法規の利益尊重の立場を採るならば、法規に對する誠實は充分に確保せらるるのである。然るときは其の裁判官は、單に實體法の狙ひどころばかりでなく、更に又——屢々看過せられ勝ちであるところの——形式的規定の狙ひどころさへも、一層確實に推察出来ることとなるのである。

一例を挙げれば、民法は其の第七百六十六條に於て保證約束には書式を要すとして居るのであるが、之は誰にも明白なる如く、民法は此の規定によつて、他人の利益の爲に責任を引受けようとする者に對し其の當人が輕率に走ることなきやう可及的に之を保護せんことを欲して居るのである。此の點よりして考ふれば、自分の利益の爲に責任を引受けたる者が右の保護規定を援用し得ざるものであることは、自明のところである。此の者に對しては既に口頭の表示のみにて拘束力が發生するのである。(註二)既に有効に保證を爲したる者が事後に至りて其の責任に條件を附せんとし乃至は其の他の方法によつて責任の輕減を圖らうとする場合も亦同様であつて、斯る場合にはやはり口頭の表示あれば足りることになつて居る。

(註二)蓋し其の保證人は其の表示によつて勿論單に彼自身の利益のみを追求して居るに止まるからである。第七百六十六條が保護すべきものなりとして居る利益は、やはり此の場合には存在して居らぬ譯である。大審院の判決も之と同様の結論に達して居る。但し大審院は斯る場合に對して唯一の據點である所の利益の論據をば必ずしも明瞭に示して居るといふ譯ではなす。

(註一)既に大審院判例、六四號、三二〇頁、及び七一號、一一七頁以下も亦同様である。

(註二)既に大審院判例、七一號、四一五頁、二法律一(Reg. II)一七號、一四〇六頁、ワルナイヤー(Winn)一七號、第二八八號、法律週報(Jur. W.)、一九三四年、二一九頁、H.R. 三五、第五八〇號も同じ見解にあり。

株式會社及び其の他の私法的團體への參加の意思表示は、一旦之を外部的に向つて通告したるときは、錯誤又は詐欺を理由として之が取消をなすことを得ない。普通の場合ならば無効を招來すべき瑕疵と雖も、斯る參加の意思表示の法律上の持續力は之によつて微動だにもさせられるといふことは無いのである。之偏へに、通告は夫によりて責任を引受くべき者が責を負ふべきものなりと想定せられ居るに因るものである。蓋し、法が歸責性といふ要件を放棄するが如きことは斷じてあり得ない所である。

其の通告を受けたる參加の意思表示をば斯く堅固なるものとなし、之をして斯く特殊な獨立性を有するに至らしめたる所以のものは、之等團體の債權者達の利益といふことであつたのである。成る程、例へば或る株式會社の債權者達が關心を持つのは、通告ありたる資本の株が現實に拂ひ込まれ、又可及的に維持

せられるといふ點に掛つて居るのである。又其の他の會社の場合にありて債權者に有利なるやうに定められて居る特別な責任關係にしても、右と同様である。事實又既に關係法規を見ても、其等の法規が普通ならば權利の瑕疵を主張して社員たることを脱退し得るところの社員の利益に對比して、夫よりも此の特別の責任保全の維持に對する債權者の利益の方をば重要視して居るといふことは、疑ひやうなく認め得られるのである。夙に帝國上級商事裁判所は株式法に關する一八七六年の判決（二〇號、二八〇頁）の中で此の債權者の利益の干與を明かにしたのである。然るに其の當時にありては、利益の法構成力はまだ一般の注意を喚起するに至らなかつたのである。されば其の後と雖も、裁判所は此の他に其の類なき獨立化現象（*Verwirklichung des Heimungs*）の根據をば見當違ひな方面に求めようとする傾向にあつたのであつた。特に人々は、斯る特別の取扱が爲される理由は、之等參加意思表示の通告を行ふ場合に當つて屢々登記裁判所判事の立會が要求せらるるといふ事情に基くものである、と斯ういふふうにも考へたりして居たのである。ところが常に必ずしも登記裁判所の判事が立會ふとは限つて居らぬことを人々は氣付かなかつたが爲に、人々は、參加意思表示といふものは『當局に向つて爲される』筋合ひのものなのであらうとか、（大審院判例、九號、三九頁）、乃至は又大審院が暗々に下して居る解釋によれば參加意思表示は『司法警察的』性質を持つたものであるやうであるとか（註三）と言ふ如き他愛もない理由を附會して居たものであつた。さうかと思ふと、無雜作に、大體參加意思表示といふものは法律行爲ではないのだ、と主張

してお茶を濁して置くやうな法律研究者も多かつたのである。（註四）當時一世を風靡して居たる形式主義的法律觀が、現實の實生活に無頓著であることを得せしめたるの弊は、實に斯くの如きものがあつたのである。利益法學の出現するに及んで、初めて裁判所は、専ら會社債權者の利益のみが此の法規を設定せしめたる原因であつたといふことを、判然認識するに至つたのであつた。然るに大審院自身が、此の方面の判決の理由をば法規の利益尊重（*sachliche Interessenbewahrung*）といふ點に基いて根據付けることを、滅多にしなかつた。夫が爲人々は法規に一點の不備あるものとの考へを依然として棄て切らずに居るのであるが、焉んぞ知らん、法規と其の利益尊重の態度とは充分の據點を提供して居るものである。

（註三） 大審院判例、九號、三九頁。五四號、一二九頁。七一號、九八頁以下。八五號、二八六頁。八八號、二七二頁以下。一一二號、一七四頁。

（註四） 例へば特にルノー、オットー・フォン・ギールケ、及びクンツェが主張したる合同行爲説の如きが夫である。詳細はイェーリング年報、八三號（一八八三年）、二八二頁以下に掲載せられたる拙稿の中に之を説明して置いた。

更に利益關係の規定に至つては、夫等が或種の手形及び小切手法關係のことに於て一層明瞭なるに拘らず、之が承認を得ることは一層困難であつたのである。實際問題として、手形なり小切手なりは専ら取立の目的の爲に、此の限定されたる目的に就て何等明白な記載のない裏書（譯者註、隠れたる取立委任裏書）によつて、讓渡されるものと考へられて居るのである。此の場合では、普通と異つて、裏書人に比すれば債權者の利益は劣つて居る。成る程手形其他は債權者の爲に取立てらるべきものである。さればと言

つて、此の證券の所持人は證券債権者の廣汎なる法律上の保護を要求し得るものであらうか？ 又特に此の所持人は證券債務者に對して、其の債務者が己れに、眞の債権者である裏書人其の人より生ずる抗辯をば對抗させることを禁じ得るものであらうか？ かういふ質問の仕方から推して、夫に對する答は見當がつくことと思ふ。裁判でも、債務者が裏書人及び眞の債権者其の人より生ずる抗辯を爲すことを許して居るのである。尤も裁判所としては久しい間此の判決は唯擬制によつて之を理由付けるより外策の施しようを知らなかつたのであつた。即ち大審院に於ては、斯る被裏書人が裏書人其の人より生ずる抗辯を對抗せしめられる如き證券債権をば訴求するといふのは、彼に惡意があつての行爲である、と斯ういふ他愛のない説明を下したのである。原告が訴訟となつて抗辯のことを初めて聞いたときでさへ、此の理窟で押し徹さなければならなかつた。(註五) 白々しい擬制である！ 斯くして裁判が事實の埒外に足を踏み込んで居るのである。一九二七年の大審院判決に至つて初めて此の擬制を放擲して、實情に即した利益關係といふものに眼を向けるやうになつて來たのであつた。(一一七號、七二頁)

(註五) 大審院判例、四號、一〇〇頁。一一號、九頁。三三號、一二九頁。三六號、五五頁。四一號、一一五頁。ワルナイヤリ、一九一七年、二七八號。法律週報、一九一八年、四二、第一九號。判決集、九六號、一九一頁。

法律行意的意思表示を爲すところの者は、悉くそれに依つて法の保護する何等かの利益を追求するものである。利益が數限りなく生じたとき、又斯くの如き意思表示を闡明し且補充する上に於てそれを持ち來

ることが必要である以上、此の利益より更に重要なものは何であるかといふことを、吾人は考へるべきであらう。成程このことは廣汎に亙つて行はれたところである。然るにも拘はず人々はその方法を隠蔽してしまつて、唯斯う言つて誤魔化して居たのであつた。曰く、意識的や計畫的にさうする譯ではないが自然にさう成つてしまふのである、と。何となれば、裁判所としては斯る場合には當事者等の默秘の意思を援用するのが常則であるからである。裁判所が斯る態度に出るといふことは、結局やはり客觀的な確實な據點を逃れることになるのである。主觀的な裁判官の恣意の爲に廣々とした繩張りを取つて置く遣り方が、裁判所としてはお誂え向きなのである。斯くの如くであれば、裁判官が自分の期待する意思表示をば當事者等の所謂默秘の表示として之に言はしめようとする傾向を馴致すべきは、明瞭なるところである。斯く手廻しをして置けば、實は全然感情的に誘導した判決であつても、之が理由付けは極めて簡単に済むのである。

無論意思表示によつて的確に追求せられる利益は、専ら表意者が明白に唯彼自身の利益を追求する意思表示を爲したる場合に於てのみ、唯一決定的なものと成ることを得るのであつて、例へば錯誤又は詐欺に基く取消の場合、授權行爲の場合、其他之に類する幾多の場合がさうである。

契約の解釋

六六

契約を利益の觀點より解釋することは一層困難である。最近の裁判に於ては、一方の契約當事者の一方の利益を標準として解釋すべからずといふことが力説せられるのであるが、(註六)之は多くの場合妥當な言ひ分であり、且其等の場合多くは自明のところである。尤もそれは普遍妥當な眞理ではない！即ち、一方の契約當事者の利益に於て取交はされた合意が契約中に入れられた、つまり明白に此の者の利益が設權的であつた場合に於ては、事態は寧ろ右とは別である。されば債務法關係の契約にあつては、債權者に爲されたる給付の約束に疑義又は缺陷が存する場合には、之が闡明竝に補足の爲には債權者の利益といふことを引合ひに出さねばならぬことと成るであらう。然し乍ら又債務者の側では、直ぐ後に述ぶる如く、之に對して彼の支配能力 (Beherrschungsvomögen) 即ち簡單に言へば彼の實力關係 (Machtlage) とする點を斷乎主張するに相違ないのである。

(註六) 大審院判例、七九號、四三四頁、及び八八號、四一六頁。なほ三七號、二六頁を併せ參照。

或る物品の供給を約束したやうな場合、其の契約締結の協議に當つて債權者が、自分の望むのは或る一定箇數と其の特定の品質とである旨をば明言したるときには、夫は、一つの特定物債務であると見做すべきであつて、之を一つの種類債務と見る譯には行かまい。従つて又約束されたる給付を可分的と見做し得

るかどうかといふことを決定するのは、やはり債權者の明白なる利益といふことに懸つて來るであらう。民法でも——第二百八十條第二項及び第三百二十五條第一項に於て——給付が一部不能となつた場合には債權者の利益を目標に置くのである。

賣買契約の場合に就ても、明白に追求せられたる利益といふ觀點よりして意思表示を解釋すれば如何なることに成るか、又此の様な解釋の仕方をすれば果して如何なる効果を收め得るであらうかといふことを、茲に明瞭にさして置く必要がある。さて物品購入の際には屢々其の買入るる物品が如何なる品質のものでなくてはならぬといふことを、明白にして置く必要があるであらう。此の場合について、法律は、勿論英國の物件購入法 (Sale of Goods Act, 1893, sect. 14 (1)) に於けるが如く然かく明瞭に規定しある譯ではないが、兎も角も民法第四百五十九條第一項に於て、明白に追求せられたる利益といふ觀點よりする解釋に近づいて居るのである。特に、民法に従へば、物の『契約上想定せらるる用途』が果して一定の品質を要求し居るものなりや否やといふ點に、重點を置くべきであるといふことになつて居るのである。ところで買手としては其の物品を使用しようとして居る譯であるから、若し其のことが契約締結の際に充分明瞭にせられて居るとすれば、結局彼の利益の點にのみ重點を置くべきだといふことに成るのである。尤も之は何も、現在買手が自分の通告した其の物品の用途目的に契約上拘束せられて居ることを言ふのではないのである。勿論、賣手としても十中八九迄は左様なことに關心を懷いて居ることは先づ無いの

六七

である。唯意思表示なるものは、専ら夫が相手方の或る明白なる利益と關聯し之に結び著いたときに限り、契約上拘束力を持ち得るのである。

然るに賣手側に於て、其の賣る品物は斯く斯くの品質を有して居る筈であるといふことを直接契約上拘束的に保證したといふことになる。其の場合には——民法は第四百五十九條第二項に於て、充分の理由から此の場合に就て別段の規定を設けて居るのであるが、——法律關係は右とは異つたものになつて來るのである。第四百六十條によれば斯る場合には買手は何等の吟味をすることなくして右の品質あるものと信賴して構はぬことになつて居り、又若し其の品質を有し居らざる場合は、第四百六十三條によつて損害賠償の請求を爲し得ることにしてあるのである。此の場合をば、大審院の判決に於ては、單純に用途目的を告げた場合と充分に區別して居らぬ。即ち此の場合に對しても大審院は（七〇號、八六頁）、此の目的に關して契約上の合意ありしことを必要として居るのである。然し乍ら、既に述べたところの如く、賣手としては斯る拘束に何等の關心をも有せぬといふのが普通の實情である。さればとて何等の關心も有して居らぬといふことであれば、之に關して爲された契約締結の主たる要件を缺くといふことに成る譯である。最近に至つて大審院は（一三一號、三五二頁以下）賣りたる物品の用途目的が『兩當事者の取引の基礎』と成つたといふことを要件として満足して居るのであるが、之は或は見解の變化を來さんとする前兆であるのかも分らない。

屢々當事者等は販賣物品の供給について一定の期限を協定するものである。斯る場合は其の賣買は定期取引といふことに成るであらうか？ 此の點に於ても亦供給約束の債權者としての買手の明白なる利益といふことが解釋の據點たり得るものである。大審院は（一〇一號、三六三頁）特に『其の商品が經驗より推して著しき價格變動を受け居る場合』に於ては、右の買手の利益といふ點を認むることとした。

一九二〇年に大審院に次の如き事件が持ち込まれたことがある。即ち婚約の夫が其の婚約の妻の委託並に其の資金によつて、將來の共同の家庭の爲に家具を購入した事件である。男は自分だけで購入の交渉に當つた譯であるが、其の際に家具商人に向つて此の代金は女の懐から出たものであるといふことは一切言はなかつたと言ふのである。然らば此の既に代金の支拂を了して商人から男に供給され終つた家具の所有權者は誰れかといふ問題なのである。

前審たる伯林控訴院に於ては、男が自分の名義を以て行爲したる點より觀て、所有權は男に屬するものであると簡單に判決を下したのであつた。之は典型的な形式主義的判決であつたのである。此の判決に當つては、事件に關係ある實生活上の利益といふものは全然考慮の中に入れられなかつた譯である。

成る程第一此の場合の權利の取得には、恐らく賣手の關心の存在を必要としない。まだ代價の支拂ひを受けて居らぬ當時としては賣手の關心は専ら買手其の人に懸けらるるのが當然であつて、一體誰れが自分の供給する商品の所有權者と成るのであらうか等といふことは、賣手としては先づ問題にしないのが常で

ある。此の限りに於て利益關係は、債權法上の賣買契約と、其の賣買契約が履行される場合の物權的、所有權移轉契約とでは、明瞭に異つたものと成つて來るのである。従つて、供給せられたる家具の所有權者には誰れがなつたかといふ問題を決定する際には、賣手の關心は除外せられることになる譯である。此の問題の決定には、賣手の關心といふものは何等の説明をも與へ得ないのである。然るに其の他の點になると、賣手の無關心も裁判官に若干の示唆を與へ得るのである。即ち此の無關心といふことから推して考ふるならば、所有權取得の問題を決する唯一の鍵は、婚約の夫婦間に於ける内々の委託關係に懸つて來ざるを得ない、との推定が可能になつて來るのである。即ち茲に於てか、資金供給者たる婚約の妻の利益といふものが明々白々に物を言ふことになる。そこで大審院に於ても女の意見を聽き、其の結果家具の所有權は女に在るとの裁斷を下したのであつた。之により伯林控訴院の形式主義的判決は破れてしまつた譯である。大審院の理由書を見ると、無論まだ當局は傳統の軌道を離脱せず、單なる感情的動機に頼つた幾分朦朧たる世界を彷徨して居るのである。即ち大審院の見解によると、若し其の婚約の男にして家具の所有權を妻の爲に取得するのだとの意思を有して居らなかつたとすれば、彼は誠實と信義とに背むくことになる、といふのである。(一〇一號、一九三頁)

或る特急車の食堂車内でのこと、中食中の一乗客が食後のものとして註文したチーズを受取ることを拒絶する。之は先頃、試補試験の受験者達が筆記試験に出された問題である。受験者等は料理の買手として

の乗客の引取義務違反を非難し、そして債務者の遲滯を想定したのであつた。極く少數の者は斯くの如き稍々意外に過ぎる想定にさへも満足しなかつたのである。彼等は其の乗客が受領の遲滯に陥つたものであるとの意見を述べたのであつた。夫故に彼等は、食堂車を經營する會社に其の拒絶されたチーズの競賣權を與へたのであるが、會社としては勿論そんなことを目當てにして居た譯ではあるまい。法理論で腦髓の一杯に詰つた若き受験者達には、其の契約締結のとき既に個人的利益 (Persönliches Interesse) を明かに設權的に干與して居るのだといふ、ボーイにだつて分りさうなことが、解つて居らなかつたのであつた。乗客にしてみれば、唯自分の好きな料理が食ひたいといふだけの話である。此の個人的利益の故に、元々此の料理の引取義務といふものは民法第四百三十三條第二項又は第六百四十條第一項の規定から除外されることになつて居る次第なのであつて、之は賣買契約の場合でも請負契約の場合でも同じことである。

さて然しながら、單に實生活に於て追求せられ且法律によつて保護せらるる慾望といふことのみを重視するといふだけのことで、尙ほ未だ以て人生に充分に徹し切つたと言ふ譯にはゆかないのである。苟くも法律生活に於て慾望が満たされ得るが爲には、無論其の法律生活が人間の實力の埒内に置かれてあることが肝要である。即ち例へを以て言ふならば、債務者たるものは債權者の要求する給付を履行するだけの力を持つて居らなければならぬのである。ところが、其の時々に於ける實力關係 (Machtverhältnis) といふものは、債務法などの及びもつかない絶大の力を持つて居るのである。法律の効果が此の實力關係と

いふものに明白に依存せしめられて居る場合は、勿論極めて稀ではあるけれども、例へば、民法第二百二十三條以下に規定せられるところの『強制状態 (Zwangslage)』發生の脅迫を理由とする取消適状であるとか、乃至は物件に對する支配力に關する第八百五十四條以下の占有權であるとかの如きは、即ち夫である。特に最近に至つては、經濟界が紛糾と錯雜とを極めたる爲、カルテル法や株式法に於てさへ立法者は其の二三の規定をば明かに其處に發生せる實力状態に應じて修正せざるを得ざるに至つたのである。

實力關係 Machtlage

然しながら、熟練したる眼光を以てするに非ざれば、夫が矢張り一定の實力關係に適應するやうに作られてあるのだといふ見極めのつき難い法規に至つては無數に存在して居るのであつて、之等に對してこそ更に多く我々の注意を拂ふ必要はあるのである。例へば、彼の有名な民法第三百十條第一項前段の規定も亦其の一つである。即ち同規定によれば、隔地者間の意思表示は、其の意思表示を受くる者に之が『到達し』たる時に於て初めて有效なものと成るといふことになつて居るのである。ところで此の場合、此の漠然たる文句は支配能力 (Beherrschungsmöglichkeit) の發生を言つて居るのだといふことは、勿論昔から一般の認めて居たところである。即ち意思表示は其の意思表示を受くる者の勢力範圍内 (Machtbereich) に、正確に言へば其の了知範圍内 (Vernunftmichtbereich) に持ち來されなければならぬのである。(註七) 此の

ことは目下編纂中のアルゼンチン民法典豫備草案に於て、立法上最も明快に規定されて居るのである。即ち曰く、『La declaración de voluntad hecha a una persona ausente tiene efecto desde el momento que llega a su poder.』(註八)

(註七) 判決にも此の旨を明示しあり。特に大審院判例、一四四號、二九二頁を參照すべし。

(註八) ビビロニ著、アルゼンチン民法改正豫備草案(フェノス・スタイルス、一九二九年)、一三一頁、第八章。ハート・テイーツ、比較法辭典、五卷、一九三六年、八〇六頁より引用す。

然し乍ら又意思表示を受くる者の側としても、其の到達したる意思表示が一方的なるものであるか乃至は契約的商議の構成部分であるかによつて、其の實力關係が全然異つたものになつて來るといふことは、甚だ閑却せられ勝ちのところである。一方的意思表示の相手方になると、勿論其の意思表示に對しては無力である。英吉利の法學者サルモンドは此の場合の實力關係を的確に次の如く説明して居る。(法學、一九二四年、三六二頁 Jurisprudenz 17 (1924), 362) 曰く『此のことに關し彼の意思は全然非活動的且無力である』と。夫故に、一方的意思表示を以てしては、何等かの不確實の危険をば有効に其の相手方に負擔せしむるといふことは出來ないのである。従つて未成年者及び代理權なき者はかかる意思表示を爲すことを得ない。又斯る意思表示に條件を附することも出來ない。(註九)

(註九) 民法第百十一條、第百七十四條、第百八十條。大審院判例、六六號、一五三頁、及び七五號、三三三頁。竝にバイエルン

司法雜誌 (L. J. N.) 一五號、一六四頁、及びライプチヒ雜誌 (L. J. N.) 一五號、七四八頁、其の他を参照すべし。之には詳細の説明あり。

人が物を買ふ場合、其の物品に権利の瑕疵があるか否かといふことを知ることは概して困難なことである。物の瑕疵となるといふと之を発見することは普通容易である。一箇の物品の置かれてある法律關係は、實に其の物品の表面に現れ居らざる過去の結果なのである。斯くの如く権利の瑕疵については買手の支配能力は減少するのであるが、民法に於ては此の點に考慮が拂はれて居るのである。特に第四百四十四條に於ては賣手に物の法律關係に關する告知義務をば負はせて居るのである。尙ほ又権利の瑕疵に基く買手の請求權は三十年にして初めて時効に罹ることに規定してあるが、之に反して早く発見し得べき物的瑕疵については誰しも知る如く短き時効期間を認めあるに過ぎない。

尤も権利の瑕疵と言ふも其の種類によつては、普通の場合に於ける物の瑕疵と同様、買手に於て容易に之を認め得るといふが如きものもあるのである。買受地所に於ける建築に就き地方警察規定に制限が設けられる場合の如き、又其の他の公法的建築制限の存し居る場合の如き、特に右に該當する場合である。斯くの如き権利の瑕疵が存し居るかどうかと言ふことは、買手に於て容易に之を知るところである。斯る場合に於ては、買手の支配能力は物の瑕疵を識別する場合と同じく少しも減退せしめられて居る譯でない。従つて大審院は、以前は之とは反對の判決を下して居たこともあるが、其の後に至り、此の

種の権利の瑕疵は保障請求權に關しては之を物の瑕疵として取扱ふといふことに變つて來たのである。

(一三三號、三四八頁、及び同所に與へある證明。) 但し大審院としては右の態度を説明するに當つて、斯る権利の瑕疵は物の瑕疵と同じく容易に之を知り得るものであるが故に、實力關係の點に於ても物の瑕疵同様に看做さるのであると言ふのが、當局の主張であると言つて居らぬのである。従つて毎度のこと乍ら救助者が大狼狽して、所謂取引の通念の消滅を救ひ出さねばならぬといふのが、寧ろ常態となつて居るのである。(一三三號、三四九頁。竝に五二號、二頁。五九號、二四三頁。六一號、八六頁。) 實力關係の立場が未だに認められて居らざること、實に斯くの如き状態であるのである。

其の他の法規にして、其の明白に前提と爲し居る實力關係が存し居らざる場合、即ち權利能力なき社團の法に於ても、裁判は之等の法規を活用することを爲て居らぬのである。民法は其の第五十四條に於て此の權利能力なき社團をば——周知の如く之は實情に即せぬ仕方であるが——民法組合の規定に従屬せしめて居るのである。然しながら此の組合の規定といふのは、社員の極く少數である場合に適合するやうに出來て居るものなのである。されば、逆の推定によつて、民法組合の規定より幾多の規定を排除しなければならぬといふことに成る。(註二〇) 即ち就中、組合の一切の行爲に對しては全社員の同意あることを必要として居るところの第七百九條第一項の規定の如き、或は又決議を爲すには社員的一致あることを要求して居るところの第七百十二條第一項及び第七百十五條の各規定の如き、夫である。然るに、或る一つの團

體内に於ける實力關係といふものは、其の團體を中心として多數の成員が集まつて來るといふと、根本的に變化を來すものである。多數の成員は唯會議に於てのみ共通の事務を決することが出来るのである。ところが會議といふものは其の性質上頻りに召集するといふ譯には行かぬ。此のこの結果として、成員の多い團體にあつては、成員は新規に加入せんとする成員の選定方について影響力を喪失してしまふこととなるのである。大審院に於ては此の實力關係の變化といふことからして一つの結論を引き出したのである。(一四三號、二二四頁以下)。即ち此の場合にありては民法第五十四條により準用せらる。第七百八條によれば權利能力なき社團の社員は自己の事務に於けると同様の單純なる社員義務を負擔するのであるが大審院はかかる義務を認めず、民法第二百七十六條による一切の過失に對する普通責任をば其の代りに認むることとして居る。此の差別を決定するところの支配關係構成の變化といふことをば大審院は次の如く解釋して居るのである。即ち、社員が多い社團にありては、小なる組合に於て少數の成員相互の間に醸し出さるるが如き『個人的關係』が存在しない、と言ふのである。小なる組合にあつては各成員は其の仲間である。斯くの如く大審院自身としても大規模の社團には別様の實力關係をば認めて居るのである。然るに又茲でも大審院は此の天晴れな觀點を土臺として自己の態度を決するだけの肚を持つて居らぬのである。寧ろ大審院は、民法第七百八條の規定からの絶縁手段として、例によつて例の如く、所謂の暗黙の定

款規定といふが如き其の場限りの手段を弄して居るのである。

(註一) 尙ほ第七百八條、第七百十六條第一項、第七百二十七條第一項及び第二項、第七百二十八條、第七百三十五條、第七百三十九條、及び第七百四十條第二項を參照すべし。

更に又權利能力なき社團にして社員の多きものにあつての支配關係の變化といふことは、遂に裁判をして、社團債務に對する社員の無限責任を除外するに至らしめたのである。此のことを可能ならしむる爲に裁判所は、斯る社團は社團理事の代理權を相當に制限することをば暗黙裡に告示して居るものである、との想定を立てて居るのである。成員數が多くなつてくと専ら會議による以外仕事の爲やうがなくなつて來る爲、社員は將來の業務執行に對して決定的な影響力を喪失することに成る、といふのは正しい。此の種の會議は滅多に之を召集するといふ譯には行かないのであるから、正に此のこの故に會議には既に完了したる事實が持ち出されることに成るのが普通である。然るに責任といふものは、必ずや現實の支配能力に對應すべきものである。若し此の支配力と責任との間に存するところの不可分關係について、今日まだ獨逸に於て其の當然の注目が拂はるるに至つて居らぬとするも、此の權利能力なき社團の法について判例は少くとも其の結果に於てこの事に著眼して居るのである。適用せられざるに至りし諸法規は異つた實力關係に適合したものであり、従つてこの場合には適用せられないとの認識が一般化して來るならば、其の成果の期して待つべきは容易であり且確實なるところであらう。

此の實力關係の觀點を適用するとなると、意思表示の解釋に當つても示唆するところは著大なるものがあるのである。我々は既に、債務法的契約の場合、實力關係の觀點が債務者の爲したる意思表示を闡明し補足する上に於て如何に有益に役立つものであるかといふことを見たのであるが、之と相對して利益追求の觀點は寧ろ債權者の意思表示を闡明補足する場合に役立つところの觀點であらう。

此の故に實生活に即したる推測を以てするならば、總ての場合に於て——即ち大審院が偶々注目して居るが如く單に取引關係だけに限らずして、(一一三號、一〇二頁)——債務者は夫の支配が『自己の實力の圏外に』あるところの危険をば擔當すること無しといふ、債務者に有利な結論が出て來るであらう。事實、醫師は患者の意思に反して自己の採る處置の實績あるべきを主張し、患者に自己の爲す方法が絶対に有效なるべきを確約したる場合と雖も、其の採りたる處置、例へば手術の如きが治療を招來するであらうことに就いて法律上の保障に任ずるものに非ざることは寧ろ明瞭なところである。又家庭教師にして、或は訴訟の實行を依頼されたる辯護士にしても、右と同様、よし當人としては大丈夫だと引き受けたにしたところで、其の求むる成果に對しては法律上の保障に任ずる筈のものでないのである。

一人の運送業者が其の引受けたる貨物輸送を目的地迄やり遂げる能力を持つて居ることは明白なるに拘らず、其の貨物を轉送の爲他の一人の運送業者に引渡した場合には、後者は所謂の下請運送業者として前の運送業者の補助履行人と成る譯である。然し乍ら若し其の貨物輸送が之を引受けたる運送業者の實力範圍を明白に越えて居るといふことになると、事情は右と異つたものになつて來るのである。此の場合にあつては、其の貨物の轉送に關係せしめられた所謂の中繼運送取扱人は獨立の債務者といふことになるのである。最初の運送業者は此の者の責に任ずる必要はないのである。大審院の判決でもさういふことになつて居る。尤も、此の場合一切を決するものは最初に關係を持つた運送業者の明白な支配能力であるといふことは、この方向に最も近寄つて來た最近の判決(一〇九號、三〇三頁)に於てさへ、僅に其のことを暗示するに止つて居るに過ぎぬ。

出發點は法規

以上述べ得たるところは、解釋の章の僅に一小斷片に過ぎないのである。(註・一一)然し乍ら法律に對する我々の觀點は以上に於て言ひ盡くされた譯のものではない。勿論、我々の觀點は先づ立法の上に用ひられむことを念願として居る次第である。唯茲に今一つ、以上の説明に就いて誤解を招來することなきやう注意を促して置く必要がある。即ち、我々の説くところは、法規の解釋に當つて最も肝要なことは、裁判官が明白に若くは高度の蓋然性によつて其の法規の利益評價なりと認め得るところのものから出發することである、と言ふのである。夫と同時に又、明白に夫に適應するやうに法規を作つてあるところの其の實力關係も亦重視せらるる必要があるのである。此のことは又意思表示の説明に就いても同様に當嵌るので

ある。

之とは反對に、法規の解釋に當つて法の利益評價の代りに、解釋者の個人的に之は保護すべきだと考へた利益をば前提とする場合も少くないのである。斯る解釋でも形式主義的觀點に勝る場合も無いではない。然し乍ら此の種の解釋の仕方では法の安全といふことは喪失してしまひ、従つて夫が爲に價値なき解釋となつてしまふことあるは、遺憾なことと言はねばならぬのである。此の限りに於て又此の解釋は、形式主義的解釋が勝手に概念を伸縮自在に取扱ふのと、些かの擇ぶところなきものに墮し終るのである。されば『利益法學』といふのは之とは相當異つたものであると解することが出来るのである。

以上、専ら利益及び實力關係といふ相互に補足する二箇の觀點のみに就いて述べたのは、之が最も示唆するところ多きものであるが爲である。此の二箇の觀點を以て唯一の觀察點であると強ひようと欲して居る譯では毛頭ない。蓋し、一般に科學は如何なる強制をも寛恕するものではないのである。夫故に、以上に述べたる以外のものにしても、若し夫が實生活と法律との關係をば明らかにすることを得るものであれば、總て之を法律研究の一大進歩なりとして宜しく歓迎すべきである。

然し乍ら右に述べ來つた有力なる觀點を以てしても既に法律を餘程客觀的な基礎の上に置くことが出来、又従つて一層高度の法的安全性の段階に到達することが出来るのである。尤も今日のところでは法的安全性を輕視しようとする一つの傾向もあるにはある。而して夫と同時に、法律に於ける所謂幾多の缺

陥も消滅し去るであらうし、又若し現實に斯る缺陷ありとするも、實生活と法律とを結びつける仕方に慣れた裁判官ならば、巧みに之を處理し得ることであらう。

斯くの如くして、判決の根據となれる法律政策上の理由を現實に鮮明ならしむることによつて判決の説得力が増大せらるることならば、裁判の之によつて得るところは必ずしも少くないであらう。裁判所としても之が爲に成績を擧げることになるばかりでなく、更に又法の威信を強化することともなるであらう。斯くて裁判が總ゆる場合に單なる感情法學の域を脱して、實生活と法律との間の關係を新らしく且深刻に見直すといふことともならば、其の爲に裁判といふものは法科學的認識の一箇の活力ある源泉とも成るであらう。

(註一一) 左に掲ぐる拙著は、尙ほ幾多の考察資料をば諸他の法領域に就いて示さうとするものである。『法律及び法律生活は一層深刻且確實に把握され得るか?』(„Lassen sich das Recht und das Rechtsleben tiefer und sicher erfassen?“) — 一九三四年出版。『利益法學の目的は何か?』(„Wohin führt die Interessenjurisprudenz?“) — 一九三三年出版。

一、成人の教育及び取扱法に就ての實際經驗

前大學總長

ドクトル・ミハエリス

教育の問題は人類其のものと同じく舊いのであるが、夫にも拘らず、教育的感化の可能と限度の問題、竝に之が爲の最善の手段方法に關する問題は、常に蒸し返されて新らしき問題として提出され、又之に對する解答が興へられて居る始末である。人間の性質は教化し得るといふ事實は、經驗に徴して確實なるところであるが、唯、斷はる迄もなく、其の性質の異なるに從つて之に對する効果も異つて來るのである。如何なる教育といへども、被教育者の性質によつて限度があるといふことは、我々が教育家として最初から斷つて置かねばならぬ事實である。本質を擇ばずして神像を彫るといふことは、出來ない相談なのである。然し乍ら、動植物の試育者が種や屬に潜在するところの不易の諸條件を丹念に利用することに依つて實に多種多様の改良種を作り出して居るが如く、人間の教育者にしても、若し彼が——人種的及び個人的特質を精密に考慮して——所期の効果を擧げんとするのであれば、右と同様の忍耐力を持する必要があるのである。此の忍耐力に對する信念こそ彼に其の必要とするエネルギーを興へて呉れるところのものであり、又人間性に深く徹することによつて彼は絶えず新らしき方法をば發見することが出来るのである。

教育法とは、既に教育學 *Pädagogik* なる名稱が之を示し居る如く、其の本質に於ては兒童の教育をば其の對象とせるものである。茲に我々の研究せんとする成人教育 (*die Erziehung Erwachsener*) なるものは、彼の中世のギルド教育が段々に衰退を來した後といふものは、主として之迄のところでは軍隊、團體、及び官吏だけのことに止まつて居たのである。文學、新聞雜誌、竝に演劇、夫から又現在にては更にラヂオや映畫も加はつて來た譯であるが、其等のものによるところの成人教育は、今日に於て非常なる重要性を持つて居るものであるに拘らず、私の考察の埒外に之を置かねばならないのである。元來、右に擧げたやうな種類のもものは教育の手段として考案して作り出さるるに至つたといふ譯のものではないのであつて、從つて其等のものの關心を持つ中心は民衆教育といふことに懸つて居たものではないのである。我が總統アドルフ・ヒトラーが國民共同態の指導者として國民教育の大音頭取りをも勤めて居らるといふこと、そして氏が國民教育の使命を第三帝國に置かれて以來、今日に於ては一切の部門が、軍部も、文教の府も、立法も、又一切の各種黨機關も擧つて各種各様の突角から、又夫々の方法によつて、教育事業に著手しつつあるといふことは、之即ち總統其の人の不滅の功績であるのである。クリークが的確に言つて居る如く、アドルフ・ヒトラーこそはプラトンの根本思想たる國家創建の教育家の權化とも謂ふべきであらう。

從來の教育といへば屢々餘りにも精神的教養か職業的養成かに偏して居たのであつたが、總統に至つて品性教育といふことを中心とせられ、爾餘の一切の教育の土臺とせらるることになつたのである。従つて私の此の簡單なる講演に於ても、やはり品性教育といふことが主となるであらう。ところで一體品性なるものは、特に成人の場合、尙ほ之を眞つ直ぐに矯めなほすことが出来、又向上せしむることが出来るものであらうか？ 之に對する解答を、總統は『わが闘争』の第四六〇頁に於て、氏の甚だ該博なる人間學 (Menschliche Kantnis) の觀點から我々に與へられて居るのである。氏は言ふ、各人の根本的な品性上の特性は慥かに原則的には原型的なもの (Vorgelildet) である、と。利己主義者は飽く迄利己主義者であるし、理想家は何處迄も理想家である。然しながら一點一劃まで判つきりと鑄出された夫々の性格の間には、朦朧とした不明確な現れかたをした性格が幾百萬となく存在して居るのである。之等の性格は正しき教育を以てするならば、尙ほ未だ國民共同體社會の有益なる成員となる事が出来るのである。茲に於てか、成人教育の威力に對する確固たる信念が湧きあがつて來るのであつて、實に百三十年の昔フイヒテは此の信念に燃えて彼の獨逸國民に告ぐを著はしたのであるが、最近數年間に於ける獨逸人の精神的變化の奇蹟を身を以て經驗したところの者は、誰れ一人として國民的教育の、而も特に又成人に對する夫の必要と可

能とを理解せぬ者は、今日に於ては勿論一人もないのである。

然るに教育的感化の手段竝に方法といふ難問題になると、事情は右と異つて居るのである。勿論此の方面に於ても、既に少し前に述べて置いた如く、少青年の教育についてならば昔から書かれたものも寧ろ多きに失する程である。之に反して、成人の教育法のことになると、私の知る限りでは、學問的な文獻に於ては唯、全く斷片的にしかり——夫も一定の特殊な場合に關してだけ——取扱はれて居らぬ有様なのである。勿論文藝方面の著作に於ては、ゲーテのウィルヘルム・マイステル以後、傳記小説や教育小説の類に於て此の興味ある問題が繰り返し新らしき光の下に持ち出されて來て居るのである。成人の教育的取扱ひといふ問題を一度巨細に吟味してみると、成人は子供に比して教育することが却々六ヶしいといふことが直ちに判かるのである。成人にあつては發育は勿論大體に於て完了して居る。従つて彼等は最早教育して貰ひたいといふ願望を持つて居らぬし、又既に子供の依頼心も持つて居らぬのである。此の依頼心こそ教育者としては自分の勞苦の手傳ひにも成ること屢々大なるものがあるのである。子供は謂はば今初めて世界の征服に取掛らうとして居るところであるが、之に反して成人となると大抵は既に之を征服してしまつたとの確信を持つて居るのである。夫故に又成人の教育は進歩が甚だ遅々として居る。又成人は子供に比して大概の者は物の覺えが實に悪くて手間取ることは、人の知るところである。一例を擧げてみるならば、年を喰つた大學生で何か一つの目的を立てて之から拉典語や希臘語の語學試験を卒業しなけ

ればならぬといふやうな連中は、稚いさな第五級や第三級の生徒と異つて、所謂不規則動詞の複雑な變化を覚え込むのに實に大變な骨折りをしなければならぬといふことは、私の屢々見聞して來たところである。少青年者の教育と成人の教育との間の今一つの原則的相違として、少青年は之から漸く自學自習することに慣れなければならぬといふのに、成人の教育となると幾ら外部から刺戟し、援助を興へ、又強制を加へて見ても、結局に於てどうしても獨學 (Solistaziehung) と成つてしまふのであつて、夫も唯、其の性質から見て老人になる迄『自己修養』 (Selbstzucht) することを必要とするやうな方面の教育に偏してしまふのである。以上二つのことは、成人の教育に當らうといふ者の、若くは一層正確に言へば、成人の自己教育に對してソクラテスの言ひ草ではないが産婆の役を買つて出ようといふ者の、夢寐にも忘れてならぬところである。

權 威

さて然らば、他人を教化しようとする程の者は如何なる力と資格とを具備して居るべきであらうか？ 先づ第一に私の見るところで必要と思ふのは、他の者に對して權威を持つることこれであつて、之があれば他人をして自から其の教師に注意を向けさせ、従つて教師を模範として自己教育をするといふことにも成るのである。此の權威關係は勿論單なる命令權によつて成り立つが如きところのものであつてはならぬ

いのであつて、若し然うでない、そこには單に表面的な效果しか現れず、夫も單に命令權が行はれて居る間だけの效果しかないといふことになるのである。然し乍ら、永續的な成果を收めねばならぬといふのであれば、而も夫が一切の教育の目標とするところである以上、此の權威は教師の卓越と模範性とに對する自發的承認を基礎としたものでなくてはならぬのである。斯くの如き眞の權威が、位階、官職、乃至は地位といふが如きものから由來し得る筈はなく、夫は専ら人格と才幹とからのみ産み出され得るのである。此のことは實例を擧げて喋々するまでもあるまい。軍隊の在營時代のことや官吏の事務修習時代のことを回想して見れば、此の事實はよく納得出来るのである。然しながら、私の考へを以てすれば、此等の時代の回想は又我々に、人は自分の權威を餘りに強く主張し過ぎたり、外部から目立つやうにしたりすべきものではないといふことをも訓へてくれるのである。若し然うでないと、却つて無言の抵抗や陰險な反抗を招くとか、乃至は壓制的になつて意氣を阻喪せしむるとかの結果になるのである。正しき種類の權威とは如何なるものであるかといふことに就いて、簡單に一つの實例を述べて置かう。ハレの فرانケ 記念會館の管理者として私の先輩の一人に、彼の佛蘭西統治時代の偉大なる宰相たり又ハレ大學の救護者たりシアウグスト・ヘルマン・ニーマイヤーの女婿が居られたのであるが、同記念會館の式場大廣間に掲げられて居る頌徳表には此の人に就いて次の如く識してあるのである。曰く『彼の卓越せる人格は人をして畏怖せしめず、却つて之をして欽慕せしむるところあるなり、云々。』と。此の如く此の人は、青年をして萎縮せし

むることなく、又青年をして此の人は我等に耐え難きを求め不能事を要求するのであるとの感を抱かしめざる底の、偉大なる徳を備へて居たのであつて、青年達をして我此の師の如く成るを得べしとの潑刺たる希望と自信とを抱くに至らしむる術を彼は心得て居たのであつた。然し更に大切なことがある。即ち、教育者の權威の自覺といふものは決して我に斷じて過りなしといふが如き自負に迄増長させてはならぬ、といふことである。之は一つの暗礁であつて、之に乗り上げると表面的には何と理窟をつけ得ようとも、内面的には既に其の權威は大分崩壊を來してしまつて居るのである。之に就いて私は自身経験したことを少しばかり述べて見たい。私がまだ駈け出しの若輩であつた頃、上役に甚だ敏腕を謳はれて居る人が二人あつた。二人とも却々仕事の上のことは喧しい方で、又實に精勵恪勤の方であつた。然しながら此の二人の考へて居られる權威といふものは我々若輩の身になつて見ると、全然性質の異つたものであつたのである！ 一人の方に至つては、部下が自分と違つた遣り方をしたり判斷を下したりするとか、或は又彼のどうかした失策を注意したりしやうものなら、如何に叮嚀を極め禮を厚うして言はうとも、夫を怵へて居るといふことの出来ない性質で、だから問題を眞面目に考へて見るところか却つて自分の權威を筈に着て我々をこつびどくやり籠めるといふ風があつたのである。之あるが爲に、最初は良かった彼と我々との間の關係も段々に冷いものとなつて行つて、遂に彼は我々の上に指導的な力を持つことが出来なくなつてしまつたのであつた。今一人の方の上役の態度は之とは全く反對であつたのである。學問的な問題とか方法

に關する問題とかで、部下が此の人と意見を異にするといふことでもあれば、彼は神経質に成つたりはしないで物靜かに其の理由に就いて意見を叩き合ひ、若し一寸でも若い者が此の年長者を説き伏せることで出来やうものなら實に機嫌が良いといふ工合であつたのである。であるから若し彼にどうかして失策でもあると、虚心坦懐に自己の非を認めるのであつた。従つて彼は種々本質的な點に於て全く期せずして年下の同僚等の模範と仰がれるやうになり、又彼の權威は皆が氣持ち良く之を認めて居たのである。

信 頼

斯くの如き好結果を齎らすに至つた所以のものは、其の人に對する我々の絶対の信頼に因ること大なるものがあつたのであると、私は信じて居る次第である。私は特に此のことを強調して置きたく思ふのである。何となれば、權威關係は必ずや信頼の關係であらねばならぬといふことは、之は極めて大切な認識であるからである。ところで、一體斯くの如き信頼とは抑々何に基くものであらうか？ 私の意見を以て言へば、夫は先づ第一に、他人は純良であつて香具師でも詐欺師でもないといふこと、更に又彼は誠實であつて誤魔化しや底意を持つて居らぬといふこと、彼は公平であつて誰人に對しても自分のものを分ち與へ、而も公平無私に分配しようとする氣持ちを持つて居るものであるといふこと、そして最後に、彼は冷酷でなく、又利己的に物を考へたり行動したりするものでなくして、其の反對に他人の困窮に對しては

濫き心と、邪念なき眼と、而して救ひの手を持つて居るものであるといふこと、此等のことに就いて經驗上體得したる信念を有することに基因するものなのである。或る有名な教育家の申されたことであるが、眞の教育者たる者は、自分の爲に働かずして他人の利益の爲に奉仕するといふ社會奉仕型の人物 (Ziele Typus) でなくては駄目であつて、而も自分の天職は最も高貴なる素材たる人間の魂を取扱ふところの藝術家たるにありとの覺悟を持つた人でなくてはならないのである。眞の教育者たらん程の人物は、宜しく人之を鑽仰し、人之に救ひを感ずる底の人格者であることを必要とするのである。

他の方面に於て人を遇するにも右の如き信頼といふことが如何に重要な役割を演ずるものであるかといふことは、烏渡、醫術の方を覗いて見ても了解出来るところであらう。之は話の筋が傍に逸れることになつて恐縮であるけれども、凡そ教育家は人の缺點を治療し、假令助かる見込のない者に對しても少くとも之に治療を加へてやつて病勢の悪化を止めてやるだけのことは爲すべき一種の醫者でなくてはならぬといふ考へ方さへある位のものであるから、私の脱線も御許し願ふ次第である。醫者の上手下手は、病人の側で彼に對して持つ信頼といふものに或る程度迄は基因するのである。患者の方で其の掛りの醫者を信用し切つて居る場合と、特に信用してゐる譯ではないが差當り他に手頃の醫者が無いからといふので已むなく氣安めに相談して見ようといふ場合とは、同じ醫者の指圖でも效き目がまるきり異つてくるといふことは、我々の誰しもがよく見聞するところである。之とは別に又、治療上から見れば醫者が病人に對して

暗示 (Willensbeeinflussung) を與へるといふことが大切であり屢々絶対に必要でさへあるのであるが、兩者の間に信頼關係が成り立つて居る場合には、夫が極めて譯なく出来るのである。だが、もう我々の本論の方へ引返へさう！ 教育者と被教育者との間の信頼關係は、單に自己の教育者に對して信頼を持つといふ一面を有して居るだけのことでなくて、更に又、——そして之も亦前に劣らず大切なことなのであるが、——逆に教育者の側に於ても其の教育せんとする者に對して信頼を掛けるといふ一面を有して居るのである。自分に信頼を掛けられるといふと、夫が我々の名譽心に訴へるところある爲かして、彼の極めて嚴格な戒律などに依つて到達され得るよりも遙かに粗暴乃至品行に對して自から慎むやうに成るものである事實は、我々の誰れしもが身に覺えのあるところである。尤もよく言はれる言葉として、他人を信用するのはいゝが安値に信用するな、といふことがある。成る程、人間には一面に於て人を餘り信用し過ぎる癖、詰り輕信妄信するといふ癖がある。之では、其の好人物らしい氣の弱さ又は吞氣さの爲に大抵は教育の效果を無茶苦茶にしてしまふのである。又其の他面に於ては、——之は多分は何度か煮え湯を吞まされた經驗によつて然うなるものであらうが、——一寸も人を信用しないやうな、甚しきに至つては信頼關係を懷疑的な邪推によつてぶち壊はしてしまふといったやうな人間も無いではないのであつて、之では教化などと言ふことは頓と相談にもならないのである。我々は寧ろ彼の古き掟をこそ守るべきであらう。人若し正しく身を處さば、惡に陥ることなかるべし。(Quivis labatur Iustus, donec proleatur malus.)

此の如く、適量の批判的天分の使用によつて其の餘りにも過度に流るるを抑制してゆくといふ健全なる樂觀主義なくしては、教育の仕事はやつて行けないのである。我が總統が常々自己の所信なりとして公言し且實踐躬行せられつつあるところの明朗なる理想主義こそは、人間の教育者として必要なるエネルギーと熱情とを我々に興へ且保持してくれることの出来るものなのである。悲觀論者には教育家たり得るの資格がないのである。自ら情熱を感ずること無き者は他をして情熱を感ぜしむることを得ない。身自ら感激することなくして、いかで他を感激せしめんとするか？

然しながら教育者たる者は、其の他面に於て、又平靜と自制とを缺くを得ないのである。我慢のならぬといふ場合に臨んでも徒らに昂奮せず、却つて斯るときこそ特に冷靜と自制とを守り、自分の落著きによつて他を平靜と自制とに誘導することは、成人を相手とする場合殊に甚だ大切なことである。之は極めて困難なことであるといふことは、我れ人共に知つて居る。然しながら此の困難はどうしても克服しなければならぬのである。そして我々は平生から常々之に向つて自からを教育してゆくやうに心掛けねばならないのである。

然しながら教育者たるものは自己自身に對する制御心と同時に、尙ほ之に類する若干の他の徳をも兼備して居なければならぬのである。其の最も大切なるものの一つは忍耐といふことである。自然界の事象に託して訓へた古の格言の中に『忍耐と時間とを以てすれば桑の葉も絹衣となる』とか、又涓滴石を穿つとかいふのがあるが、之等は特に教育事業に當嵌る言葉である。此の點に於て我々は自然を師として學ぶことが出来るのであり、又學ばねばならないのである。然しながら果して我々は平生此のことを實行して居るであらうか？ 他人を宥める場合であれば、一撃にして樹を伐り倒せるものに非ず杯とも云つて居られやうが、さて自分自身のこととなるといふと、自分が之迄に成るには實にのろ／＼とやつて漸く達し得たのだといふことなんかけろりと忘れてしまつて、若し我々にして之を自認するだけの眞面目さがあるならば、實のところは自分でも百歩も千歩もかかつて辛うじて到達した其の目標のところまで、出来るだけ早く、謂はば一と股ぎに駆けつけることを他人に強要して、唯もう譯もなく自から邪道に陥込んでしまふのである。然しながら忍耐といつても、一步を誤つて柔弱なる弱氣に墮してはならぬこと斷はる迄もないところであつて、苟くも目的を定めたる以上之に向つて不撓不屈、飽く迄も爲し遂げる底の精神でなくては叶ふまい。斯くの如く首尾貫徹、孜孜として熄まざる態度こそ、總ての教育の現在及び今後に互つて易ら

ざる根本要件なのである。此の絶えず目標を仰望しつつ一直線に追求して踏み迷ふことなき精神のみが、此の場合に於て、宛かも産業や政治の方面に於て然うであると正に同じやうに、成功の希みを懸け得る唯一のものであるのである。

理 解

之は、教育者に於て其の被保導者の氣質や境遇の中に入り込んで行つて、そこに自己の仕事の據點を發見しようと努めて居る間に段々と湧きあがつて來る所である。之は何も單に心理的理解だの、自分の經驗乃至缺點を熟々思ひ合はせて見るといふだけのことで無く、更に又相手の經歷、氣風、及び特殊な事情に對する個人的内面的な關心、即ち主として役目以外の、個人的な、最高の意味に於ける朋輩的な交際によつて得ることの出來る了解をも含んで居るのである。人を指導し教導せんとする程の者は、又よく相手を仲間として思考し行動し得なければならぬのである。其の爲に自分の權威が崩れるやうでは駄目である。此の心構へ、此の態度こそ、私がたつた今其の大切なことを述べたばかりの彼の信賴關係を増進させるのであつて、夫に又之から執らうとする教育方針を定める上に甚だ有益な示唆をさへも與へて呉れるのである。

氣 轉

次に私が述べて置きたいと思ふのは、教育法全般に互つて必要なこつに就いてである。私は此のこつを名付けて『教育家の氣轉』と言つたらばどうかと思ふのである。氣轉といふものは、人間夫々に生來備はつて居る筈の一つの才である。であるから、如何に勉強したところで、如何に頑張つてみたところで、夫から又教育學教範などといったやうな本に書いてある理窟や手練を全部習得したところで、此の氣轉といふものはどうにも呑み込める譯のものではないのである。レギルド式教育學の大家達は概ね氣轉などのことは眼中に置きもすまい。然し夫にも拘らず、私は之を主張して已まないものである。といふのも私としては自分が長年に互つて實地に多數の國家試験受験者達の取扱ひなり薰陶なりに當つて見て、常々之は大切なことだと感じて居たことであるからなのである。夫は兎も角として、誰に限らず教育法の話が出るといふと——尤も誰でも大概持ち出す話題なのでもあるが、——皆決まつて同じことを言ふのである。曰く、手先だけの練習や理論上の知識や乃至はよくも書けたと思はれるやうな結構此の上なき教授法講義などで、眞の教育家が生れる譯のものでないことは、恰度、手先きの器用さや理窟ばかりで造形美術家が出來ないのと同じことであると。かう言へば、如何にも學校の先生の言ひさうな自惚れだと、御聽きになるかも知れぬが、成程若し私が、凡そ他人の教育に當らうとするほどの者は喩へば彼のレンブラントやデュー

ラーが彼等の藝術の方面で爲し遂げたと同様の最高の仕事をば、今即刻教育の方面で爲し遂げるべきである。杯と言はうとしたのであつたならば、夫こそ自惚れとも成つたかも知れぬ。だが、然ういふことを言はうとするのではないのである。單に此の席に居られる諸君ばかりでなく、何處に行つても、二三の卓れた天才を除けば大多数は菲才の士である。夫にしても各人は、或る程度、此の教育家的氣轉 *donum educandi* といふ特殊な才能は持ち合せて居る筈なのである。此の才能は、我々の指頭の感覺と同じやうに、夫々の場合に臨んで夫々に變つた教育的課題を思ひ付き、特に熟考したり豫め長くかかつて吟味して見たりせず、又教案などを全然離れてしまつて、そこに有效且必要な型の取扱法を案出し得るところの能力なのである。

例へて見れば、雀を射つに大砲を用ひずなどと云ふ諺も、詰りは右の氣轉の才能のことをいつて居る言葉なのであるが、實のところ人間といふものは斯ういふ間違つた遣り方の爲に躍起となつたり癩癩を起したりすることが得てして有るのである。怒りつばい癖のある人は、偉人といはれる人達は決して小事に拘泥したり癩癩を起したりしなかつたことを時々想ひ出して見るとよいのである。だからアリストファネスはペリクレンスに對して、又クラデラダツチ誌「伯林の滑稽雜誌—譯者」はビスマルクに對して、どんな冗談を飛ばしても叱られなかつたのであるが、夫に又此の政治家達は二人とも自分の漫畫を見ては嬉しがつて居たといふことである。彼の軍律秋霜の如きものあるによつて雷名天下に轟いたシーザーの兵士達も、凱旋

しての歸途は意氣揚々たる皇帝イムペラトールの後ろに跟いて行軍しながら、其の禿頭振を諷した洒落唄を歌つて叱かれもしなかつた。又彼のフレデリック大王は王の漫畫を取り棄てようとするのを止めて一層よく見えるやうにと下の方へ貼りつけさせたものである！ 勿論此等の實話は唯無邪氣な場合に限つて當て嵌まるものであること、言ふを俟たぬところである。若し現實に *crimen laesae majestatis* 「大逆罪」が潜在して居るのであれば、此等の偉人達として決して秋霜烈日の嚴肅さが無かつた譯ではないのである。一點一劃も忽せにせぬ謹嚴さと、飄々乎とした洒脱振、此の二つのものは教育家としても無くて叶はぬところである。特に此の洒脱こそは、後刻述ぶるであらう如く、成人の教育に當つては良き助手とも成り得るものである。此のことは決して詰らぬことではない。何となれば、成人を取扱つて自分の思ふが如くしようとする場合、我々の有する手段としては、親や小學校の先生の矯正手段と違つて、さう幾つもある譯のものでないからである。

果して然らば、眞面目に一應考へてみて、抑々どういふやうな教化手段があるものであらうか？

模 範

最も有效且重要な手段は模範を垂れるといふこと、即ち我々が自分の被指導者に期待し要求する所のものの活きた手本を示すといふことであるのは、異論の餘地のないところである。此の點について今一度フ

レデリック大王を偲び奉りたいと思ふのである。話は、大王崩御の二三年前のことである。大王は氣分甚だ勝れさせられなかつたが、夫を押し愛馬に跨り、寒風と吹雪とを衝いて教練に出かけられようとするのであつた。王の將軍の一人が畏んで、天候不良に付き陛下には御車行あるやう言上するところがあつたのである。之に對してフレデリック大王は如何にも元氣に答へられたのであつた。『卿よ、若し朕が車行せば、全軍悉く車行するであらうぞ！』斯く仰せあつて悪天候と病苦とを冒しつつ騎馬の儘練兵場へと向はせられたのであつた。夫から又我々の總統其の人が比類なく好適な活きたる實例である。氏は單に國民の婢僕であるばかりでなく、又實に其の情操と好尚と行動とに於て模範たらんことを念願として居らるる點に於て、國民の偉大なる教育者でもあるのである。我々は氏に於て、人は自から他の模範たるを示さざること他に向つて強要すべからずといふ教訓を、學びとることが出来るのである。他に向つて犠牲の精神を要望する者は、又自身を犠牲に供し一身を捧げねばならぬといふことは、我々の日常見て居るところではないか？ 假りに私が自分の仕事の方面で几帳面といふことを要求するとせば、私自身が先頭に立つて範を垂れるやうでなくては駄目である。或る小學校の先生が私に向つて言ふには、自分の受持ちの學級は恐ろしく亂雑で、帳面を出して習字をさせて見ると姿勢がまるでだらしない、といふのである。此の泣き言を聽いて居る中に私は何度か微笑を禁じ得なかつたのであつた。何ぞ知らん此の立派なことを言ふ教育家は、夫子自身屢々だらしない姿勢をし、身躰も行き届いて居らず、讀むに耐へないやうな字は書

くし、學級日誌を書いたのや習字を添削したのを見ると屹度インキを垂らして居るといふ工合で、之では自分が先きに立つて、此の叱られる悪童達の手本となつて居る譯であるのだが、其のことは自分ではまるで考へて居らなかつたのである。此の先生を見て居る中に圖らずも想ひ出されたのは、希臘の小唄に、人は誰でも皆一つ宛メリケン袋を肩に舁いで、夫を前と後とを振り分けながら歩いて居るやうなものだといふのがあつたことであつた。前の方に這入つて居るのは他人様の缺點で、後の方には自分の缺點が入れてある。だから人間には自分の短所は見えないで、矢鱈に他人のばかりが眼に付くやうになつて居るのだ、と斯ういふ唄なのである。自己認識と自己修養、之が教育者たる者に課せらるべき最重要の要件であるといふことは、幾度言つても言ひ過ぎだといふことは無いのである。自分が自分で氣付かない中に、自分の惡癖や不注意による自墮落やの爲に、自分が指導せねばならぬ他人をば却つて自分と同じやうなだらしない人間に仕立ててしまつたことも幾度かあつたといふことは、専ら假借なき自己吟味によつてのみ自認し得るやうに成るのである。由來、徳義の講釋をするは易く、之を行ひに示すは難しとされて居る。

自己教育への誘掖

成人教育は結局のところ彼等の自己教育を誘掖すること以上に出ないといふことを今一度御注意申し上げ度い。然し、絶えず忠告や警告ばかり與へるやうなことをすると、特に小學校の先生達がやるやうな風

な、若くは咎め立てするやうな風な調子に出るといふと、却つて胸の裡で舐められるやうなことになつてしまふのである。一般に、俺が仕込んでやるぞといふやうな態度をちらつかせることは、成人には禁物である！ 此の點で、『相手の氣が知れると嫌氣がさす』といふ下世話の文句は全くよく此の間の消息を穿つて居るのである。之に反して、一言半句の口叱言も云はず、押し付けがましからぬ態度で構へて居るといふと、其の高潔な態度や舉措動作の方が、よい加減の親切氣な忠告よりも、効果が擧らぬといふことは滅多にないのである。尤も、成人教育に於ても此の忠告といふことが教育手段として缺くを得ないものであることは、斷はるまでも無いところである。唯此の場合には、忠告をする其の調子が極めて大切である。年齢の相違や役向の高下によつて、或るときは慈父の如く出た方がよい場合もあらうし、或るときは僚友として之に對した方がよい場合もあらう。又、口頭の訓戒にしても時によつては職務を離れての懇談の形式がよい場合もあらうし、時によつては職務上の打合せの形式をとつた方がよい場合もあるであらう。古の格言に *fortiter in re, suaviter in modo* 「事に臨んで勇敢なるべしと雖も、舉措は飽くまで溫雅たるべし。」といふことがあるが、夫も時によりけりである。 *suaviter in modo* 「舉措の溫雅」では效き目がないと解つたら、*modus* 「舉措」も *fortiter* 「勇敢」にやつて除けねばならぬ場合もあるであらう。唯飽く迄も大切なのは、相手を納得させ、其の志望を奮起させ、自發的な作用を起すやうにすることであらう。與へた教訓をば強制や束縛によつて外部から守るやうに仕向けるが如きは、功を收むる所以ではない。

名譽心

我々獨逸人にあつては古往今來を通じて、然しながら又特に此の第三帝國に於て、殊の外效果ある教育手段は名譽心を喚起し強化することである。人格上の名譽、職業の名譽、國民的名譽が我々の各人に對して課するところの諸種の要求は、活々と之を護り育て、又特に強調することによつて行爲の原動力たらむる必要があるのである。若し斯くの如く名譽心を喚起して手應へがないやうならば、萬事休す矣である。此の故に、名譽は最高、至聖、最後のものであるが故に、何でもないやうな場合に直ぐ名譽心に訴へるが如きことをすべきではない。宜しく先づ最初の中は別な、在來の、軽い教育手段を用ひるやうにし、そして是を是とする、ことによつて之を獎勵し、非を非とすることによつてこれを抑へるやうにすべきであらう。ところが之は奇妙な話であるけれども、尤も昔から然うであらうが、眞面目一方の、特別に責任感の強い教育者ほど、褒めることを鮮くして叱言を言ふことを多くした方が良いといふ風に思ひ込むらしいのである。然し本當のところは、成程と感心したやうな眼色、友情ある激勵の言葉こそ、創造慾と勞働の歡喜とを不知不識裡に高揚させ得るものなのである。褒めて遣るのは圖に乗つたり自惚に陥つたりする種を播く危険があると心配するのも、時によりけりである。諸君自から振返へつて考へて見られて、諸君が非常な骨折りをして何か本當に手柄になる仕事をやり遂げられた場合、之に對して何等褒める言葉を與へ

られず、却つて其の仕事を他のものと無雑作な詰らぬ仕事と同じやうに事務的な冷然たる態度で以て片付けられてしまつたり、甚しきに至つては何でもない所を楊枝の先で穿り出すやうにして唯徒らに其の手柄にケチをつけるやうなことをされて、數刻の間憂鬱になつた記憶があまりになるかどうか、私は知らぬ。私は遺憾ながら實際に屢々之に類した場合を見たのであつて、學業證明の職員會議や成績評議會に於て、實に何度となく、評點といふのは何も貶すばかりが能である譯のものではなくて、褒める方の評點もあるものであり、此の褒める方の評點を我々は興へてやつて構はぬばかりでなく、或る場合には寧ろ之を興ふる必要さへあるのだといふ注意を述べなければならぬことがあつたのである。良い出來榮えに對して冷淡な態度を示すといふことは、どうかすると、其の當然受くべき稱讚を攫はれてしまつた人間をして新しい仕事に對する興味を喪失させ、或ひは落膽させ、夫と同時に其の人間の仕事慾や仕事に對する熱意を蝕むこともなるであらう。何事によらず仕上つた仕事に對した場合は、先づ第一に客觀的尺度を以て之を測定するのは當然のことであるが、之に批評を興ふる場合には、若し然うした方が教育上効果ありと信じたならば又宜しく主觀的尺度をも閑却しない方が可いのである。一例を擧げて見ると斯うである。ここに論文が二篇あるとして、絶對的に之を見ればどちらも先づ同じ位の出來榮えである。然し一方の方は非常な努力と良心的な研究とによつた根限り精限りの産物であり、他の方は之に反し其の執筆者の良き才幹とか乃至は特に恵まれた環境とかといふものから推察してもつとずつと良く出來る筈と思

はれるものである。斯る場合、若し私ならば、どちらにも同じ點數を興へはするものの、二人を別々に呼び寄せて、一人の方には其の努力に相當した褒め言葉を興へてやり、今一人の方には、君はもつと良く書く責任があるのだ、人は充分の仕事をするには自分の全部を投げ出さねば駄目だ、といふことを得心のゆく迄論じて聽かせるであらう。

褒貶の正しい使ひ別け、従つて其の公平な捌きといふも、結局は教育家的氣轉の問題である。眼付き、顔色、身振り、又は何等かの態度だけで相手が夫と感付き、正しく其の意を理解する場合には、言葉に出して言ふことは控へた方が宜いのである。無言の言葉では足らぬ場合に立ち至つて初めて言葉に訴へるのであるが、それにしても表現力と影響力には度合ひがびんからきり、まであるのである。夫で先づ最初は二人だけで懇談を交へるのであるが、夫も、例へば『君は本當に夫で宜いと思つて居るのかネ?』といふやうな質問から口を切つて、自己批判と自己認識とに誘導してゆくのである。之によつて所期の効果がなるとなれば、言葉を改め語調を勵まし、どうしても效き目が無い場合に一同の前で批判を加へることにし、止むなくば假停學に付するとか、監視を嚴重にするとか、又人格無視の冷遇を興へるとかの舉に出るのである。

洒落と皮肉

茲で私はまた二つの、恐らくは或る程度迄異論の存せざる教育手段に就いて手短かに述べて置かねばならぬのである。夫は既に前にも言つた洒落と皮肉である。洒脱味といふものは人間誰でも現に持つて居るのであつて、唯夫を持つて居ると思はないだけのことには過ぎないから、洒落の使用の可否といふことに就いては餘り格別意見の相違は無い譯である。尤も之は、洒落を正しい場合に、正しい形で、而も之を解し得る人間に向つて用ふるものと假定しての話である。洒落の解せぬ人間といふものは——有難いことに——然ら減多に居るものではないが、斯る本念仁に洒落を使つて見たところで機嫌を損ずるのが落ちで、何の益もないのである。然らざる限り、洒落は日常を明るくし、鬱を散じて物事を憶劫がらせず、ものぐさでなくし、氣持を軽やかにする效能がある。戦時、平時の別なく軍隊に於ける経験は此のことを實證して餘りあるのである。然し又我々の後輩の教育に當つても、洒落を交へた批評が無味乾燥な、識つたか振り、叱言めいた批評よりも效能のあるものであることは、私の屢々體驗し來れるところである。ところ

で、皮肉若くは嘲罵さへもが教育手段として適當なりや否やと言ふ問題になると、其處に若干の議論があるのである。或る經驗に富める教育家は之に對して警告を與へて居る程である。私の尊敬する或る情操豊かな教育學者は次のやうに常々諭へられたものである。曰く『皮肉嘲罵といふものは喩へば地獄の惡氣み

たやうなものである。之に較べると、洒落は天界のものであつて、其處には慈悲もあり、互ひの心を結びつけ、又は互ひの蟠りを解き、互ひの橋渡しを努め、又和解させるものである』と。此の教訓に於て洒落のことは實に的確に描寫し盡されて居ると私も思ふのであるが、皮肉に對する此の宣告の方には私としては全部賛成といふ譯にゆかないのである。成程、皮肉の中には洒落と較べて多少とも著しく人の心を刺すものを持つてゐるのであつて、此の一事は言ふ迄もなく本當のところである。此の辛辣味は嘲罵となると苛責とさへなつて來るものなのである。然しながら皮肉の中に包まれた此の棘あるが故に、皮肉は有效な教育手段となり得る譯なのである。勿論然しながら、之を正しく使ひ分けるのは一つの術である。皮肉はたくまずして人を惱まし、人を刺り、人を傷ける力がある。之蓋し、皮肉には的確さと奇智ありて、友誼的、情味的の洒落氣なきに因るのである。可惜立派な人達でありながら、其の口を衝いて出る冷やかな皮肉の爲に敬遠され、其の才幹に疑ひもなく相當する程の崇拜者も後援者も出來ないで居るやうな實例を、私は幾つか知つて居るのである。其の他面に於て、寸鐵人を刺す底の皮肉の方が時によつては懇切を極め冗漫を極めた講釋よりは遙かに有効であり得る場合もある。之とても天張り正しき使ひ分けが大切である。私の體驗であるが、或る男が數年後私に向つて白狀するには、私が皮肉な注意に依つて或る缺點を治させたといふのである。私自身には夫程迄の底意があつた譯ではなかつたのであるが、夫が相手の最も痛い急所を衝いたと見え、甚しく當人の癩に觸れて、其の男は私に對して多年衝むところがあつたのである。此の

様な場合には他の場合よりも餘程氣を付けて、相手の身になつて見るだけの心の働きと、其の調子と、其の場の情況、例へば二人きりであるか、それとも同僚達も居合はせて居るのであるか、他人の面前であるのか、そして又談笑して居る際なのか、四角張つて話をして居る際なのか、等々のことを考慮して見ることが肝腎である。アリストテレスが、*politikḗn tēn tēn politikḗn tēn politikḗn* 「政治は正に機に應じて之を爲すべし」と言つて居る言葉は、宜しく之を教育法の分野にも應用すべきものであり、手段の選擇と適用とは正に臨機應變に之を定むべきものであると私は信じて居るのである。或る場合には巧く行く筈のことでも、他の場合には事情が變る爲に自他共に傷くことになるのである。自分の周囲の人々の氣心も良く識つて居り、又經驗も積み、教育者の氣轉もあるといふ場合には、機に臨み變に應じて、夫々の場合に適切な手段を適當の強度で用ひることも六ヶしいことではあるまい。

各種の實例

夫々の場合に就いて明確な觀念を得る爲に、二三の典型的な人間の短所と、之に對して現在解つて居る矯正の見込み及び方法をば順次に概説して見るのも、實用上有益なことだと私は思ふ次第である。

先づ第一に、無精で呑氣な粘液質の鈍重漢ではあるが、温順ではあるといふ性質の人間の場合を考察して見よう。無精者の缺點は意思の薄弱に歸するのであるが、此の種の人間と鈍重漢又は單に仕事が遅いといふだけで實は思慮綿密な性質の者とを識別するといふことは、屢々甚だ容易のことでないのである。蓋し此の兩種の型は、其の體質の然らしむる結果であることが往々にしてあるのであつて、而かも外部から觀たところでは兩者とも似たやうな感じを興へることがあるからである。世の中には、靜かに冥想し、色々なものを蒐集して來て、ざりざり結著のところまで考へ詰める癖に、夫によつて得たる知識から、持前の精神的徹底性によつて何かを手早く創り出すといふ能力は無いと言つたやうな型の間があるものである。例へば彼のシャルンホルストは其の昔、最初の試験に落第したものである。之は彼の無口の氣質が變な風に誤解された爲であつた。又アレキサンダー・フォン・フムボルトは少年時代、其の兩親の家では頓馬小僧の綽名で通つて居たものである。此の故に、長く教育者の仕事をして居ると、段々に表面的な早計な判斷を下して片付けてしまふことを警戒するやうに成つて來るものである。何となれば、奥行のある人間程内氣で、呆んやりして居て、如何にも愚鈍らしい感じを興へることが間々あるからである。そこで、鈍重な人間の取扱ひは愚圖とは全然別個にしなければならぬといふことは言ふまでもない。愚圖な人間は往々にして氣立は此の上なく好くて何でもするが、精力的な意力といふものが全然ないのである。私の體驗からすれば、鈍重の方は一方では不斷の練習を他方では氣を引き立てる爲に信頼と敬意とを興へて行くだけで、忍耐と時間とを以てすれば治つて行く可能性があるのである。最も早く効果を擧げようとすれば、一定の期限迄に仕上げねばならぬやうな仕事を、最初は小さな事から段々に大きな仕事をば課す

るやうにし、其の鈍重者をして漸次に慣れさせるやうな機會を興へてやるのが宜しい。之に就いてスポーツの練習は恰度好い實物教訓とすることが出來やう。生來鈍重な性質の人間でも、眞面目な熱心ささへあれば、種々の條件を方法的に高めて行つて次第に本人の缺點を克服してゆく様に教へるのがスポーツの練習法である。又愚圖及び吞氣者に對しても始終刺戟ときびさびした鞭撻とを興へてやる必要があるのであるが、時によつては次から次へと思ひ切つて仕事を言附ける遣り方も亦一法である。皮肉の棘を以てすれば大抵厚い皮膚でも手應へはるのである。

自墮落な連中に對する場合は、若し洒脫な取扱や、非難するやうな眼差しや、二人きりでの訓戒で効果が無いやうならば、正式な方法で其の同僚に對する義務並に責任、其の職務及び地位に對する所定の注意項目を思ひ出させるやうにすることが肝要事である。

六ヶしいのは横著者、職務怠慢者、及び無責任の行爲を爲す連中の取扱である。尤も之は、少しでもそこに教育し得る見込の残つて居る場合の話であるのである。此の場合、極めて大切のことは、其の義務懈怠なり横著なりが今日迄の教育の至らざりし結果に因るのであるか、夫れとも特殊な事情の爲に（即ち、心配に打ちめされて居るとか、環境の激動とか、神経を消耗されて居るとかの爲に）一時的に發作を起して居るのであるか、乃至は全く手の下しやうなき性格上の缺陷ではないのかどうかを、見極めることである。若し夫が最後の原因によるのであるとすれば、宜しく襟を正しくし、懲戒罰と最後の結果の暗示と

を以て、其の不心得者を再び本心に呼び戻すやう手を盡して見るべきである。若し特別な事情が介在することによつて不始末の原因を生んだとすれば、此の場合には先づ大抵は教育的處置に訴へるべき筋合ひのものではなくて、問題は其の原因を艾除することに因つて救はれるやうにしてやることに懸つて來るのである。其の爲には、若し當人の正しき信頼を得る見込みがあれば、友人として之を救ひ出し得る場合もあるであらう。最も有望なのは、從來正しい教育が缺如して居た爲に、其の課せられた義務を等閑に附してしまつたと云ふ場合の處置のつけ方である。これはどんな教育をして見たところで手遅れだから物になる見込はない杯と頭から極め込んで、六十の手習は物に成らずといふ諺なんかを引合に出して濟し込んで居ては駄目である。之は恰度、『若いうちが花』などといふいい加減な言葉と同じやうに所謂下世話の取るにも足らぬ言ひ分なのであつて、成人と雖も教化し得るものであるといふことは、既に前に劈頭のところで我々の一致した意見であつたのである。其の最も良い證據は、幸福な結婚生活に於ける夫婦間の相互教育である。即ち物やさしい妻の手がどの位男の教育を完成させて呉れるかといふことは、若き夫たるものの直ちに氣付くところである。例へば、亂雑とか放肆とかの癖を持つた男は獨身時代には斯る悪習慣を恐らくは自分の天才の致すところだといふやうにさへ思ひ込んで居たのかも知れないのであるが、妻の手は夫れを徐々にはあるが、而も愛情深き決意と忍耐とによつて一個の新しき人間に變へてしまふのである。果して然らば、纖弱き女手に出來ることが、いかで頑丈な男子に出來ないといふ筈があらう？ ところで、夫

れは成程相手の放肆や亂雜の惡癖を矯正してやることは、未だ忠實な職務履行や正しい責任觀念を充分に教へ込まれて居らぬ者を立派に仕込むのに較べれば、物の數でもない話である。然しながら之に就ては、今日の青少年教育なり黨教育といふものは、成人に對する責任及び義務觀の教育が將來に於ては次第に其の必要なに至るであらうといふ保證を與へて居る次第である。之に反して過去何年間といふものは、國民兵役義務の撤廢と、夫れから特に所謂子供の世紀と云はれた當時の柔弱なる公認教育との御蔭で、青少年を怠けるだけ怠けさせて置いたものであるから、其の怠けたところを成人して取戻させなければならぬ必要があつた譯であつたのである。正直のところを言へば、私も戦後の當時といふものは、大戦に出征しなかつた青年達を相手として、屢々苦しい教育事業に當らなければならなかつたのであるが、此の苦しみといふものは昔の普魯西式訓練を受けて成人した人達の到底想像も及ばぬ程のものであつたのである。斯る場合に臨んで私の唯一の信條としたことと又現にしつつあるところは、假借なき嚴格さと峻烈なる苛酷さといふことであつたのである。

利己主義、出世第一主義を相手に闘ひを取行せねばならぬ場合になると、仕事は却々六ヶしいのである。蓋し其の第一著手、詰り此の男は出世第一主義であるといふことを確實に見極めることからしてが、既に容易のことではないからである。利己主義にしても出世第一主義にしても實に好んで實直者らしい惡意のなかりさうな假面を被りたがる！ 私の一人の上役が常に用ひて居た方法は誰れでも心得て居る

遣り方であるが、之は或る場合には慥に効果があつたけれども、私は之を無暗に御薦めし度く思はないのである。即ち其の男は、此の後輩の性格はどうも自分には解り兼ねると思ふと、友情を装ふた酒宴を開いて之を酒で盛り潰し、畢に其の者をして胸襟を披かせて其の本性を看破するといふ方法を採つて居たのであつた。然しながら、斯くの如き策に出でずとも、猫を冠つて芝居を打つて居る人間を看破することは出来るのである。如何なる人間にしたところで、今は人目が無からうと油斷する隙といふものは必ずあるものであり、又如何に巧妙に紡いだ糸でも何時かは必ず破綻する時があるのである。同僚朋輩間に於ける當人の態度なり評判なりに徴しても、以て窺ひ知るに足ることは甚だ多いのである。苟も眞劍に仕事其のものに打込んで行く熱心さならば、宜しく之を温かく認めてやるべきであるが、之に反して若し夫れが仕事其のものゝ爲でなくして、自分自身の個人的な野望から自己の利益を念頭に置く働き振りであり、自分の働き振りを他よりも目立つやうにし度がり、又他人を凌駕する爲ならば卑劣なる手段を弄することも敢て辭せずといふが如き出世第一主義であるならば、之に對して冷酷且明白に不快なる顔付を以て抑壓の態度に出なければならぬのである。幸にして此の憎むべき芝居の假面を剥ぐことが出来たならば、次には其の當人に、彼が如何なる邪道に陥つて居るかといふことを納得させるやうに努め、又此の邪道は決して彼の考へて居るが如き名譽と成功とに到る所以の道ではなく實は輕蔑を招くことに成るといふことを説き聽かせ、必要があるのである。若し彼にして度すべからざる底の利己主義者でなく、尙未だ一片の國民的誇りを有

して居るならば、獨逸人であるといふことは人格を有することであり、仕事を其の事自身の爲に又國民全體の利益の爲に爲すことであるといふ理窟を得心するであらうし、又アドルフ・ヒトラーの道義論、總統及び其の政友達の模範的な態度、本人の身近の朋輩及び上長達の實話等を話して聽かせたならば當人の努力及び野心も正しき軌道に向いて來るであらう。之よりも輕症の場合ならば極めて冷淡な、又皮肉な、若しくは此處で少しばかり嘲弄的な態度を見せるだけで、既に其の目的は達せられるであらう。

私は嘗て、何でも彼でも良く識つて居ると自惚れて尊大不遜に納りかへつて居る連中に右と同じ手段を用ひて効果を擧げた經驗があるのである。斯う云ふ型の人間に對しても、今日では軍隊とか、さては青少年團とか黨の機關とかといふ立派な教育機關がある譯であるけれ共、夫でも未だ、此等の訓練を受けたにも拘らず、多數の中には相當の自惚れを持つた者が殘留して居るのである。自稱博學者に對しては、具體の事實について誤謬を正し冷水三斗の思ひをさせるとか、又は其の知識の嘘であることを他の面前に於て暴露してやるとかするのが即效ある仕方であつて、又高慢不遜の士に對しては、彼が輕蔑し切つて居る或他の者を拔擢して彼よりも一層優秀であり一層適任者であるとして彼の上位に据えるとか、或は又本人に殊更判つきりと彼には精神的にも社會的にも自惚れ得る根據は全然ないのだといふことを説き聽かせてやるとかするのが、頂門の一針となるのである。斯る根性が天下にのさばりかへつて居た時代といふものは一九三三年(譯者註——一九三三年はヒトラー黨の勝利の年を指す也)を以て永久に過去つてしまつた

のであつて、此の事實を斯る人間には理解出来るやう教へてやるのが肝要である。教養や社會的位置や職務やが高くなればなる程、唯義務と責任が大きくなるだけのことであつて、自分勝手な要求を徹し得る権利が出来る譯のものではないのである。氣位の高い人間には餘程此の點を説き聽かせるやうにしないといけないのである。

序ながら今一つ稍々特別な御注意を申上げて置きたいと思ふ。外部から見ると如何にも傲慢な様な感じのする他所々々しい人間に限つて、其の奥には往々にして柔軟な心、柔和な心が潜んで居るものであつて、之は時を経て而かも全く偶然に表面に出て來るものであるといふことは、私の繰り返し申し述べたところである。此の種の性質の人に對する場合には情味あり且親切な心構へを以て之に臨み、當人が自分は好んで心にもない様子をして自己を現はす邪魔をして居るのであるといふ得心を得るやうに仕向けてやる必要があるのである。之は喩へば、臆病者が殊更豪膽らしく振舞つて自分の心の中の不安を大言壯語に紛らせやうとしたり、或は又疎剛らしい男性らしさを特に見せかけて自己の繊細な神経質を蔽ひ隠さうとするのと、似たやうな現象であるのである。斯の如き複雑な性質の場合であると、相手の人間の本性を見極めるのが、一眼で夫れと正確な見極めをつけて誘掖に教化に手段を講じ得る場合に較べて甚しく困難なのである。然し又それだけに、當人自身悩みながら自力ではどうにもならぬといふやうな人間に慰藉と救済とを與へてやれる満足といふものは一層大きい譯でもあるのである。

次に又今一つ異つた人間の型について述べて置かなければならない。此の型は最近十五年間私の實際に驚く程屢々若い人達の間に出逢つて來た型であつて、憂鬱症の傾向を有した者、及び自分は低能者ではないかといふ疑懼心に悩んで居る者が即ち夫れである。自信の缺如と云ふことは、大戰と之に引續くインフレーション時代との後に於ては獨逸殊に大學生の間に殆ど流行病の觀を呈したのであつたが、特に之は傳染的な試験恐怖症となつて現はれたのであつた。私は最近の八年間といふもの、國家科學試験局の長官として、受験者千名以上に接して、自身謂はば一種の精神科醫の役目を努むるの機會を豊富に持つたのであるが、其の場合最も多かつたのは矢張り自認低能症の治療であつたのである。其の場合々々の特殊性に應じて私は或時は友人としての勸告と物靜かな毅然たる態度と而かも同時に打ち明けた個人的同情とを以て臨み、又或時は皮肉を用ひましたのであるが、然し乍ら又大喝一番の荒療治に出たことも屢々あつたのであるけれども、又些細な、極めて輕微な效能でも之を見遁さずして利用することを憶劫がらぬことにして居たのである。效果は少くとも度重なれば臆病者も臆病の度合が減じ、正常の自己評價と相當の氣力回復を遂げるに至つたことも屢々あつたのである。私は元々ナチスが勝利を得て獨逸國民の自覺が振起せしめらるるならば低能妄想患者の數も大いに減退を來すであらうと期待して居たのであつたが、此の期待は未だ目下のところでは悲しい哉毫末も實現を見ないで居る次第である。按ずるに此の神經狀態は大戦中及び戦後に於ける兩親と子供との榮養狀態竝に生活狀態と密接な關係があるのであつて、従つて此

の病的現象の由つて來れるところの原因は極めて深い處に存して居るのであるから、之が治療も唯全く徐にしか効果を擧げ得ないのだと思はれるのである。且又、私見を以てすれば、之が治療の困難を來す所以のものは、數百年に亙つて獨逸國民が餘りにも羅馬文化や佛蘭西文化の浸潤を蒙つて來た結果、又之によつて馴致せらるるに至つたところの總ゆる外來物に對する崇拜と自國的なものに對する輕蔑とが、相寄り相俟つて古來獨逸人特有であるところの貴族精神 (Herrenethill) と自信とを全般的に弱めてしまひ、夫が應て自己の能力に對する過度の不信へと轉化して來た點にも原因して居るのである。事態斯くの如くであつて見れば、意力及び決斷力の教育といふことは今後とも第三帝國に於ける人格教育の主要問題の一つたらざるを得ないであらう。

古來普通に區別されて居る四つの氣質の中、以上に於て粘液質型と憂鬱症型とは概説し終つたので、尙ほ膽汁質型と多血質型とが残つて居る譯であるが、之等について尙ほ少しく述べて見たいと思ふのである。膽汁質型の氣質の人間は一見して明瞭に判つきり解るのであつて、志操も感情も却々強い。簡單に言へば、旺盛な活動力を持つて居るのである。之が良い方に向いて居れば、教育家にとつては問題はない。嵩じて強情となり、短氣となり、頑固となるに及んで之に對する干涉が必要となつて來るのであるが、之は必ずしも容易の仕事ではないのである。私の見る限りでは、之に對する教育手段は唯一つしか無い。即ち膽汁質の人間に對しては威壓を以て臨み、他の氣質の者に對する場合よりも一段の嚴格さを加へる必要が

あるのである。尤も、其の他面に於ては又餘りに弦を張り過ぎるやうなことがあつては不可ない。何んといつても子供の場合と異つて成人になると、無暗矢鱈に強制しやうとすると却つて手剛い反抗意識を招き小馬鹿にして掛るやうに成る惧れが一層多いものである。であるから、膽汁質の人間は一應は思ひ切つて自分勝手なことをやらせ、角を振り立るだけ振らせて置いて、其の傷くに及んで自ら悟るやうにさせるのが上乘の策である。之は、自制なり自己修養なりの點に於て裨益するところ顯著なるものがあるのである。之に反して、多血質の人間に向つて嚴格、冷酷を以て臨むといふのは策を得たるものではない。私が多々點に於て兇事して居る或る經驗に富んだ實際家の言ふところに依れば、多血質の人間といふものは調子の上げ下げで直ぐに乗つて來るものと言ふのである。斯る人間は其の移り氣と目先のことに氣を取られる傾向との故に、眞面目な義務を蔑ろにすることが往々にして反撥してあるのであるが、此の種の人間に對しても餘り氣早に匙を投げ出すやうなことがあつてはならないのである。

茲に誤解なきやう御斷りして置きたいと思ふのは、以上各氣質夫々の取扱方を説明致した譯であるが、之が爲に色々な氣質を全く殺して仕舞ふ如き行き過ぎに陥るが如きことがあつてはならぬ、と言ふことである。私見を以て言へば、抹香も姓かず屁も放らざる底の人間を造り出すといふことは、決して求むべき理想であるのではない。且又甲乙なしに一色に塗り潰してしまふといふのは斷じて進歩を齎らす所以のものではないのである。夫れ故に、問題とし得るのは單に有害なる極端なものに磨きをかけるだけのことに盡

きるのであつて、自然の多種多様な性質を抹消してしまふことではないのである。又教育者としては、此の氣質は好きだ彼の氣質は嫌だと自分の好惡を規準として正しからざる措置に陥るなどのことなきやう、心掛くべき事柄である。自己の資性に從ひ眞面目なる努力を爲し孜孜として其の分を盡しつつある者に對しては、宜しくゲーテの訓ふるが如く『其の好むところに遵はしむべし。何んとならば、各人各々其の天分を異にすればなり』である。

愈々私の概説も終りに來たのであるが、以上に述べ來れる簡單なる説明は決して組織立つたものでもなく、又完全なものでもない。私としては、他の人達や私自身が成人の品性陶冶と職業教育に當つて經驗として得たところを取纏めて御話するのが此の場の任務だと考へた次第であつて、勿論之以外にも種々雑多な方面からして、成人の教育に就て御話しなければならぬことの多々あることは、私のよく承知して居るところである。例へば、國民全體に適合させる爲の教育とか、社會による教育であるとか、宗教的、世界觀的、さては政治的教育であるとか、體育であるとか、又體育と人格教育の密接なる關係に就てであるとかが夫である。

又以上私の述べ得たるところは大抵は分りきつたやうなことであるといふことも、私として承知して居るのである。それといふのも私の御話は、各自誰れもが學校や實生活に於て親、子、友人、朋輩、さては國民同胞との間の接觸の際に爲す筈の生活經驗であるからである。かういふ經驗といふものは我々の總てが

多少とも同じやうなことを経験する筈のものなのであるが、それにしても恐らくはそこに何等かの示唆を視ひ見ることは出来るのである。何れにしても、成人教育といふやうな未だ餘り研究されて居らぬ方面に於て成績を擧ぐるに就て果して如何なる方法が必要であるかといふことを以上自分で熟考した上にて御話した次第であるが、之によつて我々教育家の義務竝に責任といふことを従来より一層明確に、又一層直接に考へ直して見なければ不可ないといふことが御解りになれば、私の責は之にて塞ぎ得たるものと考へて然るべきであらう。

三、世界觀の戦より觀たる獨逸前史

ドクトル・ヴェルナー・ヒュルレ

『今や獨り獨逸のみならず全歐羅巴の興味の焦點には、二つの科學が立つて居る。人種學と前史とが夫である。』

(一九三六年十月十八日、ウルムに於けるアルフレッド・ローゼンベルグの演説より。)

ウルムに於て開催せられたる獨逸前史學全國聯盟總會を機會として舉行された獨逸前史學大講演會の席上、アルフレッド・ローゼンベルグ總裁が言はれた右の言葉は、今日の思想界の情勢を的確に言ひ得たものである。未だ僅か數年前迄は極く少數の研究者達だけで、夫れも大方は眞の科學的愛好心の末端の方で、之を辯護し研究して居たところの二個の科學が、突如として興味の前景に立つこととなつたのである。實に此の二科學は現代の思想的開拓事業に對して決定的に参加さへしたのである。何となればアルフレッド・ローゼンベルグが右の演説の續きに於て確言して居る如く、『此の二科學の御蔭によつて、古代世界が思想界の中に拔錨された』からである。此の故に、現代の此の思想革命に當つて、正に此等の科學

に對して、其の成果を學び取つて以て夫を自己の世界觀の中へ取り込まうとする眞剣なる努力が爲され居る一方では峻烈なる拒否的な傾向も生れて來て居るといふこと、即ち、獨逸的研究活動が本源的に孜孜として爲されつつあつて毎日の如く新らしき知識を我々に興へつつある一方に於て、空想家、妄想家の輩も亦跳梁跋扈を極め、意識せると否とに拘らず、右の研究方向の信用をば完全に失墜させてしまはうとして居るといふことは、決して怪しむを要しないところである。

然し乍ら正に此の故にこそ、一體我々は前史研究にどの位御蔭を蒙つて、我々の世界觀に必要な知識をば得て居るのかといふことを、一應具體的に且偏見を去つて吟味して見る義務が生じて來る譯なのである。我々は此等の新らしき知識を三つの點に分けて總括することが出来る。即ち、一、前史によつて歴史なる觀念が擴大せられたること、二、歴史の價値が轉換せられたること、三、完全なる國民史が建設せられたること、之である。

前史による歴史觀念の擴大

我々は今日に於ても未だ、殆ど全く『歴史性なき』世界概念 (Weltbild) を説く者あるを見掛けることがあるのであるが、其の世界概念なるものは、歴史をば單に例へば舊譯聖書に述べてあるが如き廣さに於てのみ存在するものであると主張しようとするのである。無論此の種の世界概念の意識的な主張者等は、

今日のところでは、次第に狭い一宗派的な存在となつてしまつて防禦的態勢に陥入らされてしまつて居るのであるけれ共、而かも尙ほ吾人の忘れてならないことは、此の世界概念が中世期に盛行はれて居た考へ方であつたといふこと、即ち中世期の歴史觀 (Geschichtsauffassung) なるものは全然此の種の考へ方に壓倒されて居たといふこと、之である。ゲルマン民族の持つて居た雄大な世界概念に就いては、我々は極く僅かしか得られぬ諸資料を通して其の世界概念の神話的な佛をば唯極めて大雑把にしか覗ひ知ることを得ないのであるが、基督教化の風潮につれて、此のゲルマン的世界概念は衰微し、其の代りに、『聖書』の傳説に拘束されて硬化したところの世界概念が擡頭して來たのであつて、此の如き世界概念が少なくとも當時の歐羅巴に於ては絶對眞理としての承認を強要して居たのである。

之に對抗して起ち上り、歐羅巴の精神史の隅々に迄コペルニクスのな革命を瀾臺させたものは、其の本質から見てもゲルマン的・ドイツ的精神であつたのである。單に空間的廣表が不可測の擴りをもつて我々の意識に上つたといふだけのことでなく、歴史的な時間的廣表の意識も次第に昂揚されて來たのであつた。一方に於ては、益々古き時代の書誌的文獻が白日の下に持ち出されて來て判讀されるやうになり、——因みに彼のギルガメ英雄史詩 (Gilgamesch-Epos) の如く、實に約四千年といふ『古き』の記録』の榮冠を贏ち得たるものさへあるのである。——又他方に於ては、特に、新らしき『文字なき』史料、即ち出土物 (Bodenfunde) が續々發掘せられるやうになり、此等の物が勿論極めて徐々にはあるが次第に闡明せら

れて來るに従つて、歴史の廣表は益々力強く擴大され、其の範圍は單に幾千年といふ位のものでなく、實に幾萬年の、否最近では幾十萬年すらもの擴りに達するに至つたのである。勿論、古く遡るほど歴史的事象の概念が段々不明確となつて來るといふことは、恰度探照燈を以て暗夜の中を照し見る場合、遠方になる程物の輪廓は唯辛うじて認め得られるといふに過ぎないのと同一であつて、時代も古くなる程出土物は愈々少く、其の反對に問題は益々大きくなる一方であつたのである。然しながら原則的に之を觀れば、一つの扉は開かれた。其の彼方には處女地の新鮮な驚異すべき光景が眺められるのであるが、此の處女地は今や科學の批判的精神力の前に、徐々にはあるが然しながら確實に其の姿を現はしつつあり、又今後とも現はさうとして居るのである。自然科學と所謂精神科學との間の昔からの人爲的な分界線は、此の方面に於ても直ちに撤廢されてしまつたのであつた。即ち、我々が初めて今日の人種の母型を確かめ得る爲には、地質學の如きさへも其の地質史の分野に於て、歴史的に理解し得る發達の研究に參加せしめらるやうになつたのであつた。勿論、我々の見解を以てすれば、地質學も此の點以上になると最早や狹義の歴史の分野に入るのである。慎重に計算されたところに依ると、此の時點は約五十萬年の昔に遡るといふのであるが、此の時間的距離でも既に想像もつかぬ大きなものである。そして又此の發達過程の非常に長い道程に比較して、我々の有して居るところの道標の數は御話にもならぬ位少いのであるけれども、其の貧弱な道標を以てしても、次の一事だけは充分明白に解つて居るのである。其の一事といふのは即ち、斯く

の如く、長い時間的廣表を通觀して見るといふと、數千年間は遺傳的に變化を見せないとされて居るところの人間種屬すらも、やはり變遷を経て居るのだといふこと、之であつて、果して如何なる變遷を人間種屬が經たかといふ祕密に至つては、今日迄のところ我々は未だ全く視ひ知ることすら出來て居らぬ有様なのである。然しながら我々が充分の確實性を以て斷言し得ることは、最後の氷河時代、即ち地成時代 (Épique) の終るまでの間は、北歐羅巴の廣大なる部分は名残りの一つの巨大なる内陸氷河によつて蔽はれて居たといふことである。此の氷河の諸々の支脈は中部歐羅巴迄も延びて居たのであるが、此の時代の間に、今日尙ほ歐羅巴に棲んで居るところの諸々の人種は出來上つたものであつて、此等の人種は此の最後の氷河時代の終り頃、即ち約二萬年前以來今日に至る迄殆んど變化せずに残つて居る譯なのである。今茲に我々の歴史的考察の中心に人間といふものを持つて來ることに成るといふと、少くとも我々は之だけの昔に迄説明を遡らせねばならぬ譯であるが、而も其の際に前史研究の方法に従つて、唯單に文獻的史料だけに基いて打ち建てられて居るところの歴史學が取扱ひ得るよりも殆んど十倍もの長い時隔を研究しなければならぬといふことに成るのである。但し此の場合、前史の研究に就いて我々の有して居るところの資料の種類といふものは、事の當然の結果として、幾多の間隙を露呈した儘の状態にあるのであつて、之は恐らく永久に埋め合はせのつかないものであらうことは、我々の覺悟して掛らなければならぬところである。尤も其の代り、文書的史料であるといふと昔からの諺に紙は——例へ夫れが羊皮紙であらう

と乃至は古代埃及紙であらうと——辛棒強いといふ言葉もある通り、承知の上の『贖物』といふやつに用心しなければならぬのであるが、我々の方になると此の心配は先づ無用である。

前史の敘述に於ては個人の運命を扱ふのではなくて、其の代りに諸々の民族及び其の文化の興起と衰退、諸民族の移動と交戦的錯雜を記述し、而して又夫等民族文化の性格をも考察するのであつて、時の算へ方にしても何年などとは言はず、屢々自然科学の方法の助けを藉りて推定した比較年代學に據つて居るのである。而して正に此のことあるが故に前史學としては、歴史的敘述が得て陥り易いところの、餘りにも枝葉末節のことに深入りして行方も知れず成つてしまふ危険には、先づ陥る惧れがない譯である。

前史による歴史の價値の轉換

從來の歴史記述法は専ら文獻記錄にのみ依存することが出来たのであつたが故に、事の當然の結果として、唯だ只管に都市の世界のみを記述するに止り、之に反して農民の世界といふものは殆んど全く閑却されてしまふ始末に成つて居たのである。物を記録するといふこと夫れ自身が既に『都會』の發明に懸ることなのであつて、農民は今日に至るも猶物を書くことを好まないものである。であるから今日に於ても歴史的考察とし云へば殆んど全く都市的尺度のみが用ひられて居るに止まり、特に『文化』[Kultur]——即ち耕作の原義を有する語なり——譯者」なる概念が凡そ單純に都會文明と同一の意味に用ひらるるやう

に成つてしまつたといふことも、決して怪しむを要しないところである。之が詰るところ、『文化』の地球上傳播と云ふやうな例の解釋を産み出すに至つたものなのである。即ち此の解釋の仕方によると、『文化』なるものは東洋に興り、徐々に埃及、希臘、伊太利を経て、野蠻なる北方ノルディに迄入つて來たものであり、我が民族、特に我がゲルマン民族の祖先達が『文化』に浴するやうになつたのは比較的遅いのであつて、夫も外部からの刺戟に待つたものであると言ふのである。斯くして ex oriente lux 「光は東方より」なる合言葉は此の歴史觀の咒文と成つた次第である。

譯者註——

民族學上の用語として *Nord* 又は *Süd* なる語は直ちに之を北歐又は南歐と解すべきに非ざることは斯學の大家ギンテル氏の説く所也。故に本拙譯に於ても、生硬に流るるをも敢て怖れずして、前者を「北方」後者を「南方」と譯出することとせり。

此の歴史記述法の持つ正しい點は、唯單に都會文明シヴィライゼーションは勿論北方よりも南方に於て一層早く出現したといふ一事だけに止まるのであつて、然しながら、何が故に斯く成つたかといふ其の誘因、竝に此等各個の都市文化シティカルチャーの相貌に至つては全然見方が間違つて居るのである。斯くの如き『傳播』などと云ふが如きことを思ひ付き得たる所以のものは、其の歴史考察法が文化といふものを全然人間から引き離して考へ、専ら環境の自然から文化の説明を企てて見やうとしたものであつたからに他ならぬのである。光榮ある黨大會の當日、文化關係者會議の席上に於ける演説の中でヒトラア總統は、文化と人間との關係を特に明確に闡明

したのであるが、特に次の一句は銘記すべきものである。曰く『凡そ人間として、自分自身の血統の本質の中に根を持つて居らぬ文化的結實に對して衷心からの關心を抱き得るものは無いのである。』と。又若し我々が偏見を去つて歴史を考察して見るならば、歴史の我々に訓ふるところも亦之と同じく、總ての民族は苟くも文化創造力を有して居る限りは自分自身の文化を創り出さねば承知せぬものであるのである。而して其の場合、或る民族が如何なる時點に於て農耕的生活段階から都市的段階へ上るかといふことは、或る程度迄偶然のことに屬するのである。唯此の限りに於ての意味で、我々は歴史を回望するとき、南方のインド・ゲルマン系の民族群が北方のものよりも比較的早く其の時點に達したといふことを認め得るだけのことである。此の或る民族に於ける生活の變化は、之を個人の生活上の成熟の發現に喩へることが出来る。人種にしても比較的早熟のものがあるやうに、民族の生活とても之と同じことのやうに思はれるのである。そして又之と同じ割合で、此等早熟の南方諸民族は凋落の仕方も極めて急激であることが解るのである。之蓋し、彼等は農耕といふ生命の根源を失つてしまつたからであることは言ふまでもない。正に此のことあるが故に、今日となつては我々は最早や、北方歐羅巴に於て農耕が斯くも長く保存されて居ることも、乃至は又今日我々が農耕の保存に總ゆる努力を拂はねばならぬとして居ることも、之を以て文化的に遅れて居る證據なりとするは出来ないのである。

而して歴史的考察に農業文化を引入れることに成つた結果は、更に一つの完全なる價值轉換 (Umwert-

ung) を招來することとなつたのであるが、夫れといふのは、先づ第一に、正に此の前史時代の歐羅巴の恰度此の段階に當つて巨大なる歴史的功績が北方から發足して居るからである。農耕の發生は西曆紀元よりも數千年以前に遡ることであるが、斯くの如き昔よりして、中央歐羅巴の北部とか北部歐羅巴の南部の一部とかの、而して特にオストゼー盆地西部の縁邊の住民達は偉大なる文化的所業を發揮して居るのである。而して此等文化的所業は民族及び文化の流れにつれて廣く歐羅巴や亞細亞迄も撒布されて行つたのであつた。其の當時にあつては、歐羅巴の内部的統一は成り立つて居るのである。後石器時代こそは北方系文化の最盛時であつたのであつて、此の北方系文化を指して今日我々は、言語學に由來する技術上の概念を借りて『インドゲルマン系』とか『アーリアン系』とか稱するのである。

獨逸民族史の完成へ

斯くの如くして今日我々は我々自身の民族の歴史に對して一つの全然新しき解釋へ到達したのである。我々の歴史といふものは決してカアル大帝に至つて初めて始まつた譯のものではなくして、——夫は單に、歴史の記述の筆を起す入口に過ぎないのである——夫よりも古く、嘗てアルフレッド・ローゼンベルグの言つた言葉を借りて言へば、北方遺蹟の山林地方に遺る墓丘の時代に於て始まつたものとすべきであらう。既に斯くの如き古代にあつてさへも歴史は我々の祖先の高き農耕文化を示して居るのであるが、今

日の獨逸といふのは、我々が今日インドゲルマン人又はアーリアン人と總稱して居るところの此等北方的氣質を有した諸民族の廣大なる居住地域の一部分たるに過ぎないのであつた。斯く考へ来れば我々の歴史といふものは、原始ゲルマン時代及び大ゲルマン時代に於ける舊ゲルマンの農耕民族の高度の文化を説くべきであつて、而も夫れと同時に又、獨逸民族はやはりインドゲルマン人種と同じやうに歐羅巴全土に互つて擴がつて居たものであり、且更新の氣を以て創造的の活動を爲したものであるといふことも言ひ得られるのである。斯くしてゲルマン民族と羅馬世界帝國との接觸も、恰度彼のワイキング族時代に至つて實質的に終局を告げたところの所謂民族移動時代と同じやうに、全然新しき光の下に姿を現はすことと成るのである。そして最後に又前史學を以てすれば、恰度我々がゲルマン的發展の長き歴史を通觀することによつて何が抑々ゲルマン的なるものの中に種族的に固有のものであり何が外來的のものであるかといふ問題の幾多の據點を得來ることが出来るやうに、彼の第一帝國の建國といふことも其處に新らしき解釋を發見することとなるであらう。そして更に又我々が若し、農民の世界では長き一歳月を一貫して渝ることなき幾多のものが保存せられて居るといふことを考へ合せて見るといふと、現存の風俗習慣の中にも太古以來の傳統が幾つか發見出来るのであるかも知れず、又幾多の口碑、傳説の類も前史時代の一つの神話をば我々に傳へて呉れるかも知れないのである。

斯くして豐沃なる原野が胸を開いて研究を待つて居るのであつて、我々の爲すべき仕事は未だ多々ある

のである。此の新しき歴史概念に對して、今や自己の存立の脅かされつつあるを痛感して居るところの幾多の舊勢力は、隱然或は公然と對抗の氣勢を示して來ることであらう。そして之にも劣らず困難なのは、空想家、妄想家を相手としての闘ひである。正に此のことあるが故に、ローゼンベルグ總裁がヒトラア總統の委囑を受けて中央前史研究所を設立せられたといふことは我々の特に歓迎するところであらう。同研究所の所長である伯林のライネルト教授は、同時に又全國獨逸前史聯盟會長を兼ねる積學であつて、此の聯盟には斯界の殆んど全部の學者及び好學の士が網羅されて居るのである。同聯盟の發行にかかる通俗的月刊雜誌『ゲルマーニエンエルベ』(ゲルマン人の後繼者)及び年四回發行の専門雜誌『マジュヌス』には、獨逸前史の全分野が取扱はるることになつて居るのである。尙ほ其の他に、前史學關係の實際教育用資料としては黨より出して居る教材(特に一九三五年分)を推薦したいと思ふ。

斯くして、既に世界大戰前グスターラ・コシンナが『卓れたる國民的科學』と呼んだところの獨逸前史學は、我々の世界觀にとつて益々重要なものと成つて來たのである。我々の世界觀の中には悠久幾千歳の古くも尊き傳統が沈澱して居るのであつて、此の傳統を識れば知る程我々は自分等の祖先に對して誇りを感じると同時に、又我々後繼者として此の祖先を正しく世に顯すべき責任の益々重且大なるを思ふのである。此の意味に於てアルフレッド・ローゼンベルグの次の言葉は正しい。曰く『前史研究の收獲こそは、獨逸國民の舊譯聖書なのである』と。

四、人物鑑定法

參事官兼陸軍心理検査官長

ドクトル・ハンス・ハインリヒ・グルンワルト (伯林)

私の演題は『人物鑑定法』といふことになつて居るが、何か私が既に多年司直の要職に在らるる諸君に向つて、此の方面のことに就き色々何か新しい事を示唆出来るかと考へて居るのであらうと御考へになつたり、或は又茲に私が諸君を相手に人物鑑定の初歩的な講釋をしようとして居るのであらうなどと御考へになることなきやう、豫め最初から御断りして置く次第である。寧ろ私が茲に於てしようと思つて居るのは、陸軍心理検査部に於て數十年の歳月を閲みして案出したる方法に就て諸君の御一考を煩はすことにあるのであつて、此の方法といふのは、科學的基礎の上に造られたる所謂『人物鑑定器』(Menschenkenn)がひとりにて、即ち機械的に、成就せしめ得た方法なのである。

其の場合、軍隊心理学 (Wehrmachtpsychologie) の出發點と成つたのは、彼の感情的若くは直觀的に行はれて居るところの過程をば明確に洞察し得るやうにしようといふ、即ち主觀的な印象をば可及的に明示的なるものにしてしようといふ努力であつたのである。——であるから、私が之より講演して行くうちには、必ずや諸君は種々の點に於て、既に諸君御自身が實行せられたことのある御自身の觀察法なり調査法なりが私

の話の中に出て來るのに氣付かれることがあるかも知れない。尤も其等の方法は此の話の中では方法論的に整理されて一つの體系システムを成して諸君に御眼通りするのである。

全體性の鑑定

それと言ふのも、軍隊心理学の用ふる方法が、日常生活に於ける人物鑑定家の夫と全然同じことだからである。即ち將校志望者とか特殊兵器の専門家とかに就いての軍隊心理学に基く鑑定は『性能』試験の成績なり出來榮えなりに據るのではなくして、寧ろ常に被試験者の全體性、即ち其の人物全體に對する識別を土臺として居るのである。變な言葉であるが、若し個々人の『精神的建築設計』が見えるやうになれば、夫こそ心理學者は第二義的な表面的特長であるとか、乃至は例へば思春期特有の舉措動作といつたやうなことに頼らずとも、幕地に其の性質の核心に突入することが出来るやうに成るのである。而して斯くの如く人間の心を明確に鑑別することが可能だといふことは、試験考査の客觀的に確定せられたる數字が立證して居るところであつて、之は軍隊心理学の研究を以てすれば約九〇%の確實性を得ることが出来るのである。

我々は屢々、又極めて年若き人達の將來の見透しを如何なる程度に安心して豫言し得るかといふやうな質問を受けるのであるが、此の機會に此の種の疑念を一舉に解消させて置き度いと思ふのである。

若し我々に與へらるるところの被試験者を今後何か自由なる職業に就かせようといふやうな場合であれば、即ち若し當人をば何か巨細に決定することの出來ぬ環境的影響力の下に投げ出さうといふが如き場合であるとすると、果して其の當人が將來如何なる經歷を踏むであらうかと云ふことに就て豫後診定を下すことは、疑ひもなく困難なことに相違なからう。ところが我々の場合は、今後（即ち見習士官係教官による教育、及び將校團の確固たる統制）に於て其の當人には如何なる素質が重要と成つて來るかといふことは正確に判明して居るところなのであるからして、此の謂はば型に嵌つた訓練に關聯しての見込みをば略見當づけるのは、我々として容易な譯である。

夫から今一つ、我々の遣り方の説明に移る前に、茲で不條理にも我々の受ける非難に對して誤解を一掃して置きたいと思ふのであるが、夫は、此等被試験者たる青年達は總て試験に對して相當の不安に陥つて居たのではないかといふ非難である。

成程、若し我々が一時的に若くは定期的な例へば大學生などを捉まへて其の好意により此の『實驗』の試験臺になつて貰つて検査したのであつたとしたらば、或は我々の眼も濁りを生じたかも知れない。ところが、我々の鑑定した人間といふのは、年がら年中、皆誰もが同じ程度に、各自自分の一生の目的に向つて邁進しようといふ乃至は或る特殊な兵器に身を捧げようといふ非常なる緊張裡に精進しつつある人達であるから、右の非難は見當違ひの非難である。蓋し我々としては、被試験者が示すところの自然的な昂奮

は自明の現象であつて、我々は常に之を考慮に入れることに慣れて居るのである。唯其の昂奮が顯著である場合、即ち、普通の標準を超えたものである場合であると、之は注意を要する譯で、性格學的意味で評價して見る必要があるであらう。

中心機關

以上で前置きを終り、愈々此の講演の本論に取掛ることとする。先づ第一に申上げなければならぬのは國防軍心理検査部の構成の外観に就いてである。中心機關を成して居るのは『陸軍省心理實驗所』である。此處から絲を曳いて獨逸全國を十四區に區分して各々に陸・空軍心理検査所なるものが設置されて居るのであるが、其の所在地並に管轄區域は大體に於て軍團司令部の夫等と同一になつて居るのである。海軍の方では心理検査所が二箇所に設置されて居る。以上の心理検査所は夫々長官として軍人一名と科學者一名を配置されて居り、尙ほ其の下に、七名の陸軍心理官を置く。之に加へて更に一名、其の所在地在住の醫師中より臨時に衛生官として精神病及び神經痛に關する豫備知識を有するものを任命するのである。検査を行ふ目的は主として陸・海・空三軍の將校及び軍屬の補充にあるのである。將校志望者は醫學的に其の資格を證明せられたる後、必ず心理検査を受けねばならぬ規則であつて、之により當人の智力並に心身の能力を調べる譯である。

夫許りでなく、總て特科兵の補充に當つても、本人の機能及び性格上の適不適を調べることになつて居るのである。航空兵、落下傘防衛兵、測遠兵、聽音器兵、無線電信兵、戰車乘組兵等は之によつて採用されるのである。

更に又検査所の仕事として、軍隊に於ける所謂『問題の子供』であるところの取扱困難者であるとか又は命令不服従者とかの類を検査して、其等の上官と共力して其の惡癖矯正の爲の性格學的方法を發見しなければならぬ。

勿論、國防軍心理検査部の活動範圍は右に述べたところで盡きて居るといふ譯ではないが、既に以上述べたところを以てしても心理検査部の仕事の多方面に亙るものであることを一應御了承願ふには充分であらう。昨一ヶ年間の報告年度だけを以て見るも全國の検査所に於て行はれたる鑑定件数は八一、六四〇件の多きに達して居るのであつて、既に此の數字より見ても検査所の實績あることは明瞭なるところであつて、國防軍心理検査部が國防軍全機構の中に於て確固不動の且活潑なる一機關と成り居るものであるといふことは之を以て立證せられてゐる譯である。軍隊心理學は數十年に亙る努力を積み、次第に心理技術學 (Psychotechnik) の羈絆を脱却して、遂に今日に於ては殆んど専ら心理學的手續だけとして完成の域に達して居るのである。

大戰當時、一九一五年に、最初の軍用自動車兵がランクグイッチに於て、其の後は他の地方に於ても航空兵が心理技術學的の検査を施行せらるることと成つたのであるが、其の時以來、此の選抜法を國防軍に使用して見ようといふ希望は嘗て消えたことが無かつたのであつた。夫にしても其の頃の純然たる機能力の検査から、今日の如く全人格を看破し得るに至る迄には、長い道程を要したのである。

總て意識的に『技能測定法としての心理技術學は放棄せられ、之に代つて心身全體の素質並に評價能力に關する學問としての性格學が採用せらるるやうになつたのである。右の引用句並に之より述べようとするところに就ては、參事官シモナイト博士の名著たる『國防心理學』(伯林、一九三三年版)に負ふところ大なるものがあるのである。因みに同博士は心理學研究所の科學者たる長官であり、従つて獨逸國防軍心理検査部の指導者である。

劈頭のところで私は國防軍心理學の遣り方は日常生活に於ける人心看破術者の夫と同じことであると言つたが、其の時私の言はうとした意味は、觀察點が同じだといふことであつたのである。シモナイト博士の説明して居らるるところに従へば、心理學者に非ざる人は實際生活に於て或る人間のことを識らうといふ場合には、相手の眼を見、其の話と言葉とを聽き、其の手蹟を觀、相手の思想と考へ方とを憶測し、其の舉措動作を觀察するものである。合理的な専門的心理學者の爲すところも又正に之と同じことである。斯くの如き觀察によつて看取したる色々の兆候は來歴、表現力、精神力、及び動作の各兆候に整理せらるる譯であるが、之と同じやうに、人間の全體性を正しく知らうとする實際の検査法にあつても經歷分析、表現力

分析、精神力分析、及び動作分析を行はねばならぬのである。勿論其の際に大切なことは、要は方法よりも之を用ふる心理學者にあるといふ一事である。

さて愈各個の手續に就いて少し詳しく諸君に御話して見よう。

『經歷分析』

先づ第一に所謂『經歷分析』である。被試験者等は既に検査第一日の前夜（將校志望者試験は二日間又は三日間連續行はるのである）検査所へ到着し、同所に於て一同宿泊したる上、翌朝は筆記智力試験より始まるのである。夫が終つて一同は初めて全検査員と顔を合はせるのであるが、此の検査員たる者は軍人長官、軍隊心理官三名、精神病科醫一名、隊付將校一名、又は時としては特殊の軍籍代表者一名（衛生官、軍屬、その他）であつて、此等の検査員の面前に於て被試験者達は今日に至る迄の生活振りを敘述することを要求せらるのである。經歷其のものは既に書式により検査員の方では知つて居る譯なのである。然し乍ら今被試験者自身の口から當人の情操的及び精神的發達に影響を興へたる事柄に就ての自由なる報告をば聴取する方が、遙かに印象を受けるのである。抑々鑑定の最初に『經歷分析』を置いたといふのは、深い思慮があつてのことである。と言ふのは、一箇の人格に心理的に接近し得る爲には、如何なる環境的要素なり學歷なりが其の人格の内に混在して居るか、如何なる特別な閱歷即ち明朗なるか又は悲慘なる來歴が重大なる影響を及ぼしたるか、交友仲間は何であるか、劃期的な國家的出來事なり世界的事件なりを如何なる工合に體驗したるか等、其の他種々の事柄を承知して掛るに非ざれば徒らに困難になるだけの話であるからである。但し、此の第一段階に於て被試験者の心に激動を興へることは一け切避る爲、其の報告者の内部に深く觸るるやうな問題は故意に之を避け、検査の最後のところで少人數のときに追及（穿鑿）するまで之を留保するのである。

『表現力分析』

經歷分析が行はれつつある間に既に所謂『表現力分析』も開始されて居るのである。別の一人の心理學者が被試験者の話し振りと言葉とを特に觀察して居る譯なのである。話法と言葉との間には次の如き區別が設けられて居るのである。即ち、『話法』の方にあつては純然たる發音的性格が重要視せられる。即ち、聲の高低、調子、音色、抑揚、語尾、強弱、速度、及び拍子である。も少し詳しく説明すれば、一方に於て坊さんの説教の調子は稍々感情をこめて心底から吐き出すやうな音律を帯びた話し方であるが、他方に於て將校の號令は簡潔で力強く、緊張し切つた叫喚であつて動的な高き響を持つて居るのであつて、此の兩者の間に挟まれて種々な段階の發音的表現が存在して居る譯である。（註書——講演中、右に述べられたる種類の典型的實例を示せる發音表を聴衆に配付せられたり。）

之に反して『言葉』の分析となると、被試験者が如何なる言語及び文句を使用するかといふことが重視されるのである。即ち當人が果して冷靜に、具體的に、そしてくどくどしい話振りをせず一直線に、其の言はんと欲する目標に向つて舵を取つて行くかどうか、夫とも形容詞たつぷりに下らぬことを持出し、まるで自分の饒舌に陶醉でもして居るのではないかと思はれる所はないかどうか、夫が眼目なのである。且此の場合に其の用語の含蓄又は平板さは既に精神的水準の試験の豫備的參考たり得るのである。

以上は表現力分析の第一段であつて、之に續いて第二段として『表情術』の觀察が行はれるのである。肉體的な壓迫感とか緊張感とか乃至は輕微なる苦痛感を興ふることによつて不用意なる、夫故に純然たる表情術的表現を起さしめることが出来れば、其の表れ方を解釋すれば當人の精神的構造に就いて特に深い洞察を得ることが出来るのである。此の場合に大切なことは、神經感動性の深度及び範圍を注意して掛ること、緊張の度合を測り、臨機應變の處置を取るやうにすることである。然しながら又所謂寫眞顔になると、若し明白にカメラの前に立つことを要求したりするといふと、平生の顔面表情を意識的に（若しくは無意識的に）修正する爲、幾多興味ある考察點が隱蔽されてしまふことに成るのである。（註書——講演中此の種のフィルムを幾種か映寫するところあり。）

表現力分析の第三部は『身振り』に關して行はれる。一箇の人格を其の舉措動作の全體より推して覗ひ知り得る爲には、當人の肉體的性質はどうであるかといふこと、即ち其の構造が頑強であるか纖弱であるか、乃至は脂肪肥りの傾向があるか、夫とも目立つて瘦せて居るか、等のことを知らねばならないのである。専ら此等の問題だけを研究して見たいと御希望ある向きには、クレツマー氏（Kretschmer'schen Typen）（身體の構造と性格）を御研究にならんことを御薦めする。而して又筋肉の自由なる活動、又夫と動作、身のこなし、及び身體全體の運動との調和状態をも見得る必要があるのである。であるから我々は被試験者達をスポーツ・ズボン一枚にして走らせて見たり、跳躍させたり、相撲を取らせて見たりするのである。さういふ場合、どことなく物柔らかな情緒的な人間で既に話し振りに於て剛直な響のない怯えたやうな調子を示して居り又表情も緊張味がなくてどちらかといへば寧ろ哀れ氣なところの見えるやうな者は、やはり物腰も柔かく、柔軟で、鯁鋒張らず、唯命之從ふといつたやうな所があるものである。斯ういふ人間は押しが弱い。夫とは恰度反對の型であると、よく見かけるやうに、押しが強く、冷靜な意思型の人間で、其の話し振りからして既に抑揚が少く、壓へつけるやうな音聲で、語尾が判つきりして居り、音吐朗々とした所があり、其の表情に至つては克己的で、まるで木偶の坊の如くである。

さて、變な言ひ方であるけれども、右の身振りの『親モーター』の觀察から數歩を出ずして表現力分析の第四部、即ち最終部に達するのである。之は『子モーター』の分解とでも言ふか、詰り『手跡學』のことである。我々の言ふ手蹟の分析とは、決して符號などのやうに消えかゝつて居る古文書のことではないのである。文字は我々にとつては單に運動作用の結果の『凝結した沈澱物』であるに過ぎないものなの

である。夫故に我々は斯かる字體を書かしたる所以の其の運動の経過を再生せしめ、之を徴候學的に記述することによつて、普通の直觀的な認識、即ち筆跡鑑定家の『賞觀』をば科學的な形のものとする譯なのである。(註書——講演中若干の手跡を映寫して、其の分析を試みるところありたり。)

『精神力分析』

以上を以て表現力分析のことを極く簡単に申し述べたから、今度は此の方法の第二段たる『精神力分析』のことに移つても宜しからう。我々の計畫を手短かに言つてしまへば、一人々々の思考力に可及的な活動範圍を興ふることに在るのである。我々が確かめようと考へて居るところのことは、被試験者が如何なる物の考へ方をするか、又如何なることを知つて居るかといふ點にあるのであつて、——決して彼が何を知つて居らぬかといふやうな點に興味があるのではない。大抵の學校であれば、例へば生徒に一篇の詩を覚えさせて、後日に至り幾許なりとも間違のないやうに暗誦させるのが普通なのであるが、夫とは反對に、我々は然らういふことに對しては餘り興味はないのである。我々の考へて居るのは寧ろ被試験者が謂はば勉強をして居る其の現場を考察したいと言ふのである。即ち、當人が如何なる工合にして自分の課題に取りつくか、如何なる方法にて夫を覚え込むか、又其の爲に幾許の時間を要するかといふやうな點を見るのである。夫であるから我々の方法では、謂はば監視し乍ら當人に考へさせるのである(對物思考試

驗、研究力試験)。我々は又常人が個性的な方法で解き得るやうな『定義文』を之に與へて見るのである。こゝに『嵐』といふ共通の題目で書かれた興味深き文例を二篇だけ讀み上げてみよう。

被試験者甲の書いたものである。

『空氣は慈善家である。といふ譯は、空氣は一般に夫々の自然物に對すると同じく人類をも養ひ、又保護して呉れるからである。空氣は宇宙の寒冷と太陽の暑熱とに對して此の地球を護つて居て呉れるのである。然し夫が一旦嵐となると、實に恐るべき形相を空氣は見せることがある。嵐は屢々樹々を吹き倒すまでになり、家々の倒壊を誘ひ、或は海上に於て怖るべき犠牲を要求することもあるのである。既に多くの誠實にして善良且勇敢なる船乗が此の自然の暴力との戦に於て生命を失はねばならなかつたのである。されど此の闘ひが敗亡に歸し、其の報酬が死であつたとしても、其の責任者は船乗ではなくして、實は其の餘りにも脆過ぎた船であつたのである。……』

次に乙は斯う書いて居る。

『嵐は夫自身としては一箇の自然的出來事であり、風と天候との狂亂である。『嵐』といふ言葉で何時も我々獨逸人の眼に泛ぶのは、強大な激昂した自然の偉力の淨化的な作用である。アドルフ・ヒトラアは彼の突撃隊の一隊々々を嵐と名付けた。彼等は強烈なる力を以て一切の非獨逸的なものを吹き飛ばせよといふ意味であつたのである。歩兵にとつては嵐「突貫の意を併せ有す——譯者」こそ其の苦難の戦

闘準備の目的物なのであり、歩兵としては之が軍人たるの最高の喜びなのである。嵐とは私に言はしむれば戦闘である。愚圖々々した遣り方、又は石橋を敲いて行く遣り方でなくて、破竹の勢を以て一切を突破する遣り方である。……』

以上の作文からして諸君は必ずや既に御自身にて明確な特長を現はして居ることを感付かれて居るに違ひないのであるが、更に次に右兩人の書いた『繪畫文』を御聴きになれば一層判然と御解りになることと思ふのである。被試験者は色々な趣味及び思考方向に合はせて作られた十二枚の繪葉書より一枚を選定して之に就き自由に又強制されずに書いて構はぬことに成つて居るのである。

甲が選んだのは『フランデルンより』と題する繪で、フランデルンの岸邊に家路を急ぐ漁舟を描いたものであつた。彼は之に就て次のやうな文章を書いて居る。

『此の繪は一隊の漁船の拂曉の船出(?)を描いて居るけれども、繪から受ける印象は、大漁の希望を乗せた愉快なる船旅の如くではなく、そこには唯、此の生業の持つ永久の單調さ、涯なき平凡さのみが現れて居るのである。成程強い風が吹き、帆は膨らんで居る。それなのに船は靜かなる海中に靜かに錠泊して居るかのやうに思へる。愉快な船路の陽氣な艦の波頭さへ起つては居ないのである。此の繪を一見して、先頭の船は他の船達よりもずつと上等で粹だとか、別な小舟の帆の張り方は巧いとか、そんなことを言ふ人もあるまい。反對に誰も斯う考へるであらう。成程之で此の船乗達が何を感じて居るか、

どんな生き方をして居るか、何を人生に期待して居るのか、解かるやうな氣がする、と。然う考へたので私は此の繪を作文の題に選ぶ氣になつたのである。』

乙は『ウールリッヒ・フォン・フッテン』と題する繪を選定して次のやうな一文を草して居るのである。

『ウィルヘルム・フォン・リンデンシュミット畫伯の此の繪を、私は幼年の頃『園亭』といふ畫帖の中で見ることがあつた。私は其の本を何時も開いては此の繪に見入つたものである。可なりの苦境に陥つて居るらしいフッテンの仲々した決然とした態度が私の氣に入つたのである。初めて此の繪を見たときの私は、意氣揚々たる出陣のところだとのみ思ひ込んで居た。後になつて私はフッテンの生涯を聴いたのである。筆者は此の繪に於て純な精神的な志操が武士らしく強い人間に如何に具現されるかといふことを現はさうとしたのであると私は思ふのである。此の繪は揚々たる凱旋を現はしたものでなく、次の戦への最後の準備を描いて居るのである。……』

以上二つの作文の個性的色彩は實に明白なるものがあるのであつて、之に就いては何等詳しい説明を必要としないところである。唯私が申上げて置きたいと思ふのは、右の實例は決して極端な場合を挙げたといふ譯ではなくて、之と同じやうな對照は極めて屢々見受けられるのである。斯ういふ智力に關する筆記試験が如何に示唆的なものであり得るかといふことを諸君に御示する爲の實例としては、之で充分であらう。然しながら右の點に就いては勿論今一度、追求(穿鑿)のところになつて立戻つて之を取扱ふ必要

が出てくるのである。蓋し、以上の文例の性格學的價値に就いての最後の判断は被試験者自身と話し合つて見た上でなくては、之を決めるといふ譯には行かないからである。

『動作分析』

愈々第三段の、即ち最後の検査手續を述べる順になつて來たが、夫は『動作の分析』である。抑々何故に所謂本當の意味で膽力試験といふやうなことを爲ないのかといふ質問を我々は極めて屢々受けるのである。之に對する答は、思ひ切り簡單である。曰く、さういふ試験がある筈のもので無いからだ！と。被試験者にして見れば、眞實本當の危険に曝らされる筈のものでないといふ理窟は誰にも解り切つた話なのである。例へば脚の骨を折つたといふやうなことがあれば、見て居て氣持が悪いのも又夫に伴ふ惡結果を招くのも、現に苦痛を受ける常人よりは検査員の方が遙かに大きいのである。被試験者がどれだけの膽力を有して居るか、又彼の性質の中で此の膽力は如何なる位置を占めて居るかといふことを知る爲ならば、我々は其の人間の全人格の解釋よりして推定すべきであり、又其の方が遙かに有效なのである。之に反して、意力の方になると組織的に検査することは我々として充分に出来るのである。之が手段として用ひらるるのは、所謂『連續命令』である。被試験者に困難な條件と甚しき勞苦の下で自分の爲たいやうに仕事をさせて見るのである。彼が餘程の克己心と反撥力とを振起するに非ざれば諸種の要求に應ずるこ

とを得ざらしめて置くのである。而も單に夫許りでなく、時としては又其の仲間を力を貸さねばならぬやうなこともあるのである。斯くの如く仲間の者と一緒に置くのは、單に此の場の目的に役立つ許りでなく、所謂『指導者資格検査』といふ特殊な検査の爲でもあるのである。勿論、我々の前に立つて居るのが決して『指導者の人物』である譯でもなく（此の言葉を斯くの如く若い者達に向つて使用するのは危険である！）又教育家である譯でもないといふことは、我々自身極めてよく承知して居るところである。然し乍ら我々の考へとしては、單に意力の證明だけでなく、序に全人格の證明をも取つて置かうといふ譯なのであつて、従つて若し此の注文通りに聴かない者があつたにせよ、其の者の突嗟の拒絶は又其の精神的素質を覗ひ知る上に重大なる參考と成るのである。（註書——此の問題は甚だ込み入つた問題であるから、紙面の都合上、茲には極く大雑把に取扱つただけで止めて置く次第である。然し乍ら他日機會を得て今一度此の問題だけを詳しく展開することもあらう。）

『追　　及』

以上で性格學的検査は全部終了したので、今度は、既に幾度も其の名を挙げた追及（穿鑿）の番である。これでは被試験者は唯心理學専門家と精神病科醫各一名と對座して居るだけである。此の對談は訊問の形に流れないやうに注意しなければいけない。若し左様な性質を帯びて來ると効果が無くなつてしまふ

のである。勿論、對談は經驗に富める検査員の方から發せられ誘導されて行くには相違ないのであるが、夫にしても必ず被試験者をして自ら自己認識を行はせつつ自分の考へ、計畫、長所、短所に就いて話させるやうに検査員の側に於て注意することが肝要である。司法官であられる諸君に向つて、此の間の微妙なる手心に就て今更私から諄々しい説明を申上げる迄もないことである。事實我々としても此の様な追及に我々の方法の最も重點を置いて居る次第である。といふ譯は、『問題の子供』を簡単に検査する場合、又は擇り分ける場合、乃至之と接觸する場合、普通ならば順序よく一々の検査段階をやつて行つて判斷し得ることも、此の穿鑿を待つて全部の謎を解かねばならぬやうな場合は極めて多いからである。斯る場合でも、私の以上の説明からして諸君にも御解りであらう如く、經歷分析、表現力分析、精神力分析を行ふことは困難ではないのである。然しながら、動作分析には實生活に於ける從來の仕方を巧みに訊き出して之を補足するやうにしなければ駄目である。

遞降棒其の他の反應検査器具、回轉椅子及び回轉輪、摩擦帶及び感受力検査器、標定幕、發信器、測深計及び聽力計等によつて特科兵に適するか否かを確むる場合にも、穿鑿といふことは重要な要素である。蓋し、唯之を行ふことによつてのみ我々は常人が現在有して居る諸種の機能的に良好な性質は常に且絶對に現實に發揮せらるるものかどうかといふことを確め得るからである。

されば性、格、學、的方法は此の穿鑿を以て其の最高頂とするものであると共に、検査は全部之を以て終了するのである。

今や上來述べ來れる種々の考察點よりして個々の石材が運び込まれて遂に其處に大略の象眼細工的な人間の圖が出来上つて居るのである。此の圖を描き出すのは心理學者が其の所見の結果としての仕事であるが、然しながら斯くの如く鑑定され描き出されたる人物が將來の士官として果してどの程度迄適當して居るか若くは適當して居らぬかといふ判斷を下すのは、検査に立會つた將校の仕事であるのである（尤も最後の決定權は司令官に在るのである）。

ここになると最早や科學の出る幕ではないのであつて、舞臺は實際家の番である。而して正に此の實際家の協力があるが故にこそ、國防軍心理學は實生活を離れた理論一天張りの科學と成るやうな惧れがなくて済んで居る譯なのである。寧ろ夫は、不斷に變化する實生活と密接なる接觸を保ちつつ、心の研究法の、又總ゆる人物鑑定法の、寶庫と成つて居るのであり、今後も寶庫として残るであらう。

五、司法官試補研究團に於ける體育

司法官試補、體操競技教師　ドクトル・ポールマン

司法研究團にあつても體育の必要であることは、司法官養成規則を一見して明かなるところである。(前文、第三十四條第二項、第三項。尚ほ第二條第一項、第三項を参照すべし。)故に茲に唯研究團の體育を如何に組織するかといふことを述べさせて頂きたいと思ふ次第である。

此の問題に對する解答に必要な基礎を造る爲には、體育なるものの本質及び目的に就て尠くとも大雑把の説明を興へて置くことが不可缺事である。

體育の本義

體育の本義は何かといふことに成れば、體育は單に其の保健的價值だけから評價すべきものでないことは、勿論今更説明して掛る必要もあるまい。無論、所謂啓蒙時代にあつては屢々體育は専ら衛生的效能だけがあるものとする見解が行はれて居たのであつた。そして今日と雖も往々にして體育なるものをラヂオの擴聲器を相手に、やつたりやらなかつたりの體操の時間のことだと考へたり、乃至は恩給取りの御歴

歴達のなさる例の樵夫仕事「ゴルフを指すか? — 譯者」のことだと考へたりするやうな、然ういふ平板的な物の見方をする危険は依然としてあるのである。(人或は言はん、夫でも全く體育をやらぬよりは結構であらう、と)。然し乍ら既に啓蒙時代の末に至ると、就中、グーツ・ムーツの如き人が出て来て、(之はヤーンの出現以前のこと、一七五九年より一八三九年迄の人である)體育をば教育者の眼を以て眺めるやうになつたのである。此の頃から以來、段々に體育といふことが教育家の立場よりして考察せらるるやうに成つて來た譯である。而して教育制度の中に於ても體育に對する見方は變遷を経て來て居るのである。此のことは觀易き理である! 體育といふものは人間と時代といふものと結び付いて居るものである。時代々々によつて一定の人間の『解釋』があるやうに、體育の評価も時代の異なるに従つて種々に解釋せらるゝのは當然のことであつたのである。グーツ・ムーツは人間を肉體と精神に分つて考へて居る。彼は心身二元論 (Körper-Geist-Dualismus) の信奉者であることを自から公言して居るのである。體育史上最も多く使はれた言葉であるところの『我々は健全なる身體に健全なる精神があるやうに祈るべきなり。』 *„ornatum est, ut sit mens sua in corpore suo.“* こそはグーツ・ムーツの信條でもあるのである。即ちグーツ・ムーツは斯う言つて居る。『既に數百年以來、教育の大目的は、健全なる精神は強且健なる肉體に宿るといふことである』と。グーツ・ムーツが典型的なる啓蒙主義者でも、合理主義者でも、個人主義者でもなかつたといふことは確かなところである。彼が體育は青春の歡喜を纏へる勞働なりと喝破したの

は決して啓蒙主義や合理主義や個人主義の意味に於てはなかつたのであつて、若し然らざれば、體育を以て祖國的教育に斯く迄も重要なものとは考へ得なかつたに相違ないのである。尤も彼と雖も其の時代の精神的影響から全く脱却し去ることは出来なかつた。啓蒙といふ精神的水薬は彼に於て相當の効果をを見せて居たのであつた。同じく一個の教育家であつたフィート(一七六三年——一八三六年)も矢張啓蒙の立場からして次の如く言つて居るのである。曰く『體育とは人體を完全にすることを目的として行ふ其の一切の運動竝に體力の使用を謂ふ』と。斯くの如き體育創建の時代に於て、革命者となつたものはイヤーン(一七七八年——一八五二年)であつたのである。彼は他の人々の如く體育を誤解して居らぬ。彼は體育の偉大なる豫言者であるイヤーンの考へ方の土臺を成して居るものは煩瑣哲學でもなければ又職業的訓練でもなくして、一箇の世界觀であることは、我々の後に述ぶる如く彼自身の言葉よりして明確なるところである。イヤーンの欲したところは、一箇の新しき人間觀を創造することにあつたのである。彼は完全なる人間を欲したのであつた。若しくは、彼の言葉で言へば、活動的な人間、眞實に獨逸的な、即ち民族精神(Volkstum)によつて固められたる人間を欲したのである。イヤーンは時代の旋風の中に揉み抜かれた。即ち其の時代こそは、實にメッテルニヒが民間體操家に向つて警告を發した時代であり、又コッツェブーエが暗殺された時代であつたのである。體操禁止令が布かれたのも其の當時のことであつたのであつて(一八二〇年)、イヤーンも『獨逸國統一を目的としたる極めて危険なる持説の廉により』逮捕せら

るに至つたのである。(因みに彼の裁判は五ヶ年半の歳月を要したのであるが、第二審に於て無罪放免の宣告があつて終局したのであつた。)一八四八年に新しき時代が始まり體操禁止令が解かるに及んで、體操は『男子の教育として必要不可欠のもの』たることは正式に承認せらるに至つたのであるが、普通學校體操の創設者たる彼のシュピースは、イヤーンを排してグーツムツと結んだのであつた。斯くしてシュピースはグーツムツ流の、而して又啓蒙主義の、思想の完成者となつた。彼が中心としたところのものは活力ある肉體に非ずして、自己の基底として『肉體』を有して居るところの、意識ある人間であつたのである。

夫の引續く時代に於て、體育といふことは屢々解剖學的、生理學的、生物學的、心理學的の各方面より研究せられた。而し乍ら此等の——夫自身としては誠に結構なる——研究によつて、體育の本義は益々漠然たるものと成つて來る許りであつたのである。苟くも體育の意義を考へて見ようとする程の人達は、グーツムツやフィートと同じ方向を辿るといふ有様であつたのである。例へばフィヒテにしても斯う言つて居る。曰く、『我が肉體に對する一切の配慮は、當然且必然に、唯之を徳性の有能なる道具たらしめんが爲の目的に奉仕せしむべきなり』と。即ち、彼と雖も肉體と精神とを兩斷して、而も(肉體を蔑視するの意味に於て)肉體を精神の下位に立たせて居るのである。人格に關するところの倫理學の中に肉體のことを挿入する眞意は奈邊に存するかと云へば、夫は人格の完成の爲に必要であるところの道德的諸

要求を満す爲には肉體を有して居なければならぬといふにあり、又社會の觀點からすれば、強力なる道德的社會を完成する爲には社會成員の肉體的訓練が必要である、と斯ういふ趣旨なのである。

私は何も茲で、人格や社會やの爲に體育を要求するのは正しくない遣り方だと言はうとする譯ではない。私は唯、體育の本義は一箇の目的だけで盡きて居る譯のものでないといふことを言つて置き度いと思つて居るだけの話である。

肉體と精神の合一

我々が肉體——精神の分離から其の統一へと還らざる限りは、我々は體育の本義を詳かにすることは覺束ないのである。我々からすれば肉體と精神とを分離させる必要はないのであつて、寧ろ身心の合一こそ高調しなければならぬのである。成程我々も肉體と魂とを對立させることはある。然し乍ら夫が爲に兩者の統一を破らせることは無いのである。肉體に精神なく、精神に肉體はない。然しながら、魂なくして肉體のみ存する筈はなく、肉體なくして魂のみ在る筈もないのである。肉體と魂とは互に結び合つたものである。此の兩者の合一の現れこそは生命なのである！ そこには、唯生ある者のみ知り得らるる有機的な統一感があるのである。若し我々が人間は肉體と魂とより成り立てるものであると觀ずれば、彼の嚙々とした一群の人間の活潑なる動きをば一箇の目的の立場からのみ眺めて居るといふやうなことは、

我々として到底考へ得られない事柄であつて、我々は之を目して一片の人生とより他に解しやうは無い筈なのである！ 勿論、そこには矢張り一つの目的はある。然し乍ら其の目的たるや、直接に體現せらるる譯のものではないのである。其の目的は全く自然に充足されて行くのである。凡そ正しき體操競技場ならば必ずそこに現はれて居るところの彼の本源的な歡喜と自己肯定、あれこそ體育の本質なのである。體育とは、夫以上に重大且正常なる目的を立つる必要を認めないところのものなのである。夫故に體育は一箇の目的のうへに立つものではなくして、寧ろ全體を、即ち生活を、自身の内に取入れて居るものなのである。

歡喜と自己肯定とに充ちたる人生の一斷片であるところの眞の體育には、又共同生活體 (Gemeinschaft) の原理も包含されては居る。然しながら夫は、多數の人が集り合つて來て且運動の種類よりしてそれが許されるといふ場合に於てだけ、然うなのである。假りに一人の人間が生命力と歡喜とに充ちながら、朗らかな愉快な舟行を唯一人だけでやつたとしても、其の男は眞の體育を行つて居るのである。然し其處には共同生活といふものは全然無い。大勢の人間が相集つて行ふ體操とても之と同じことで、夫は常に必ずしも共同生活體の體驗を仲介するものではない。然しながら夫に拘らず、——若し體育なるものに對する態度が正しかつたならば、——其の個々人は、其々に行ふ體操の際に、よし弄々と身に沁みる程ではなくとも、其處に共同生活を體驗することは出来るのである。一例を擧げて言ふならば、之は私の想像である

けれども、研究團の宿舍にある五百人からの試補達の多くは、互ひに餘りよく識り合つた仲である譯ではないが誰もが集つて一大共同炊事世帯を構成して居るのであつて、其等の人々が黎明の静寂の内に朝の體操を行ふ際、其處に共同生活の何等かの力とか生命とかと言つたやうなものを感じるであらう。夫は毎日同様の程度に於て感ずる譯ではないのであつて、時には表面的には詰らぬやうに見える何等かの偶然事、例へば競技の教師の發した諧謔的な言葉と云つたやうなことの爲に、全試補が一つの和やかな氣分の内に持ち來されるといふが如き場合もあるのである。總てに和やかな愉快な氣分は全部の者の心を結びつけるものである。或時は總ての者が跳躍運動の共通のリズムを感じ、或時は『操り人形』によつて皆の心が『しつくり合ふ』場合もあらう。或時は潑刺たる若人が夫々に自己の、又自分の朋輩の生命といふものを感得するであらう。然しながら眞の共同は特に遊戲にある。殊に競争的な遊戲に於て現はれる。競技の競争に於て、生氣溢るる連中が其の天分と幸運と意志とを悉く賭けて互ひに勝利を争ふときも然うである。然しながら其の競争が一轉して鬪争となり、生氣溢るる連中が最早や互ひに仲間であることを止め、數と數が争ひ、技能と技能が相撃ち、卷尺とストップウォッチとが競技場を壓し、レコードを争ふことが目的となつて來ると、最早や其處には共同はなく、況んや眞の體育といふものは無くなつてしまつて居るのである。然しながら健全なる遊戲と競争の間には、歡喜溢るる共同生活の片鱗が現れて居る。

然し單に夫だけのことではないのである！ ボイムラアは既に一九三〇年に、「獨逸體育の本義と其の

完成」なる彼の講演（選手團と科學、四五頁以下 *Männerbund und Wissenschaft, S. 45 ff.*）に於て次の如く述べて居る。曰く『眞剣且有意義なる運動としての體育が共同生活體から引離し得ないものであるならば、而して此の共同生活體といふのが國民のことであるならば、我々は須らく體育の最終的意義は矢張り政治的なるものであると謂はざるを得ないのである。——勿論、此の政治的なる語は、我々が普通に考へ慣れて居るところよりも更に深く且更に純粹なる意味に於て、之を考ふべきである。我々は此の政治的といふ語が希臘語に由來するものであることを想起しなくてはならない。體育とは一種國民精神的なるもの、又愛國的なるものであるのである。神聖同盟の各政府はイヤーンに於ける此の民主々義的なるものを的確に感付き、男子達の共同體育の政治的性質を看取つたのであつた。若し此の、友情によつて結び合はされたる自由なる人々の結束なかりせば、國家は單に一箇の機械的形骸たるに過ぎないのである。各種のグループに集結し居る青年等は、彼等がイヤーン體育の精神を汲むものである限り、國家との間に一つの關係を持つて來るのである。夫は單に直接其の追求する目的の爲に然うなるといふだけのことでなくして、更に此の體育によつて青年達が現實なる國民の一員たることの自覺を得るであらうといふ理由からしても然うなる譯のものなのである。——そして實に國家とは、整然たる秩序を持つたところの國民以外の何ものであらう？』と。又體育總裁は次の如く云つて居るのである。曰く、新國家の政治的體育の理想とするところは『國民の一員であり國家の支柱的一分子であるとの政治的意識を有する身體健全、生活力

旺盛、性質堅實、意志強固なる人間である」と。

イヤーンへ還れ

以上の如き體育觀によつて我々は舊き體育との間の一切の橋梁を破壊し去つて、直接にイヤーンへと還ることとしたのである。イヤーンは駄辯を弄して體育の本義を説くことを敢てしなかつた。然るにも拘らず彼の著作『獨逸體操術』（一八一六年出版）は我々の爲に充分の啓示を與へて居るのである。即ち同書に於てイヤーンは體操術に就き次の如く述べて居る。

『體操術とは、表はれたる人間的教養の均齊を回復せしめ、單に一面的なる精神化に眞の肉體を與へ、過度の優雅に對して男性美を復活せしむることにより所要の均衡を興へ、青年の共同生活の中に人間の全部を包括せしめ理解せしめようとするものである。』

人間が現世に於て肉體を有する限り、而して其現世的生活の爲には矢張り肉體的の生命が必要とさるる限り、其の肉體的生命は體力と健康、持續力と辛棒力、器用と敏活といふやうなるもの無くしては無用なる影となり終るのであつて、——其の限りに於て體操術は人間的修養の主要部分を占めざるを得ないのである。斯くの如き肉體及び生命の使用術、此の保身擁護の祕法、此の防禦法が斯くも長き間顧みられず居たといふことは、我々の不可解とするところである。而して此の肉體を顧みず愛を顧みざりし前時代の

罪障は、今日にても尙ほ多少とも各人を悩ましつたのである。此の故に體操術は、果なき命の人間が此の現世に棲む限り、何處如何なる時代に於ても聽かるところの人類的な問題なのである。然し乍ら夫が段々に特殊な形と仕方を持つやうになり、相當に個性を持った祖國的色彩ある完成品となり民族精神の色彩を持ったものとなつて來るのである。天と地と國と民との要求に従つて、體操術は不斷に唯時代に即し國民に適したものをのみ追求してゆかねばならぬのである。斯くして體操術は國民と祖國との中に根付いて來、而して益々夫等と密接な關係を持つて來るのである。されば又體操術は専ら獨立の國民の間に於てのみ成長し、唯自由なる人民の爲にのみ奉仕するのである。』（前掲書、一六二頁以下。）

『體操場』に關聯してイヤーンは素晴らしいことを述べて居るのであるが、若し我々にして之を正し讀むならば、そこから次のことを感得し得るのである。即ち、競争と技能に對する喜び、歡喜といふものが、而して又次第に進んで行く技術に對する歡喜といふものが、體操への力強き衝動と成るものであるといふこと、之である。即ち彼は次の如く述べて居る。

『體操場とは總て肉體力の活動する場所、男性的鬪争精神を修得する道場、武士道精神の仕合場である。……體力は徐々にしか増すものでない。力量は徐々に進んで段々に完成されて行くのである。屢々困難なる段階になると、やつて見ても却々駄目である。然し熱心な研究と、慘憺たる努力と、不屈の精進との結果は遂に報ひらるるところがあるのである。此の成功を齎すところのものは、無氣力の邪道を切り抜け

て不撓の意力へ、辛棒強さへと念願する心である。此の辛棒強さにこそ一切の勝利の榮冠は掛けられて居るのである。一念を發起すれば必ず成就するものであると知つたとき、人は豁然として胸中に悟りに似た氣持を感じるのである。彼の者の遂に爲し遂げたるは照覽ありしところなり、何とぞして我の又之を仕遂げんとする望みをば叶はせ給へ。體操の團體に於ては敢行といふことが習性となるのである。競争の相手があれば總ゆる苦勞も軽くなり、重荷も喜びとなるものである。相手を測りて研鑽を積み、其の力を鍊り、自らを苦めて向上を圖る。故に一例あれば取て以て範となし、其の功は千萬の説法に勝るものがあるのである。德行ありて之を見倣ふ者なしといふが如きは未だ嘗て無いのである。

獨逸の國土に於て名ある町にして一箇所の體操場も有することなくして果して可ならんや。『そは贅澤なり』といふが如き異議を唱ふるは必ずや頭のみあれば以て迷ひ出るに足るとなす愚物共であらう。經費は自ら生まれよう、士たるもの宜しく敢行して亦他を思ひ惑ふべきではない。』(獨逸體操術、一六三頁以下。)

そしてイヤーンが如何に共同生活に注意したかといふことは、彼の定めた一般的な體操規則及び休養所(二三)(後段に説明するところあり)に關する原則の二三を見れば明白なるところである。體操規則の第二條乃至第四條には次の如く規定してある。

『第一條——體操場に出る場合は専ら鼠麻の體操服を着用すべし。』

第三條——體操者は體操時間中體操場に在る間は仲間の體操者に對して有する自己の憤懣、確執、及び敵愾心を現すべからず。各人宜しく平和、歡喜、友愛の裡に體操することに専念せよ。

第四條——體操場に入りては憎惡又は怨恨を思ふべからず。往復の場合、體操行軍の場合亦同じ。』(獨逸體操術、一八一頁所載。)

右の體操規則第二條は、郷に入りては郷に従ふべしとする共同生活の思想よりするに非ざれば之を理解することは出来ない規則である。他の箇所でイヤーンは體操服のことに就き明確に次の如く述べ居るのである。

『鼠色麻地の襯衣並に同様のズボンに誰人と雖も調達し得るところなり。若し外國産布地を以て製したる品を許すこととせんか、體育は忽ちにして富者、分限者、金持、物持の輩の爲の體育と化し去るべし。——不如意なる者、困窮者、貧乏人も亦參加するものぞ。』(獨逸體操術、一七四頁。)

體操者の用ふる合言葉も徒爾には出來て居なかつたのである。曰く。

『貧富も、稱號、位階、自分も、

我等の知るところに非ず。

體操の同志は一切平等、

祖國こそ我等の寶なれ!』

イヤーンは Tie に就しては左の如く述べて居る。

『體操場は訓練場に非ざるが故に、何から何まで固苦しいばかりが能ではない。尤も訓練の最中には體操者は其の關係のこと以外を口にすべからざるは明白なるところである。然し乍ら其の代り、各體操場には其の施設の大小に應じて適當の Tie を置くことも亦當然のところである。Tie とは集會所であり、休憩所であり、娛樂場であり、社交場たるものである。……』

Tie には腰掛を置いて體操者の使用に委すのである。來場した許りの者は此處にて休息し、體操に疲れたる者は休憩し、友人相向つて話すことも出来るのである。……そこには愉快なる談話あり、元氣なる諧謔あり、青年らしき洒落あり、唄あり。全體操場に於て飲食を爲し得る場所は唯此の所だけである。……體操場にあつては固麵麩と水の他は飲食せしめない。固麵麩を口にすることの出来ない徒輩は空腹ではないのであるから、歸宅する迄辛棒させて宜しい。水を飲むことの出来ない徒輩は若し渴して居るのでなければ未だ體操が足りない者であつて、恐らくは戶外で運動することが不足して居るのである。』(獨逸體操術、一七六頁。)

我々はそこに、イヤーンが如何に共同生活といふことに注意して居たかといふことを見るのである。

尙ほ最後に若干イヤーンの言葉を引用して以て、イヤーンが體育をば政治的使命と見做して居たことを知るの頼りとしよう。獨逸體操術の中で(一七九頁以下)次の如くイヤーンは述べて居るのである。

『……獨逸少年及び獨逸青年の最高の且最も神聖なる義務は、獨逸人と成り、獨逸人として生き、以て國民と祖國の爲に強力く働くことである。……斯くして彼の最惡の佛蘭西統治時代にあつてさへも、體操青年は國王と祖國に對する愛を心中に訓戒せられ、銘記せられたのであつた。言葉を以てすると行動を以てするとに拘らず、又隱然たる公然たるに拘らず、獨逸的なものと獨逸語とに反して横着なる所爲あり又は輕蔑すべき所行ありし者に對しては、先づ忠告を與へ、次で警告を發し、尙ほ且其の非獨逸的行爲と所行を改めざる者は體操場の全員の前に引出して之に譴責を加ふべきである。獨逸の民族性を故意に誣ふる者、外國的なものを愛好し、褒め、推奨し、辯解する者は、一人として體操團に來ることを許さないのである。』又獨逸的民族精神の中には次の如く述べてある。曰く『體育は完全なる國民教育の一手段である』(一五三頁)と。又曰く『眞實の國民教育は諸他の修養と同時に未來の祖國擁護者を造り出す爲の準備工作をも引受けなければならぬのである』(一五二頁)と。『國民教育とは國民性を目的として教育することである』(一一七頁)。之によつてイヤーンは體育と國民精神との切つても切れぬ關係を簡潔的確に言ひ現はしたのであつた。國民精神 (Volkstum) なる語は——之は彼の創造に成れる語であるが——果してイヤーンに於て何を意味するものであるかといふことを、彼は其の著、獨逸國民精神の中に於て判然と、特に美しく且明確に、次の如く述べて居るのである。曰く『個々人が集りて衆と成り、衆は結びて全體となり、全體は愈々大を加へ來りて、太陽の如く宇宙の如く一切のもの悉く蒐り來つて遂に偉大なる「全」と

なる。——此の統合力は、最高且最大、最廣の人間社會たる國民の場合、之を國民精神と言ふ以外に言ひ現はしやうはない。それは國民の共有物であり、天賦の本性であり、刺戟であり、生命であり、更生力であり、繁榮能力である。國民の全成員の中に國民的思想と感情、愛と憎、喜びと悲しみ、拒否と享受、希望と憧憬、尊敬と信念が保たれるのも之があるが爲である。國民精神は國民の個々人の自由と獨立は亡びても總ての者によつて護られ、多くの者、總ての者が殘餘の者と結び合つた結束堅き社會に於て更に一層強化されさへするのである』と。(國民精神、三〇頁。)

國民精神の涵養

イヤーンは何故に自分が國民精神の涵養を斯く迄も高唱するのであるかといふ理由を正確に意識して居たのであつた。唯國民精神のみが帝國を護るものであるといふこと、一切の力は國民精神の中から湧き出るものであるといふことは、彼の知つて居たところなのである。彼は斯う言つて居る。『國民なき國家は無であり、魂なき手工細工である。國家なき國民は無意味であり、身體なき空氣の如き幻影であること宛も世界を彷徨するジプシーや猶太人に異ならないのである。國家と國民とが合一したとき其處に初めて帝國が生れるのであつて、従つて帝國を保持するところの力は矢張り國民精神であるのである』と。(國民精神、三六頁。)

以上は私は故意に長々とイヤーンの著書を読み上げた所以のものは、之によつて諸君に、イヤーンの言説の美しさと明確さとを、而して就中イヤーン式體育の美しさと明確さとを可及的印象深く提示したいが爲めであつたのである。ヒトラア總統自身も一九三三年のスイツトガルトに於ける獨逸體操大會の席上、イヤーンを以て體育の偉大なる先覺者なりと稱揚せられたのであるが、又其の著『わが闘争』の中ではイヤーンの精神を振起して次の如く述べられて居るのである。曰く『民族的國家に於て肉體の訓練といふことは、個々人に任せて置くべき事柄でなく、又先づ第一段に親達を覺醒させて第二段、第三段の順番になつて初めて一般の之に對する興味を喚起させればよいといふやうな事柄であるのではなくして、實は夫は、國家によつて表現せられ又保護せられるところの國民精神の自己保存の爲の一要件であるのである』と(四五三頁)。又他の箇所には次のやうにも述べられてあるのである。曰く『民族的國家が其處から出發しなければならぬ前提條件は何ぞやと言へば、夫は、國民社會にとつては、假令學問的の教養は淺くとも身體強健にして資性極めて善良、而も毅然たる覺悟と意力とに充ちたる人間の方が、頭許りの虛弱者よりは價值があるといふこと、之である』と。

我々が體育とは斯くの如きものであると見るならば、法律家の研究團に於ても體育といふことが重要な位置を占むべきものであることは、些かも疑ひ得ざるところである。蓋し、研究團の目的とするところは、青年法律家をして完全なる執法者たる人物たらしむるやう教育することに在るのである。然しながら

唯單に教養、即ち知識と世界觀だけを傳授することのみが教育の能ではないのである。(クリークの言ふが如く) 品性即ち心の持ち方、心の整ひ方を造ることを目的とする訓育も亦、教育の基本態型の一つたるを失はぬのである。而して此の品性を陶冶する教育の根本方策の中には體育といふことも入つて居るものである。司法官養成規則が訓育を重視して居るといふことは、一週一度の(！) 研究團會合日を定めて居り、其の主たる仕事を共同生活と友誼の促進といふことに置いて居る點より見ても、直ちに明白なるところである。研究團會合日の此の目的を達成するが爲には、體育を大いに考慮するの要があるのである。何故とならば、研究團會合日に正確に體育を行ふといふことになれば、夫によつて友誼即ち一般に共同生活が促進せらるることは工場參觀などの比ではないからである。尤も斯う言つたからとて、何も研究團會合日の大部分を體育に費すべしといふ譯でもなければ、乃至は反對のことを言はうとする心算でもないのである。品性教育といふ點からすれば、研究團會合日を參觀に費してしまふといふ仕方は、一日を體育に費す仕方に比較すれば、價值が少いといふことも一方では考へて置かねばならぬ事柄である。これは精神教育に重きを置く爲に他ならぬ。然し乍ら他方に於て、從來の經驗よりすれば、餘り頻々として參觀を行へば興味が薄れてしまふといふことは明白なるところであつて、従つて參觀の教育的價值も疑はれて來掛つて居る様な状態であるのである。事態斯くの如くであつて見れば、研究團の指導者たる者は宜しく冷靜なる眼光を以て、其の託されたる試補達の要望に鑑み、研究團會合日の利用法につき配合宜しきを得る様

心掛けなければならぬのである。單に參觀不能とか乃至は答案の作成といつたやうなことも不能であるといふだけの理由で以て研究團會合日を中止にしてしまふ等のことがあつてはならないのである。體育ならば何時たりとも行へるのであつて、正しく行はるる體育ならば其の喜びは次第に増しこそすれ、決して減ずるといふことは無いのである！ 更に私としては、總ての研究團に於て少くとも月一回は研究團會合日を丸一日全然體育に當つることは躊躇なくやつてよいと思ふのである。而して其の上に今一日を多少とも體育の爲に丸潰しすべきかどうかといふことに成ると、夫は一概には言へないところである。然しながら茲に次の一事だけは私として強調して置かなければならない。夫は、研究團指導者に於かれて、若し自分がさう月に何回も試補達と一緒になつて體育許りやつて居たら、彼奴仕事を忘れて居るなといふやうに思はれはせぬか、杯といふことを考へて居られる方はまさかあるまい、といふことである。規則正しく月に一日又は二日の研究團會合日を定めて丸一日又は半日だけ體育の爲に振り向けるといふことが、如何に六ヶ敷い仕事であるかといふことは、夫をやつて見たことのある人でなければ、逆も想像もつかないところである。月に一度以上、體育を実施せらるる研究團指導者は、私の確信を以てすれば、研究團の目的に對して認識不足であるとか、法律の研究團をばスポーツ團にしてしまつた等の非難を恐れる要はないと思ふのである。抑々週一度の研究團會合日なるものは共同生活と友誼の促進を目的として居るものであり、そして體育は此の目的を達成する爲に特に好適なるものである、といふことは既に私の述べて置いた

ところである。私は又體育の一般的價値に就いても既に觸れて置いたのであつた。私は然しながら此の機會に於て、尙ほ次のことを、よし暗示的にでも、特に申述べて置き度いと思ふ次第である。

研究團會合日に於ける體育

研究團會合日に體育を行ふといふことは、單に試補達相互の親睦を來す爲の手段である許りでなく、更に又彼等をして清廉なる心情を涵養させる助長手段として適して居るのである。通例、正しき精神を以て行はるる體育は徳義觀を高めるものである。此のことは一般に認められて居る事實なのである。

此のこの根本原因は、私見を以てすれば、心理的な過程（即ち過剰なエネルギーの反應作用）に在りとするよりは、寧ろ、就中共同にて行ふ體育が率直、公正、清廉を養ふといふ事實の中に在るものと見るべきであらう。競技場に於ては殊に正しい體育を行ひ居る場合、駄洒落の類は這入る隙はないのである。イヤレンは之に就て次の如く言つて居る。曰く『青年をして、男性的な生活力の充實せる原型を見せしむるならば、廢類的な慰樂、樹懶的な眠食爲すところなき状態、淫蕩なる情熱、狂水病的な耽溺による青春の體力と時間との浪費は直ちに熄むであらう』と。（獨逸體操術、一八〇頁。）

然しながら夫のみならず尙ほ研究團指導者にとつては特に重要なことがあるのである。即ち、研究團指導者は體育をば、試補相互の親密を持ち來す爲の恰好の手段たらしめることが出来るのである。研究團

指導者たるべき人は新鮮にして剛直、且活動力ある士であるべきは言を俟たぬところである！ 彼は單に體育の指圖を爲し得るといふだけのことでなく、更に自らも之に参加しなければ駄目である。若し自身先頭に立つて之を指導することが出来るならば、更に可である。（尤も實際に夫を爲すだけの技倆を有して居るのでなければ不可けない！）參事官リヒター博士が『司法官試補の世界觀的及び政治的訓練』なる博士の講演について行はれた討論の際に言はれた言葉を拜借して云ふならば、研究團指導者は此の體育の方面に於ても矢張『實行によつて人心を把握する』様に心掛けねばいけないのである。若し研究團指導者にして其の試補達との間に仲間的な關係を持つことに成功するならば、試補達の人物を正しく識るといふことは易々たるところであつて、而も見學や酒宴やによる場合よりも一層判然と識ることが出来るのである。スポーツの場合であると、其の他の催物の場合に比較して、青年達は全然強制を感せず自己を表現するのである。今迄巧妙に猫を冠つて濟し込んで居つた青年が、スポーツの際に實に不愉快なる性癖を曝露するといふが如きことも稀でないのである。然しながら又、之迄は引込み勝ちで、他とそぐわず、内氣な様に見られて男が矢張普通の連中と變りないことを示す場合も珍らしいところではない。之は恐らく其の男の隠れた善良な素質が體育によつて初めて顔を出すやうになつた爲なのであらう。——序ではあるが、此の點に關聯して想起せられんことを御願ひし度いのは、參事官グリーンツァルト氏が『人物鑑定法』なる講演の中で、表現力分析（即ち、表情は體力を緊張せしめて判別するのが最も良く、身振りは疾

走、跳躍、等によつて判断するのが最も良い。)とか意力分析(最大の精神集中を必要とする仕事を爲さしめて試験する。)とかに就いて申されたところの事柄である。――

以上述べ来たところによつて、根本的な諸問題は概略取扱つてしまつた譯である。依つて次に尙ほ、研究團會合日を體育に當る方法に就いて若干の私案を申し述べて置き度い。

スポーツ日私案

數日間に互る旅行特にスキー行に就いては、私から改めてくどくどしく申上げる迄もないことである。唯私の申上げて置きたいと思ふのは、先づ第一に、スキー行の場合には私の考へとしては、特に設備の整つて居る場合は別であるが、然らざる限りは、若し出来得べくんば少くとも初心者等の爲にスキー教師を一名雇つて戴いて、研究團の團員が初心者達の爲にスキーの手ほどきをやらねばならぬやうな煩しさを無くした方が宜いと思ふのである。スキー教師に就いて學んだ方が普通としては一層熱心にもなり、且又成績も擧るものである。立派なスキー教師であれば研究團の氣分を紊すといふが如きことも無いのである。斯る教師は直ぐに團員達の氣持ちを呑み込み、其の上共同生活の氣分を促進しさへするものである。次に私は數日間に互る旅行の場合の夜會の仕方に就いて、數言を費して私の之に對する態度を申し述べて見度い。研究團會合日に關する討論のときに、青年宿舍(Jugendherberge)の經驗に就いては大分議論が多か

つたやうである。而して其の時殆んど誰もが言つたことは、就寝時間が早過ぎる(午後十時消燈)のが青年宿舍の大缺點だといふことであつた。私が之に就て考へて頂きたいと思ふのは、一二泊泊りの徒歩旅行の場合果して試補達が第二十二時頃に就寝し得ないかどうかといふ點である! 私は何も既に決定せられた集會案に反對意見を述べようといふ氣で居る譯ではない。然しながら、其の話とは別に於て、私の考へでは、自然の風物に接した後で單にぐずぐずして深夜まで麥酒と濛々と立置むる煙草の烟の中に話し込んで居る杯といふのは、結構なことでないやうに思はれるのである。夜は早く寝ね、朝は眼を輝かして起きろ! である。況んや青年宿舍に相客でもあれば、其等の人々に對する遠慮からしても一般宿泊者規程を守るのが禮儀でもあるのであつて、研究團の爲に特例を開かせよう杯といふに至つては、以ての他のことである。勿論、スキー小舎での夜會の際などに葡萄酒を四分一杯とか麥酒を一杯とかいふ程度ならば何も反對すべきでないことは言ふ迄も無いところである。然しながらスキー小舎での夜會は餘り長引いて舊式の學生宴會に成つてしまふやうなことがあつてはならないのである。正しき山小舎生活を守れ! である。(民謡を唄ふとか、自分の手柄話をするとか、陽氣な朗讀や映畫をやるのが精々のところである。時には又其の土地の因縁話を仕込んだものや、其の他山小舎の生活の範圍に適した一般的教育的な朗讀を演るのもよいであらう。)尙ほ最後に私は數日掛りの旅行の場合によくある『慾張り見物』に就いて若干申し述べて置きたいと思ふ。抑々技術の進歩につれて世界は次第に小さくなり、従つて我々は我々の祖先達

に較べると世界のものを多く見過ぎて居るのである。ところが、正に此のことあるが故に、我々の見方が浅くなるといふ危険が生じて居るのである！ 事物が我々の上に困惑的豊富さをもつて襲つて来る爲に、我々としても物の見方が表面的にならざるを得ない危険があると同時に、其の弊大切なことになるを得て見落し勝ちなのである。我々は物に驚くといふことを忘れてしまつては駄目である！ 我々は宜しく歳月の進行の中にあつて永久に子供の心で居り、驚かされるものを見度いといふ心構へで居なくてはならないのである。

研究團會合日を丸一日なり乃至は其の何分の一かを體育に費さうといふ場合、其の仕方に就いては、以下に述ぶるところが何かのお間に合へば幸甚である。

全一日を體育に費される場合ならば、先づ最も手近かなのは、若し春秋の候なりとすれば蹴ソシヤレンクするが宜しく、且天氣清朗の日ならば更に遊戯を行ふべきである。夏ならば自動車を馳つて、泳ぐもよく、遊戯に興ずるも可なるべく、冬ならば又跋涉するもよく或はスケート、スキーをなすもまた宜しからう。

一日乃至二日掛りの研究團としての催しの範圍ならば、二箇所の研究團の間に於て（都市對抗の形式も可）對抗競技を行ふことも出来るのである。私の聞いたところに依ると、既にケルン研究團とコブレンツ研究團の間に於ては此の種の對抗競技がコブレンツ地方裁判所々長其の他の臨席を仰いで開催せられたことが一度あるさうである。又、特に二日も費して宜いやうな場合ならば、對抗競技の序に他處の町を訪問

したのを好機として史蹟なり記念建築物なりを見學することが出来るやうなことも稀ではあるまいと思ふのである。

或は又右とは反對に、研究團會合日の其の日の主たる目的は何か參觀するといふやうなことになつて居たとしても、先づ大抵の場合、體育をやるだけの時間の遺線はつくであらう。參觀は大抵二三時間もあれば済んでしまふものである。であるから、若し夏であるとすれば、郊外迄出掛けての參觀といふ場合には必ず猿又なりボールの一つも携帯させるやうにすることである！ 若し又夫が冬であるならば、頑丈な靴を履いて來させ、服も最上等の他所行き用でないのを著て來ることに決めて置けば、直ぐ其の儘で雪合戦位やつてのけられるのである！ 或は又スケートなり、橇なり、スキーなりを（行先に應じて）携行させることにするのである！ 以上は單に一例に過ぎない。大都會ならざる土地にありては、假令町なかへ見學に出かける場合であつても、見學が終つたらば至急に町から引返へしてくるなり、乃至は何處かの競技場迄驅付けることは大抵の場合出来るのである。之に反して大都會となると試補達は右の様に簡單に、例へば午前中に市内での見學を終つて午後は郊外に出るといふ運びに行かないことも屢々あるのである。夫にして、大都市に於ての見學の場合でも、残りの半日あれば自動車で郊外に出て水泳なり遊戯なりをすることも出来ようし、或は又市内の競技場なり體操場なりに行つて一緒に體育をすることも出来るであらう。僅か許りの車賃に構つては居られないのである。大抵の場合、煙草の二三本、麥酒の一杯も節約すれ

ば家計の均衡を取戻す位譯はないのである。

研究團會合日を丸一日體育の爲に費つても構はぬ場合、又は見學などのことの爲に體育の爲には半日しか残らないといふやうな場合、此等の場合に爲し得る程度の體育ならば、最初から研究團會合日は半日しか使はない、即ち午前中は明きた、といふやうな場合でも大體出来ることは言ふまでもないところである。

何處かの競技場なり體操館なりで體育を爲し得る機會は、雜作なく得られるであらう。大都市に於ては屢々個人でも協會員でなくとも僅少の入場料を拂へば競技場を利用することが出来るやうに成つて居るのである。若し其處に運動用具の備へ付けがないならば、事情によつては研究團の方で排球用具なり、ハンドボール用具なり、メヂチンボールなりを購入することにしても宜しからう。夫も憾劫ならば、其の儘で何等の道具なしでやつても、結構愉快なことに變りはないのである。斯かる場合であるといふと、研究團指導者なり優秀なる試補なりは、例へば輕體操 *Körpergymnastik* (譯者註) (原註) とか道具不要の遊戯とかを餘程要領よく指導してやつて行けるやうでなくてはなるまい。若し之が御誂へ通りに行かないとしても、其の研究團の爲に適當なスポーツ教師を得ることも概して大した困難ではないであらう。即ち一例を挙げると、私の知つて居る或る場合では、某ギムナジウムの體操教師が、身體上の缺陷ある研究團指導者に代つて、其の研究團のスポーツの指導を無報酬で引受けて居るといふのがあるのである。一般の入場を許すと

いふやうな競技場が一箇所も無いといふやうな土地では、大抵の場合其の町なり適當な獨逸體育協會なりに願ひ出れば、何處か運動場——冬期は又ホール——を都合して呉れることに成つて居るのである。例の二時間一人二十ペニヒの *K. d. F.* (*Kraft durch Freude* 原意は「力は喜びより」といふ意にして労働者の慰安を目的とする有名なる團體なり——譯者) の授業に研究團として参加しても、大抵は故障は起るまい。之であれば道具は一切無料で使用が出来、而も其の上に保険付きである。私の信ずるところを以てすれば、研究團の規模の大小を問はず、又其の所在地たる都市の大小を論せず、凡そ其の機會だに巧みに利用するならば、尙ほ且夫でも體育が巧く行かぬ等といふ話はあるまいと思ふのである。

(譯者註) 輕體操には徒手體操・器具體操を含む

(原註) 輕體操でも相當面白くやらせることは出来るのである！尤も夫れが常に最大の歡喜を呼ぶといふことは、出来ない相談でもあり、且その必要もないのである。夫故輕體操は餘り長時間に互らせないことになつて居るのである。相手を要する體操 (*Partnerübungen*) とか地の上に兩手をついてする體操 (*Bodenübungen*) とかになると、夫でも大抵は面白がられるのである。

私の確信して居るところを以てすれば、研究團内の體育といふことは試補達からは大いに喜ばれるであらうと思ふのである。唯之を正しく行ふといふことが肝腎である。正しく行ふといふことの中には、就中、歡喜を伴ふといふことも入つて居る譯である。夫であるから、先づ一例を舉げて見れば、風が吹きまくつて時には時雨も降らうといふ様な秋の日を見計らつて遊山をやらうといふ人間も居らぬ譯なのであ

る。然しさういふ天候の日でも、やらうと思へば勇敢に秋の跋渉をやつて構はぬ譯である！木の葉は騒ぎ、風は頭髮を吹き亂し、頬は赤くなるし雨は背に徹するといふやうな跋渉ワンデルンを血氣の若者が有難がらぬとは、私には考へ得られぬところである。何故といつて、其の氣分たるや彼の旅ワンデルンの唄の氣持にそつくりのものだからである。

『雨よ、風よ、俺等には夫が可笑しい。』

俺等は若いし、其の方が結構なんだ。』

最後に當つて尙ほ私はヒトラア總統が一九三三年にスツットガルトに於て言はれたることを復誦したいと思ふのである。曰く『第三帝國に於ては單に知識のみならず、又體力も物を言ふのである。そして我の最高の理想は、堂々たる體軀の内に輝やかしい精神を宿したる未來の人間の型である。斯くして人々は金錢と財寶とを超越して理想の豊饒に至るの道を再發見するのである』と。諸君は研究團指導者として總統の希望せらるるが如き世代をば教育することに協力し得らるることを誇りとせらるべきであると、私は信ずる次第である。

参考文献——左にイヤーンの人物竝に體育の全體に就ての評価を手早く、容易に、且根本的に可能ならしむる簡單なる著述及び論文を若干掲げて置く。

- 一、イヤーン著、獨逸國民精神（レクラム文庫、二五八番）——Jahn: Deutsches Volkstum——本書はイヤーンの著作中の白眉にして、其の序文の第一句より跋文の最終句に至る迄熟讀翫味すべき書である。
- 二、イヤーン著、獨逸體操術（レクラム版）——Deutsche Turnkunst——
- 三、國民社會主義勞働黨月刊雜誌、一九三四年五月、第五十號。——Nationalsozialistische Monatshefte——
- 四、ボイムラー著、選手團と科學、一九三四年版——Bäumler: Männerbund und Wissenschaft——
- 五、雜誌『體育と身體的教育』——Leisübungen und körperliche Erziehung——一九三六年、第二十二號所載のブンガルトの論文『フリードリヒ・ルートウィヒ・イヤーンの選手團創設』——Bungardt „Die männerbündischen Gründungen Friedrich Ludwigs Jahns.“——（但し右雜誌の發行所は次の如く）
Weidmannsche Verlagbuchhandlung, Berlin SW68, Zimmerstr. 94)
- 六、イヤーンに關する極めて短く而も的確なる評論は『獨逸法律』誌に掲げられたる（一九三六年、七六頁所載）カイゼルの一文『國民的秩序としての國防軍』である。

獨逸の司法官試補養成に關する邦文々獻

- (一) ナチス以前のもの
 - (1) 齋藤常三郎氏 司法官及辯護士の養成（法學論叢一四卷五、六號、一五卷二、三號、破産法及和議法研究第三卷一八八頁以下）
 - (2) 司法資料一八五號 プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
- (二) ナチスのもの
 - (1) 齋藤常三郎氏 ナチスの判事養成規則（法學論叢第三一卷第四號）
 - (2) 關 宏二郎氏 獨逸司法官養成規則（法曹會雜誌一三卷四號）

一九三七年獨逸國司法官試補指導者會議錄 終

號數	年月	司法資料表題	號數	年月	司法資料表題
第一號	大正一〇、二	定型アル犯罪ノ調査（賭博編）	第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二號	〇、二	第二回國際少年保護會議議事録	第二〇號	〇、二、三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録	第二一號	〇、二、三、五	勞動裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論（附）統一労働法編纂委員會起草労働裁判法私案
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所	第二二號	〇、二、三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル検事局及司法警察	第二三號	〇、二、三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法概観（附）丁株ノ社會政策的立法概観
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會	第二四號	〇、二、三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集	第二五號	〇、二、三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及使用者委員會並ニ労働争議ノ調停ニ關スル法制（附）調停制度概観
第八號	二、六	英國及ラウエーの丁ノ警察	第二六號	〇、二、三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度（附）英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令	第二七號	〇、二、三、八	短期自由刑論
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程	第二八號	〇、二、三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第一一號	二、九	英國ノ判事及主事ト論	第二九號	〇、二、三、九	獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第一二號	二、〇	英佛ノ辯護士法制	第三〇號	〇、二、三、〇	獨逸國労働裁判所法案及理由書
第一三號	二、二	獨逸ノ辯護士法制	第三一號	〇、二、三、〇	獨逸國少年裁判所法
第一四號	二、三	獨逸ニ於ケル益獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告	第三二號	〇、二、三、二	司法制度改良論
第一五號	二、一	辯護士倫理	第三三號	〇、二、三、二	獨逸新經濟法
第一六號	二、二	獨逸國調停法案及同理由書	第三四號	〇、二、三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（佛伊白蘭國之部）
第一七號	二、三	英國監獄制度			
第一八號	二、四	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文			

獨逸の司法官試補養成に關する邦文々獻

- (一) ナチス以前のもの
- (1) 齋藤常三郎氏 司法官及辯護士の養成(法學論叢一四卷五、六號、一五卷二、三號、破産法及和議法研究第三卷一八八頁以下)
- (2) 司法資料一八五號 プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
- ナチスのもの
- (1) 齋藤常三郎氏 ナチスの判事養成規則(法學論叢第三一卷第四號)
- (2) 關 宏二郎氏 獨逸司法官養成規則(法曹會雜誌一三卷四號)

一九三七年獨逸國司法官試補指導者會議錄 終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエリノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、〇	英國ノ判事及また一論
第一三號	二、二	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、三	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	二、一	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	二、二	辯護士倫理
第一七號	二、三	獨逸國調停法草案及同理由書
第一八號	二、四	英國監獄制度 獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	労働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一労働法編纂委員會起草労働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概觀
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及使用者委員會並ニ労働争議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三〇號	三、〇	別裁判例
第三一號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三二號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三三號	三、二	司法制度改良論
第三四號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號	大正三、三	職業組合、仲裁又仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例、埃國及瑞西之部	第四九號	大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號	〃 一、一	職業組合、仲裁又仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部)	第五〇號	〃 一、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號	〃 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんとニ於ケル刑事手續	第五一號	〃 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號	〃 一、二	佛國借家借地法	第五二號	〃 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第三九號	〃 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例、英國、加奈陀之部	第五三號	〃 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號	〃 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號	〃 一、〇	佛國商事裁判制度
第四一號	〃 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號	〃 一、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號	〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號	〃 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號	〃 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號	〃 一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文
第四四號	〃 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號	〃 一、二	米國少年裁判法
第四五號	〃 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第六〇號	〃 一、四	不定期刑言渡ノ制度
第四六號	〃 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	六一號	〃 一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四七號	〃 一、六	瑞西辯護士法	六二號	〃 一、二	英國刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第四八號	〃 一、七	露西亞事情	六三號	〃 一、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

第六四號	大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號	大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號	〃 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號	〃 一、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號	〃 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號	〃 一、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號	〃 一、四	假釋放	八三號	〃 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號	〃 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録	八四號	〃 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第六九號	〃 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號	〃 一、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第七〇號	〃 一、六	英國司法警察論	八六號	〃 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號	〃 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號	〃 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號	〃 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號	〃 一、七	正義と貧民(其二)
七三號	〃 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	八九號	〃 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號	〃 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號	〃 一、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號	〃 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號	〃 一、八	英國に於ける警察裁判所
七六號	〃 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號	〃 一、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號	〃 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號	〃 一、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號	〃 一、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概観)	九四號	〃 一、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號	〃 一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號	〃 一、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
			九六號	〃 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
			九七號	〃 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號	大正五、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和三、八	チェッコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號	二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	〃	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	昭和三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	〃	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	〃	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	〃	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	〃	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	〃	チェッコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	〃	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號	〃	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	〃	司法ニ關スル法制	第一二一號	〃	賭博に關する調査
第一〇五號	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	〃	佛國の檢察制度
第一〇六號	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號	〃	フレデリック・バイウナターリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一〇七號	〃	保安處分	第一二四號	〃	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	〃	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	〃	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	〃	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	〃	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	〃	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)	第一二七號	〃	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	〃	單獨判官と司法官制	第一二八號	〃	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	〃	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	〃	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號	〃	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	〃	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	〃	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和三、九	ソヴィエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號	〃	德川禁令考後案(第二帙)
第一三二號	〃	ソヴィエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號	〃	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	〃	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	〃	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	〃	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	〃	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號	〃	治安判事論	第一五五號	〃	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號	〃	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	〃	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	〃	刑の量定(前篇)	第一五七號	〃	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	〃	刑の量定(後篇)	第一五八號	〃	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	〃	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	〃	德川禁令考後案(第三帙)
第一四〇號	〃	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號	〃	少年保護司指針
第一四一號	〃	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號	〃	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	〃	德川禁令考後案(第一帙)	第一六二號	〃	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	〃	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	〃	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	〃	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	〃	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	〃	ソヴィエツト露西亞民法(前篇)	第一六五號	〃	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	〃	ソヴィエツト露西亞民法(後篇)	第一六六號	〃	德川禁令考後案(第四帙)
第一四七號	〃	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	〃	支那歷代刑事法思想(上卷)
第一四八號	〃	ソヴィエツト露西亞刑法	第一六八號	〃	支那歷代刑事法思想(下卷)
第一四九號	〃	ソヴィエツト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法 行刑法			
第一五〇號	〃	英米獨佛の手法法及小切手法			

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件起接小引
第一七二號	七、〇	ソヴェエト法の理論
第一七三號	七、三	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の果
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(人事の部)
第一八八號	九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポランド改正刑法 及ポランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國エタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號	〇、二	德川民事慣例集(動産の部)
第一九三號	〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	〇、五	ポランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	〇、七	ソヴェエト・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條例
第二〇〇號	〇、〇	一九二二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事録
第二〇一號	〇、〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に於ける審査委員會會議記 録

第二〇二號	昭和〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、二	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	二、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	二、一	德川民事慣例集 不動産の部(上)
第二〇六號	二、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	二、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	二、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	二、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	二、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て検出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	二、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	二、五	英國の刑事裁判
第二一三號	二、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	二、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	二、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	二、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	二、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度の改正について
第二一八號	二、〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一節)
第二一九號	二、二	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號	二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二三號	二、三	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 の改正條文と各理由書
第二二四號	二、三	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	二、三	佛國法學通論
第二二六號	二、三	初等英法教科書
第二二七號	二、四	フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と刑事
第二二八號	二、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	二、五	滿洲帝國新刑法典草案同施行法新 刑事訴訟法典草案
第二三〇號	二、六	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	二、七	新法律學の基本問題
第二三二號	二、八	清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録
第二三三號	二、九	滿洲帝國民法典
第二三四號	二、〇	將來の獨逸刑法(總則)
第二三五號	二、二	滿洲帝國商法規

第二三六號 昭和二三、一 將來の獨逸刑法（各則）上
 第二三七號 〃 二三、二 刑法委員會事業報告
 第二三九號 〃 二三、四 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
 第二四〇號 〃 二三、五 一九三七年獨逸株式法理由書
 第二四一號 〃 二三、六 法律家たるの適性に就て（法律家特
 察）に判事の職務に就ての心理學的考
 一九三七年獨逸國司法官試補指導者
 會議錄

14.5
54

終